

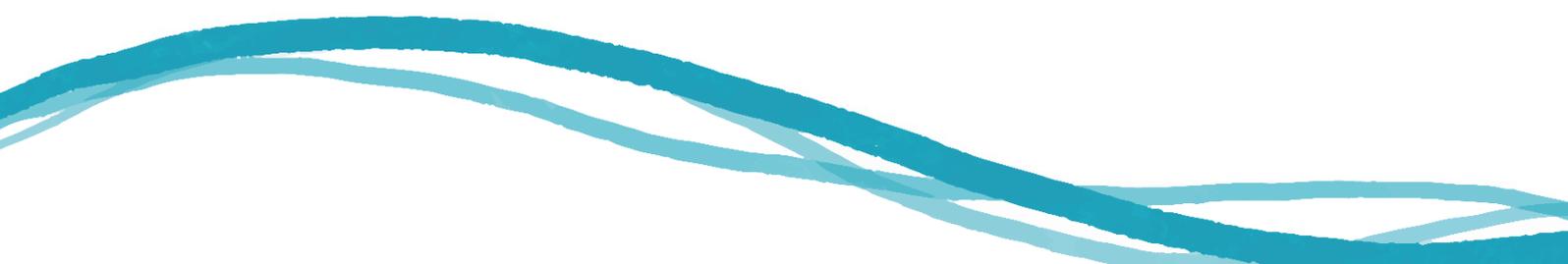


第3次大和郡山市地域福祉計画
第2次大和郡山市地域福祉活動計画

令和6年（2024年）3月

大和郡山市

大和郡山市社会福祉協議会



世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山

今から70年前の昭和29年1月1日に誕生した大和郡山市は同32年3月31日に片桐町と合併し現在の市域が形作られました。

その後、昭和43年に創刊された市民だよりは公募の結果、『つながり』と命名されたのですが、「『つながり』を見た?」とか「『つながり』に載ってたよ」という会話がごく普通に交わされ、『つながり』が市民の合言葉になっていることを大変嬉しく思うとともに、地域社会の変化を先取りしたみごとな命名だったのではないかと、あらためて感じているところです。

そうしたなか、第3次地域福祉計画の基本理念は「世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山」と、前計画の考え方を継承し、つながりが盛り込まれることになりました。

地域福祉の最前線を担う社会福祉協議会が中心となる地域福祉活動計画とあわせて地域共生社会をめざす指針となることを願ってやみません。

一方、令和3年4月に施行された「改正社会福祉法」では、地域共生社会の実現に向けて、これまで市町村が行ってきた相談支援などの取り組みを活かしながら、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「重層的支援体制整備事業」が創設され、第3次計画では本市においてもこの事業を活用した取り組みを実施することとしています。

本計画には『公民連携による空き家の利活用』『サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）の展開』『公民連携による買い物支援』など多岐にわたるテーマのコラムが数多く掲載され、より親しみやすい冊子となりました。

地域福祉の推進に向け、引き続きよろしくごお願い申し上げます。

令和6年（2024年）3月



大和郡山市長 上田 清

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
第2章 大和郡山市の現状と課題	5
第3章 計画の基本的な考え方	11
1. 基本理念	11
2. 基本目標	12
3. 施策体系	13
4. 本計画での圏域の考え方	14
第4章 施策の展開	16
基本目標1 誰もがつながり、支えあえる地域づくり	16
基本施策1-1 誰もがつながり、活躍できる場・機会づくり	16
基本施策1-2 市民主体の多様な活動の活性化	19
基本施策1-3 地域の課題解決力の向上【重点施策】	22
基本施策1-4 地域の防災力・防犯力の向上	24
基本目標2 誰ひとり取り残さない相談支援体制づくり	26
基本施策2-1 課題を抱えた人・世帯に気づき、支援につなげる体制の強化	26
基本施策2-2 課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化【重点施策】 ..	28
基本目標3 地域福祉を推進するための基盤づくり	32
基本施策3-1 地域や福祉などへの意識づくり	32
基本施策3-2 地域福祉の推進を支える人への支援、人材の育成・確保	36
基本施策3-3 生活基盤の整備	38
基本施策3-4 地域福祉の推進に向けた庁内連携および市と市社協の連携の強化【重点施策】 ..	40
重点施策について	41
1) 地域の課題解決力の向上（基本施策1-3）	42
2) 課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化（基本施策2-2）	44
3) 地域福祉の推進に向けた庁内連携および市と市社協の連携の強化（基本施策3-4） ..	46
大和郡山市成年後見制度利用促進基本計画	48
大和郡山市再犯防止推進計画	50
第5章 計画の推進について	52
1. 計画の推進体制	52
2. 計画の進行管理	52

資料編	53
1. 統計データからみる大和郡山市の現状	53
2. アンケート調査結果からみる大和郡山市の現状	60
3. ヒアリング調査結果からみる大和郡山市の現状	72
4. ワークショップ（住民懇談会）の結果	76
5. 大和郡山市地域福祉計画策定委員会運営要綱	78
6. 社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会運営要綱	81
7. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿	83
8. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会開催経緯	84
9. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経緯	85
10. 大和郡山市地域福祉計画策定庁内検討委員会	86
11. 大和郡山市社会福祉協議会ワーキングチーム	87
12. 用語解説	88

コラムの目次

コラム 1-1-1 公民連携による空き家の利活用	17
コラム 1-3-1 「大和郡山モデル」の実践を通じた地域課題の解決に向けた取り組み ...	23
コラム 1-3-2 地域ケア会議	23
コラム 1-3-3 地域包括支援センター圏域で行う地区担当者会議	23
コラム 2-1-1 サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）の展開	27
コラム 2-2-1 ヤングケアラーとその支援について	29
コラム 2-2-2 にも包括ワーキングチーム	30
コラム 3-1-1 合理的配慮の提供	33
コラム 3-1-2 コミュニティスクール	35
コラム 3-3-1 公民連携による買い物支援	39

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では、本格的な少子化・高齢化、人口減少社会の到来に伴い、単身世帯や核家族、高齢者世帯の増加などが進んでいます。また、生活環境や雇用環境などが大きく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの多様化、世代間の意識の違いなどにより、地域でのつながりの希薄化や地域社会の脆弱化などにも歯止めがかかっていません。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、より多くの人々が社会的孤立や経済的困窮に直面するとともに、地域でのつながりを維持・創出してきた様々な活動の継続が困難な状況になっています。

このような社会状況の中で、単身高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人の増加や8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、行政による分野別の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題が地域で多く生まれています。

これらの課題に対応していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進が強く求められています。

国では、令和3年(2021年)4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行し、地域共生社会の実現に向けて、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市では、平成31年(2019年)3月に「第2次大和郡山市地域福祉計画・第1次大和郡山市地域福祉活動計画」(以下、「前計画」という。)を策定し、「世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山」を基本理念として掲げ、その実現に向けて、「誰もが支えあい、助けあえる地域づくり」と「包括的な支援体制づくり」に取り組んできました。

また、より効果的・効率的に前計画を推進できるよう、「地域包括支援センター圏域での仕組みの強化」や「地域での課題解決力を育む地区社協(地区社会福祉協議会)づくり」「権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築と権利擁護センターの設置」を重点的な取り組みに設定し、積極的に施策・事業を推進してきました。

「第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画」(以下、「本計画」という。)は、このような社会状況の変化や、本市の地域福祉を取り巻く現状・課題、国などの動向を踏まえ、大和郡山市(以下、「市」という。)と大和郡山市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)が連携し、それぞれの役割を認識・共有しながら、本市における地域共生社会を実現していくために策定するものです。

地域共生社会の実現に向けた国の動向と「重層的支援体制整備事業」

- 平成30年（2018年）4月に施行された「改正社会福祉法」において、市区町村は「地域共生社会の実現」に向けた包括的支援体制づくりに努める旨が規定されました。
- 令和3年（2021年）4月に施行された「改正社会福祉法」において、地域共生社会の実現に向けた体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- 重層的支援体制整備事業は、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。
 なお、この事業は市町村の手あげによる任意事業ですが、実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援を創設することが必須条件となっています。

【重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容】

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）	Ⅰ 相談支援	○介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施 ○以下の2つの機能を強化 ①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能） ②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能	Ⅰ～Ⅲを通じ、 ・継続的な伴走支援 ・多機関協働による支援を実施 ※支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）
	Ⅱ 参加支援	○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施 （※1）世帯全体としては経済困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど （※2）就労支援、見守り等居住支援 など ○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う	
	Ⅲ 地域づくりに向けた支援	○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能	

出展：社会福祉法の改正趣旨・改正概要（厚生労働省）

2. 計画の位置づけ

1) 法令上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市町村がつくる「市町村地域福祉計画」と、同法第109条の規定に基づく組織である社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。また、本計画の推進を通じて、同法第106条の3に規定される「包括的な支援体制の整備」を促進します。

さらに、本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

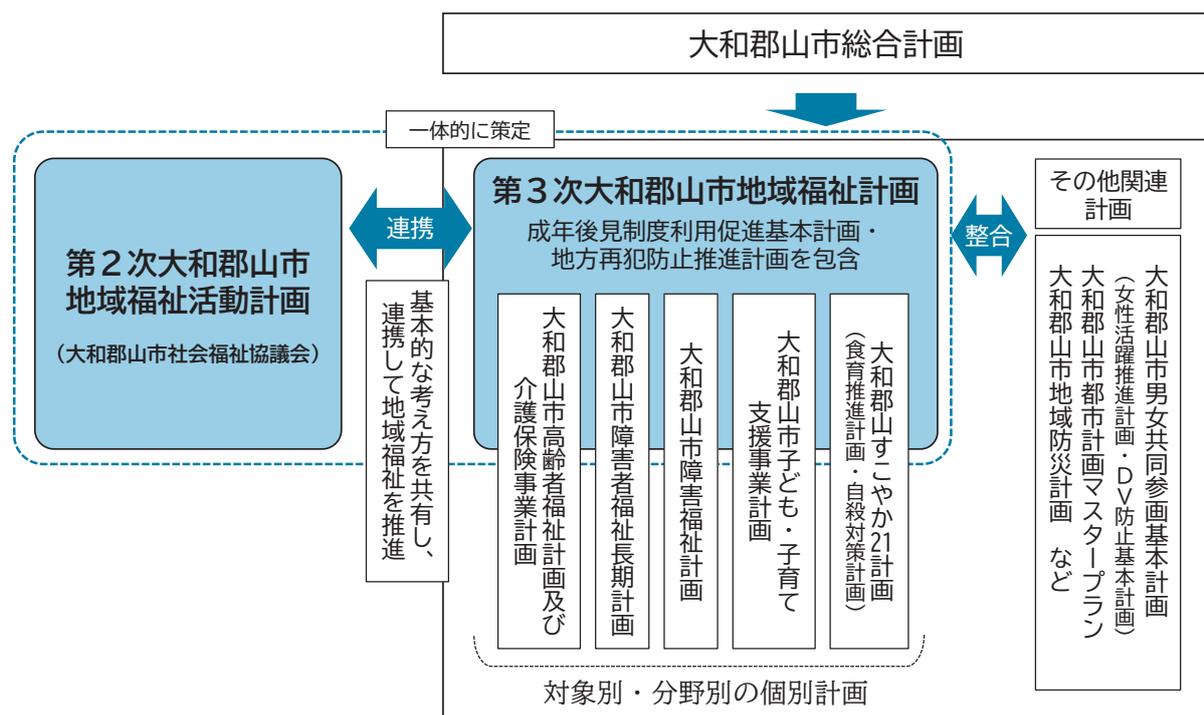
2) 関連計画との関係

「地域福祉計画」は、「大和郡山市総合計画」を上位計画とし、「大和郡山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「大和郡山市障害者福祉長期計画」、「大和郡山市障害福祉計画」、「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」、「大和郡山すこやか21計画」などの福祉分野の個別計画と整合・連携を図りつつ、それらが共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられています。また、他分野の関連計画とも整合・連携を図ります。

「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の理念や目標に基づき、市社協を中心に、地域住民や民間が主体となった具体的な取り組みを整理するものです。

本計画は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもので、それぞれの役割を認識しながら、連携して地域福祉の推進を図ることをめざします。

【第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画と各計画等との関係】



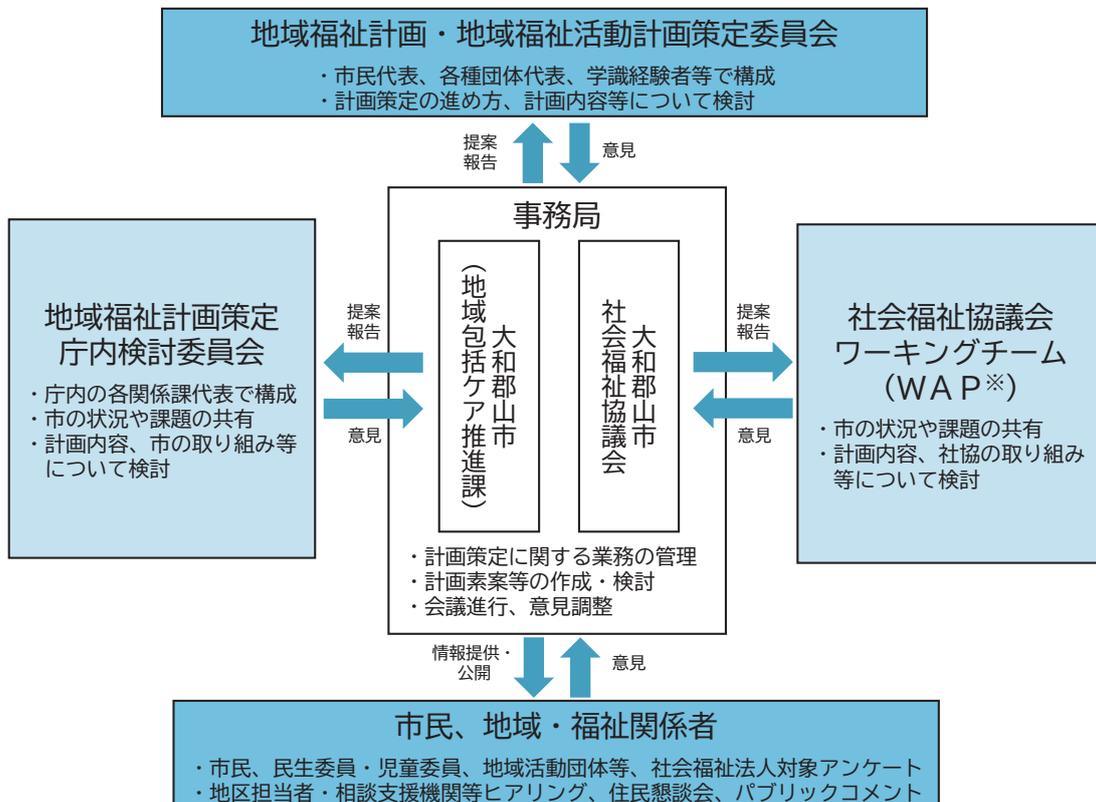
3. 計画の期間

本計画の期間は令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。
 なお、社会情勢や市民のニーズの変化、関連する法制度の変更に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
総合計画	第4次(平成28年度~令和7年度)		第5次		
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画				
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第9期(令和6年度~令和8年度)			第10期	
障害者福祉長期計画	第3次(平成28年度~令和7年度)		第4次		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期(令和6年度~令和8年度) 第3期(令和6年度~令和8年度)			第8期 第4期	
子ども・子育て支援 事業計画	第2期 (令和2年度~6年度)	第3期			
すこやか21計画	第2次(平成26年度~令和7年度)		第3次		

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市と市社協が連携するとともに、地域住民、地域団体、福祉に関連する関係団体、専門機関に対して、以下のような意見収集、協議の場を設けました。



※WAP: ウェルフェア・アクティビティ・プロジェクト

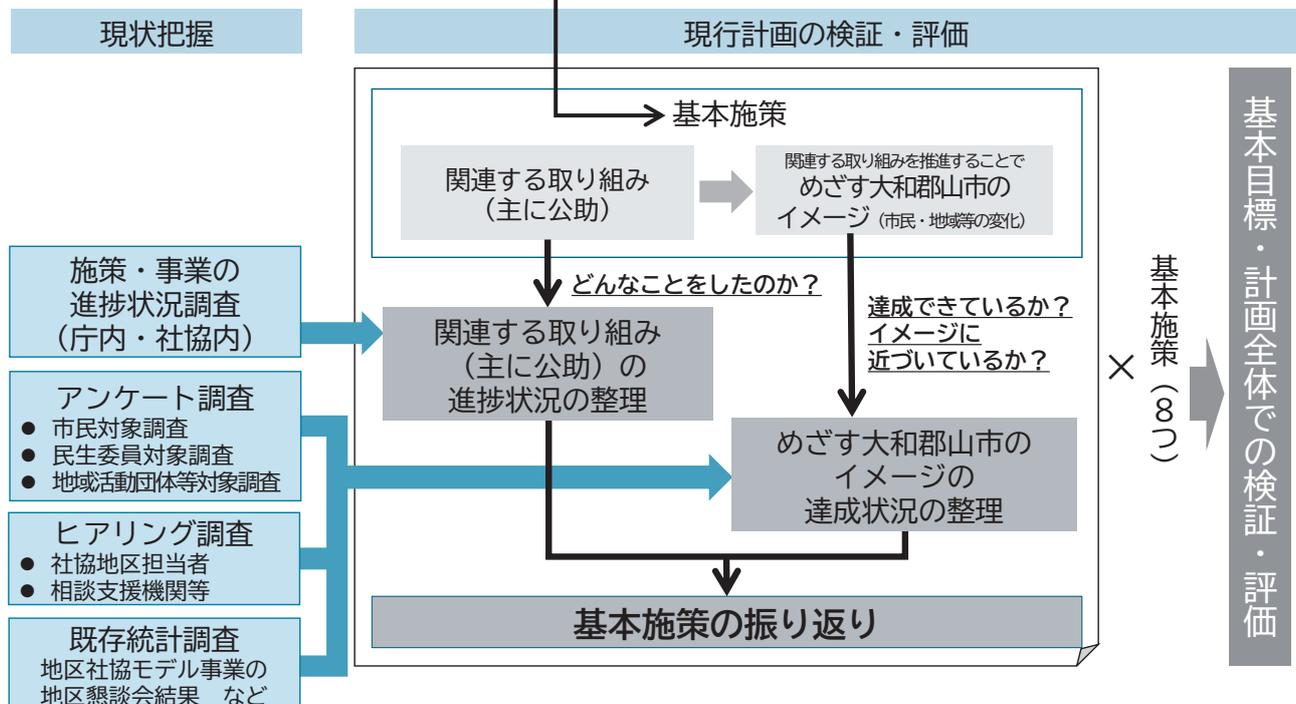
第2章 大和郡山市の現状と課題

前計画の施策体系に沿って、関連する取り組みの状況をはじめ、既存統計データ、各種アンケート調査やヒアリング調査などを踏まえ、前計画の振り返りと今後取り組むべき事項などを整理しました。

前計画の施策体系

基本目標	基本施策
1 誰もが支えあい、助けあえる地域づくり	1. 地域や福祉への意識づくり 2. 誰もが気軽に集い、出会い、交流できる機会・居場所づくり 3. 誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり 4. 地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり 5. 安全に安心して暮らせる環境づくり
2 包括的な支援体制づくり	1. 地域での見守り体制・相談機能の充実 2. 相談支援機関の連携体制の構築・強化 3. 権利擁護支援体制の強化

■振り返りのイメージ



前計画：基本目標 1 誰もが支えあい、助けあえる地域づくり

基本施策 1 地域や福祉への意識づくり

- 1) 地域や福祉に関心を持つ機会の提供
- 2) 福祉教育・学習の推進

- ① まち・地域への愛着を持つ市民や住民相互の自主的な支えあいなどが必要と考える市民は多いが、実際に地域・福祉に関する活動に取り組むのは依然として高齢層であり、住民の地域への関心は希薄化。一方で、**地域や福祉に関心を持ち何らかの活動をしたい市民も一定数おり、地域活動などの実践につなぐ工夫が必要。**
- ② まち・地域への愛着が、地域・福祉に関心を持ち、地域・福祉が自分や家族などに関連することと認識するという段階にはつながっていないため、**ターゲットやライフステージに応じた、多様な分野での意識づくりとともに、福祉教育・学習の充実が必要。**

基本施策 2 誰もが気軽に集い、出会い、交流できる機会・居場所づくり

- 1) 多様な出会い、交流の機会づくり
- 2) 地域で気軽に集える居場所づくり

- ① 多様な出会い・交流のための機会づくりでは、**コロナ禍の影響により中止・縮小などで取り組みの空白期間ができたことにより、地域活動としての交流事業などの継続・再開が困難なケースもあることから、地区社協などを中心とした身近な地域での交流を支援・促進することが重要となっている。**
- ② 高齢者や子どもの身近な地域での居場所づくりは広がっているが、担い手や場所の確保などが大きな課題となっており、**既存の居場所の運営への支援が必要。**
- ③ **地域での交流や親密な近所づきあい、居場所[※]への市民のニーズは高い。**また、障害者やひきこもり、在住外国人などを対象とした居場所、**誰もが参加でき、社会的孤立の解消や気づきの機会となる居場所は十分ではなく、市民一人ひとりの状況やニーズなどを踏まえ、取り組み主体に関わらず分野横断的な交流の機会づくり・居場所づくりを重層的に展開していく必要がある。**

※自宅・学校・職場以外で安心できる、人とのつながりを実感できる場所・活動

基本施策3 誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり

1) 既存の担い手・活動団体等への支援

- ① 地域活動の中心となる自治会をはじめ、地縁型組織では加入者の高齢化・減少が大きな課題となっており、組織・活動の継続に向けて、組織への加入促進や活動の活性化などが喫緊の課題。
- ② 地区社協については、課題解決型の組織への転換に向けて、新たな担い手を受け入れるとともに、既存の担い手の負担を軽減するための組織体制の再構築を行い、地域福祉のプラットフォームとなる必要がある。
- ③ 民生委員・児童委員では活動の障壁となっている個人情報の取扱いに関する仕組みの整備とともに、コロナ禍の影響で希薄になっていた委員同士の連携の強化などを図ることで、活動しやすい環境づくりを進める必要がある。
- ④ ボランティア団体や地域活動団体、市民活動団体など、いわゆるテーマ型組織については、メンバーの高齢化・減少や活動資金の確保などの課題の解決に向けた具体的な仕組み・環境づくりを進める必要がある。

2) 新たな担い手・活動団体等の発掘・育成と連携

- ① 様々な分野で新たな担い手の育成等に取り組んでいるが、担い手・リーダー等の確保や、地域・福祉をみんなで担う仕組みの構築などに至っていない。
- ② 地域での多様な人材の発掘・育成については、福祉分野だけでなく、多くの分野での課題となっており、分野横断的な取り組みが必要。
- ③ 地域や福祉に関心を持ち、何らかの活動をしたいという市民もおり、そのような関心層の意識・ニーズ等を踏まえたアプローチを展開することが重要。
- ④ 既存の地域活動への参加は、地域でのつながり・地域への理解・関心を生み、さらなる活動の活性化という好循環の入口となるため、新たな担い手を受け入れるとともに、既存の担い手の活動を継続させるための環境整備が必要。

基本施策4 地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり

- ① 地区社協を中心とした地域課題の解決に向けた仕組みづくりを進めるため、モデル事業を通じた具体的な取り組みへの伴走型の支援が必要。
また、取り組みの基盤となる地区社協の組織体制の検討・改善、地域住民の意識・関心の醸成などに取り組むことが重要。
- ② 複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、地区担当者会議や地域ケア会議などを活用した専門職との連携が必要。
- ③ 市民活動団体（テーマ型組織）の地域課題の解決に向けた取り組みへの参加意向は高く、地域とテーマ型組織の連携・協働に関するコーディネート機能の構築・強化が必要。

基本施策5 安全に安心して暮らせる環境づくり

1) 災害時等における要支援者への支援体制づくり

- ① 災害等への不安を抱える人は多く、避難時に支援が必要な人では地域での支援を頼りにする人も多い。自主防災組織の組織率は向上しているが、より実践的な防災活動につなげるためにも、自主防災組織の活性化等から地域の防災力の向上を図る必要がある。
- ② 高齢者や障害者など災害時等に支援が必要な人に対応する体制づくりは進んでいるが、地域における高齢化の進行等で実際の支援活動には課題も多く、さらなる周知と活用促進を図るとともに、多様な主体との連携による支援体制づくりを進める必要がある。

2) 防犯対策の推進

- ① 地域では、子育て世代を中心に地域の治安に関する不安を抱える人が多くなっており、高齢者・障害者などの消費者被害なども問題になる中で、身近な地域での見守り活動などの必要性への認識が広がっている。
- ② 防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや見守り、声かけなどの活動、地域及び関係機関等との連携などにより、地域全体で住民の生活・財産を守るための防犯力の向上を図る必要がある。

3) 生活環境の整備

- ① 高齢者や障害者を中心に移動等への不安が大きく、今後も高齢化などにより移動（通院、買物など含む）に関する課題は増加し多様化することが予測される。
- ② 住民主体の移動支援などの取り組みが広がる中で、市全体での生活基盤の整備、仕組みづくりを進めるとともに、市全体の仕組みや地域の特性・ニーズなどを踏まえ、地域ごとの取り組み・仕組みづくりの検討を進め、移動に関する多様な選択肢を整備する必要がある。

基本施策 1 地域での見守り体制・相談機能の充実

- ① 地域では民生委員・児童委員やサロン・居場所などの活動を通じて、見守りや気づき、気づきから支援へのつながりなどが展開されているが、支援が必要な人・世帯の増加や孤立化、潜在化などが進み、特に複合的な課題や社会的孤立、生活困窮などのケースでは適切な相談・支援につながりにくくなっている。
- ② 高齢者分野を中心に、対象者を発見し支援につなげていくこと（アウトリーチ）や身近な相談機能の充実に向けた取り組みが進んでいるが、障害者分野や子ども分野、生活困窮などの分野では相談機能のさらなる整備・強化が必要。
- ③ 市民や当事者の身近な相談機能・相談窓口などの認知は十分ではなく、周知・啓発が必要。
- ④ 地域の担い手からは専門職との連携へのニーズが高くなっており、担い手と相談支援機関との相互理解や協働を促進することが重要。また、担い手の人材不足への対応も喫緊の課題。

基本施策 2 相談支援機関の連携体制の構築・強化

- ① 各分野の相談窓口・相談支援機関では、必要に応じて他機関・他分野との連携による支援が進められているが、連携が進んでいない分野もある。また、複合的な課題や支援困難ケースなどの増加とマンパワー不足などを背景に相談支援機関の負担感が増大。
- ② 単独分野での対応や既存の連携などでは対応が困難なケースが増加、常態化しており、重層的支援体制整備事業を活用した多機関が効率よく連携するための具体的な仕組み・システムの構築・運用が必要。加えて、顔の見える関係づくり、相互理解の促進など多機関・専門職が気持ちよく連携するための基盤の整備も重要。
- ③ 多機関連携のための具体的な仕組み・システムの構築とともに、相談支援にあたる人材の確保・育成が必要。
- ④ 相談支援体制については「喫緊の課題への対応」と「中長期的な視点に立った対応」の2つの視点での構築・強化が必要。

基本施策3 権利擁護支援体制の強化

1) 権利擁護の支援に関する取り組みの充実と周知・利用促進

- ① 権利擁護の支援を必要とする人は増加傾向にあるが、**成年後見制度に関する当事者・家族、市民、民生委員・児童委員の認知は十分ではなく、認知・理解不足が制度利用の障壁となっていることから、制度の内容とともに利用方法についても積極的な周知・啓発が必要。**
- ② 民生委員・児童委員からは、わかりやすい相談窓口・機関の設置、利用手続きに関する相談支援のニーズが高くなっており、**地域の担い手への支援体制の整備も重要**となっている。
- ③ **令和3年度（2021年度）には成年後見支援センターを設置し、**権利擁護に関する相談支援体制の構築が進んでいる。今後は同センターのさらなる機能充実（特に、利用促進機能、後見人支援機能、地域連携ネットワークの強化など）や体制の強化、権利擁護の担い手の育成などに取り組み、**成年後見制度が利用しやすい環境づくりを進める必要がある。**

2) 虐待やDVの防止と早期発見・対応の徹底

- ① 地域で虐待・DVなどが見聞きされるケースが増加する一方で、連絡・相談・通報などの早期発見・早期対応に取り組む（もしくは意識のある）市民、民生委員・児童委員が比較的少ない。
- ② 虐待・DVなどの被害は潜在化する傾向にあり、**分野ごとはもちろん、分野横断型、多機関連携による早期発見・早期対応に向けた体制の構築・強化とともに、地域での見守り・気づき・支援へのつながりが必要。**

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本格的な少子化・高齢化、人口減少社会の到来に伴い、単身世帯や核家族、高齢者世帯の増加などが進み、生活環境や雇用環境などが大きく変化しており、地域でのつながりの希薄化や地域社会の脆弱化などにも歯止めがかかっていません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、より多くの人々が社会的孤立や経済的困窮に直面しており、地域でのつながりを維持・創出してきた様々な活動の継続が困難な状況になっています。さらに、行政による分野別の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題が地域で多く生まれています。

そして、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することが重要となっています。

本計画では、本市の現状・課題や、市民をはじめ多様な主体の状況、思いなどを踏まえ、地域福祉を推進することでめざす大和郡山市での地域共生社会を「世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山」と設定し、前計画で掲げた基本理念を継承します。

世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山

2. 基本目標

基本理念「世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山」、すなわち、大和郡山市における地域共生社会の実現に向けて、前計画を振り返った結果などを踏まえ、以下の3つの基本目標を設定し、その達成をめざします。

基本目標1 誰もがつながり、支えあえる 地域づくり

誰もが地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域での多様なつながり、居場所づくりや役割の創出に取り組みます。また、多様な主体とともに地域の課題解決力や防災力・防犯力の向上に取り組むことで、誰もがつながり、支えあえる地域づくりを展開します。

基本目標2 誰ひとり取り残さない 相談支援体制づくり

課題や不安・悩みを抱えた人・世帯が地域で孤立することなく、適切な支援につながるよう、身近な地域での気づきの促進や、気づきを支援につなげる体制、包括的に支援する体制の構築・強化に取り組むことで、誰ひとり取り残さない相談支援体制づくりを展開します。

基本目標3 地域福祉を推進するための 基盤づくり

地域福祉を推進していくための基盤となる地域・福祉などへの意識づくりや、地域づくりと相談支援体制づくりを支える人づくり、地域での暮らしを下支えする生活基盤の整備に取り組みます。

また、地域福祉の推進の基盤となる市内での連携および市と市社協の連携を強化するとともに、地域福祉を推進するための基盤づくりを展開します。

3. 施策体系

基本理念の実現に向けて設定した3つの基本目標を達成するための施策体系を以下のように設定します。

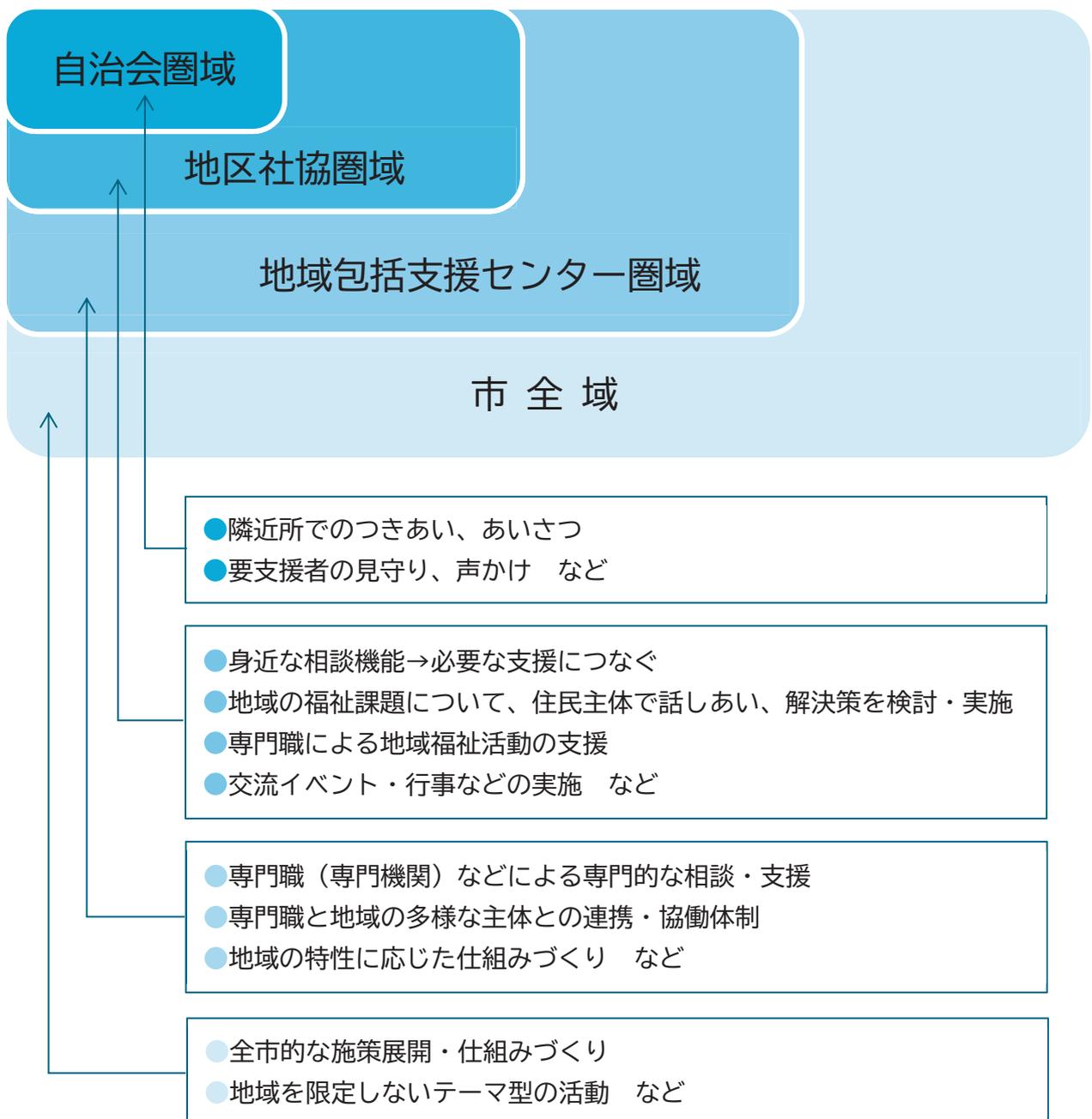
また、本計画をより効果的・効率的に推進するため、今後5年間において重点的に取り組む基本施策を【重点施策】として設定します。

基本目標	基本施策／取り組みの方向
基本目標1 誰もがつながり、 支えあえる 地域づくり	1 誰もがつながり、活躍できる場・機会づくり 1) 交流の場・機会づくり、居場所づくりの推進 2) 多様な社会参加、活躍の促進 2 市民主体の多様な活動の活性化 1) 地縁型組織の活動の活性化 2) 民生委員・児童委員の活動の活性化 3) テーマ型組織等の活動の活性化 3 地域の課題解決力の向上 【重点施策】 4 地域の防災力・防犯力の向上 1) 地域の防災力、災害対応力の向上 2) 防犯対策等の推進
基本目標2 誰ひとり取り残さない 相談支援体制づくり	1 課題を抱えた人・世帯に気づき、支援につなげる体制の強化 2 課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化 【重点施策】 1) 各分野での相談支援機能の強化 2) 複合化、複雑化した課題に対応できる分野横断型の相談支援体制の構築・強化 3) 権利擁護支援体制の構築・強化
基本目標3 地域福祉を 推進するための 基盤づくり	1 地域や福祉などへの意識づくり 1) 地域、福祉などへの関心の醸成 2) 福祉教育・学習の推進 2 地域福祉の推進を支える人への支援、人材の育成・確保 1) 地域活動などの担い手への支援、新たな担い手の発掘・育成 2) 地域福祉に関する専門職への支援、人材の育成・確保 3 生活基盤の整備 4 地域福祉の推進に向けた庁内連携および市と市社協の連携の強化 【重点施策】

4. 本計画での圏域の考え方

地域福祉における「地域」には、自治会の範囲、地区社協の活動範囲など、様々な捉え方があります。

より効果的に地域福祉に関する取り組みを展開できるよう、本計画では、前計画で設定した圏域の考え方を継承し、それぞれの圏域に応じた取り組みを推進するとともに、状況に応じて適切かつ柔軟に連携を図ります。



【地区社協圏域】



【地域包括支援センター圏域】



第4章 施策の展開

基本目標 1

誰もがつながり、支えあえる地域づくり

基本施策 1-1 誰もがつながり、活躍できる場・機会づくり

めざす大和郡山の姿

- 市民一人ひとりが地域でのつながりや居場所※、役割などを持ち、それぞれの状況、状態に応じて地域で活動、活躍できています。

※居場所：自宅、学校、職場以外で安心でき、人とのつながりを実感できる場所、活動

1) 交流の場・機会づくり、居場所づくりの推進

地域でのつながりや交流の促進と社会的孤立の解消をめざして、市民一人ひとりの状況・状態やニーズなどを踏まえ、分野別および分野横断的な交流の機会づくり、居場所づくりを重層的に展開していきます。

市民が取り組むこと

- ① 隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょう。
- ② 地域の交流の場・活動や居場所などに関心を持ち、家族や友人などを誘って参加してみましょう。
- ③ 自分が参加した交流の場・活動や居場所などを周囲の人に紹介し、広めましょう。
- ④ できる範囲で地域の交流の場・機会づくりや居場所づくり、その運営などに参加・協力しましょう。
- ⑤ 既存施設や空き家などを活用した地域の居場所づくりに理解を深め、協力しましょう。

基本施策・取り組みの方向ごとの記載について

地域福祉を推進するにあたって、本章では、基本施策・取り組みの方向ごとに、市民、地域・福祉関係者、市社協、市の役割を整理しています。

市民	大和郡山市で生活するすべての人のことで、地域に住む人とともに、市内の学校・会社に通学・通勤する人
地域・福祉関係者	「地域」は、地区社協、自治会、老人クラブ、子ども会など地域単位で活動する地縁型組織や民生委員・児童委員、NPO、市民活動団体、企業・事業所・商店など 「福祉関係者」は、福祉サービスを提供する事業者（社会福祉法人・民間企業）、福祉関係のボランティア団体、当事者組織、グループ・サークルなど福祉に関わる人・団体
市社協	大和郡山市社会福祉協議会
市	大和郡山市

また、市民と地域・福祉関係者の役割（できること）については、本計画策定にあたって実施した各種アンケート調査やヒアリング調査などの内容、市社協と市の役割（取り組み）については、市社協内及び庁内各課へのヒアリング等で把握・調整した取り組みを整理したものです。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地域住民が気軽に参加でき、地域と関わりを持つための「きっかけ」となるような取り組みを検討し、身近な地域で多様な出会いと交流の機会づくりを推進しましょう。
- ② 地域の居場所の目的・意義などについて理解を深め、地域の現状・課題などを踏まえた居場所づくりに取り組みましょう。
- ③ 現在取り組んでいる居場所づくり活動の継続、充実を図りましょう。
- ④ 地域の交流の場・活動や居場所に関する積極的、効果的な情報提供・発信に取り組みましょう。
- ⑤ 社会福祉法人は地域貢献事業などを通じて交流の機会づくり、居場所づくりを支援しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地区社協による世代間交流などの活動を支援し、身近な地域での住民同士の交流を促進します。
- ② ふれあい・いきいきサロンや老人福祉センターにおける各種事業、いきいき百歳体操を通じて、高齢者を対象とした交流の機会、居場所の立ち上げや運営を推進します。
- ③ 障害者やひとり親家庭などが地域において交流できる機会づくり、居場所づくりを推進します。
- ④ こども食堂など新たな地域の居場所の立ち上げや運営を支援します。

市が取り組むこと

- ① 子育て世代の交流や親子のふれあい、子どもを中心とした多世代交流・地域住民との交流などを促進します。
- ② 高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護予防などにつながる取り組みを充実します。
- ③ 障害者の社会参加や地域での交流、居場所づくりなどにつながる取り組みを充実します。
- ④ 生涯学習やスポーツ、健康づくり、食育、防災、多文化共生、環境、産業・観光など様々な分野において、地域での交流、つながりづくりを推進します。
- ⑤ 地域で活動する組織・団体、社会福祉法人、企業・事業者等をはじめとする多様な主体による地域における交流の機会づくり、居場所づくりに関する活動等を支援します。
- ⑥ 介護予防に向けた住民主体の集いの場、認知症カフェ、在住外国人の交流の場、こども食堂など、様々な分野での居場所づくりと運営を支援します。
- ⑦ 各分野の交流の場、居場所などの既存資源を整理するとともに、分野や対象者にとらわれることなく、誰もが参加でき、社会的孤立の解消や気づきの機会となる居場所づくりを推進します。
- ⑧ 学校や公民館、社会教育施設等などの既存施設、空き家などについて、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。《コラム 1-1-1 参照》

コラム 1-1-1 公民連携による空き家の利活用

空き家や使われなくなった店舗など、今ある資産を活用し、再生（リノベーション）して、まちを元気にする手法として、民間が主導で新しい使い方・事業に取り組み、行政がそれをサポートするという公民連携の取り組みを進め、今ある資産をリノベーションすることによってエリアの価値を高めることをめざしています。

本市では、公民連携による空き家の利活用などの取り組みを通じて、地域のにぎわいづくりや交流、居場所づくりなどが展開されています。



レンタルスペース「ワタマチテラス」

2) 多様な社会参加、活躍の促進

誰もが地域で自分らしく暮らしていくため、市民一人ひとりの状況・状態、ニーズなどを踏まえ、多様な社会参加、地域での活躍、挑戦などを支援する取り組みを福祉分野に限定せず分野横断的に展開します。

市民が取り組むこと

- ① 既存の地域活動や福祉活動、ボランティア活動、まちづくりなどに関心を持ちましょう。
- ② 地域や福祉の担い手・リーダーの活動状況や抱える課題・問題などに関心を持ち、一人ひとりができる範囲で活動に協力しましょう。
- ③ 自分の興味・関心に合致するような地域活動や福祉活動、ボランティア活動などがあれば、気軽に参加してみましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 既存の活動などを振り返り、新たな仲間が参加・参画しやすい環境・仕組みづくりに取り組みましょう。
- ② 既存の活動などを通じて、地域や福祉の担い手の発掘・育成に取り組みましょう。
- ③ 市社協・市などの人材発掘・育成に関する取り組みと連携し、新たな人材の受け皿として協力しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地区社協モデル事業などを通じて、新たな人材が地区社協の運営、活動などに参加・参画しやすい環境・仕組みづくりを支援するとともに、地区社協活動をはじめとする地域活動への参加・参画を促進します。
- ② ボランティアに関する情報提供・相談支援や、各種講座・講習会を通じて、新たなボランティアの発掘・育成に取り組みます。
- ③ 福祉分野を中心に市民が支援者となる仕組み（こころのサポーター、手話奉仕員など）を充実します。
- ④ 地区社協や行政、学校などと連携し、学生や若い世代をはじめ、地域に関心がある層、元気なシニア層などが、地域活動に参加・参画し、活躍ができるような仕組みの検討、構築、運用などに取り組みます。

市が取り組むこと

- ① 高齢者や障害者、子どもなどの福祉分野はもとより、生涯学習やスポーツ、健康づくり、食育、防災、多文化共生、環境、産業・観光など様々な分野において、関連する活動やボランティア等への市民の参加・参画の促進に取り組みます。
- ② 福祉分野を中心に市民が支援者となる仕組み（認知症サポーター、ファミリーサポートセンターなど）を充実します。
- ③ 市民が主体的にまちづくりや地域課題の解決に関する活動に参加・参画するための仕組みを通じて、公益的な活動の立ち上げや運営支援に取り組みます。
- ④ 学生や若い世代をはじめ、地域に関心がある層、元気なシニア層などが、地域活動に参加・参画したり、地域で活躍ができるような仕組みの検討、構築、運用などに取り組みます。
- ⑤ 社会参加につながる多様な働く場・機会づくりに取り組みます。

基本施策1-2 市民主体の多様な活動の活性化

めざす大和郡山の姿

- 地域活動などの担い手の活動に対する負担感が軽減され、市民主体の多様な地域活動・福祉活動などが活性化しています。

1) 地縁型組織の活動の活性化

地域活動や地域での課題解決の基盤となる地区社協、自治会、老人クラブ、子ども会などの地縁型組織の活動を支援します。

市民が取り組むこと

- ① 地区社協や自治会、老人クラブ、子ども会などの地縁型組織の活動に関心を持ち、できる範囲で参加しましょう。
- ② 地域や福祉の担い手・リーダーの活動状況や抱える課題・問題などに関心を持ち、できる範囲で活動に協力しましょう。
- ③ 既に地縁型組織の活動に参加している人は、活動内容とともに活動の楽しさやそのやりがいなどを周囲の人に伝えましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地縁型組織では、担い手・リーダーが抱える課題・問題点などを把握・共有するとともに、解決に向けた検討や仕組みづくりなどに取り組ましましょう。
- ② 地縁型組織では、市社協や市などが推進する担い手の交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- ③ 地縁型組織では、既存の活動を多くの地域住民に知ってもらい、関心を持ち、参加・協力してもらえるよう、積極的かつ効果的な情報提供・発信とともに、活動しやすい環境づくりに取り組ましましょう。
- ④ 地縁型組織では、テーマ型組織や企業・事業所等、会員以外の個人など多様な主体とつながり、連携することで活動の活性化を図りましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地区社協が取り組む各種事業や地域福祉活動を支援します。
- ② 生活支援コーディネーターを中心に、地域活動の担い手が活動しやすいよう環境を整備し、地域での支えあい、助けあいを活性化し、市民の困りごとを解決する活動を支援します。

市が取り組むこと

- ① 地縁型組織と連携し、住民の組織離れを食い止め、活動への参加・参画を促進します。
- ② 地縁型組織が活動しやすいよう支援に取り組めます。また、担い手間及び組織・団体間が活動に関する情報交換・共有を進め、相互の交流を促進することができる場・機会を提供します。
- ③ 地縁型組織の担い手を対象とした研修会等を実施します。

2) 民生委員・児童委員の活動の活性化

地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員による多様な活動を支援します。

市民が取り組むこと

- ① 民生委員・児童委員の活動とともに、自分の地域の民生委員・児童委員を知りましょう。
- ② 民生委員・児童委員の役割や活動内容、抱える課題・問題などに関心を持ち、一人ひとりができる範囲で活動に協力しましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 民生委員・児童委員は、市社協や市などが推進する交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- ② 民生委員・児童委員は、地縁型組織やテーマ型組織、企業・事業所等、会員以外の個人など多様な主体とつながり、連携することで活動の活性化を図りましょう。
- ③ 地域・福祉関係者は、民生委員・児童委員の役割や活動内容等を理解し、できる範囲で活動に協力しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 生活支援コーディネーターを中心に、民生委員・児童委員が活動しやすく、地域での支えあい、助けあいを活性化し、市民の困りごとを解決する活動を支援します。

市が取り組むこと

- ① 民生委員・児童委員が活動に必要な知識や情報等を得られるよう、研修や情報提供の充実を図ります。
- ② 民生委員・児童委員の役割・活動内容の周知・啓発とともに、民生委員・児童委員と関係団体・組織等との連携の促進、活動への負担感の軽減など、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

3) テーマ型組織等の活動の活性化

ボランティア団体やNPO、市民活動団体などのテーマ型組織の活動、企業・事業所等や様々な組織・団体による地域課題などの解決に向けた活動を支援します。

市民が取り組むこと

- ① 既存の地域活動や福祉活動、ボランティア活動、まちづくりなどに関心を持ちましょう。
- ② 自分の興味・関心に合致するような地域活動や福祉活動、ボランティア活動などがあれば、気軽に参加しましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① テーマ型組織等では、担い手・リーダーが抱える課題・問題点などを把握・共有するとともに、解決に向けた検討や仕組みづくりなどに取り組ましましょう。
- ② テーマ型組織等では、市社協や市などが推進する担い手の交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- ③ テーマ型組織等では、既存の活動を多くの地域住民に知ってもらい、関心を持ち、参加・協力してもらえるよう、積極的かつ効果的な情報提供・発信とともに、活動しやすい環境づくりに取り組ましましょう。
- ④ テーマ型組織等では、地縁型組織や企業・事業所等、会員以外の個人など多様な主体とつながり、連携することで活動の活性化を図りましょう。
- ⑤ 社会福祉法人による地域貢献事業や地域課題の解決に向けた活動に取り組ましましょう。

市社協が取り組むこと

- ① ボランティアセンターの運営やボランティア活動者を対象とした講座等の推進などを通じて、既存のボランティア（個人・団体）が活動しやすい環境づくりに取り組めます。
- ② 障害者や認知症の人、介護者・介助者、ひきこもりなどに関する当事者団体・組織の情報交換、交流、課題解決に向けた取り組みなどの主体的な活動を支援します。
- ③ 新たなボランティア団体などの立ち上げ・運営を支援します。

市が取り組むこと

- ① 高齢者や障害者、子どもなどの福祉分野はもとより、生涯学習やスポーツ、健康づくり、食育、防災、多文化共生、環境、産業・観光など様々な分野において、関連するボランティア活動を支援・促進します。
- ② 市民が主体的にまちづくりや地域課題の解決に関する活動に参加・参画するための仕組みを通じて、公益的な活動の立ち上げや運営支援に取り組めます。
- ③ 障害者や認知症の人、介護者・介助者、ひきこもりなどに関する当事者団体・組織の情報交換、交流、課題解決に向けた取り組みなどの主体的な活動を支援します。
- ④ 社会福祉法人による地域貢献事業や地域課題の解決に向けた活動等を支援、促進します。
- ⑤ 企業・事業所等による地域貢献活動を支援、促進します。

基本施策 1 - 3 地域の課題解決力の向上【重点施策】

めざす大和郡山の姿

- 地域住民や専門職などをはじめとする多様な主体が、連携・協働して、地域課題を共有し、その解決に取り組んでいます。

地域の課題解決力の向上に向けて、地区社協を中心に、多様な主体が地域の現状・課題などを把握・共有、解決策を協議し、地域主体で解決に向けた取り組みを進める「地区社協 大和郡山モデル」を実践・拡充します。

また、地区社協をプラットフォームとして、地域住民と専門職、地縁型組織とテーマ型組織など多様な主体間の有機的なつながりづくりに取り組みます。

市民が取り組むこと

- ① 一人ひとりができる範囲で、地域の現状・課題などを把握・共有するとともに、その解決策を協議していくための場に参加しましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地区社協を中心とした課題解決サイクル「大和郡山モデル」を実践し、地域の課題解決力の向上に取り組みましょう。《コラム 1-3-1 参照》
- ② 地区社協では、組織運営体制の改善とともに、多様な個人・団体等が参加・参画しやすい環境づくりに取り組みましょう。
- ③ 他組織・団体などの活動目的や役割、できることなどについて相互理解を深めましょう。
- ④ 地域だけで課題解決が難しい場合など、ケースに応じて、専門職・専門機関はもとよりテーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）、事業者、地域外の主体などとの連携・協働を図りましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地区社協を中心とした「大和郡山モデル」の実践を通じた地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。《コラム 1-3-1 参照》
- ② 地区社協の組織運営体制の改善、多様な個人・団体等が参加・参画しやすい環境づくりを支援します。
- ③ 生活支援体制整備事業の第1層協議体（支えあいネットワーク会議）などを通じて、地区社協圏域での取り組みの横展開、地区社協間や多様な主体との連携・協働の促進に取り組み、「大和郡山モデル」の拡大とさらなる課題解決力の向上につなげます。

市が取り組むこと

- ① 地域ケア会議や地域自立支援協議会、地区担当者会議などの既存協議体を活用し、専門職との連携を強化します。《コラム 1-3-2・1-3-3 参照》
- ② 地域だけでは、また、福祉分野だけでは解決が難しい地域課題などに対応していくため、既存の活動主体と、テーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）や企業・事業所、地域外の主体などとの連携・協働をコーディネートする機能の構築・強化を図ります。

コラム 1-3-1 「大和郡山モデル」の実践を通じた地域課題の解決に向けた取り組み

地区社協を中心とした地域の課題解決サイクル「大和郡山モデル」に沿って、地域の特性に応じた地域づくりを推進しています。各地区社協ではモデル事業を通じて地区懇談会を開催し、そこで挙げた地域課題やニーズ等について協議する場を設置するとともに、具体的な実践に向けて話しあいが行われました。

そして、高齢者移動支援事業として、矢田地区では令和3年（2021年）8月から「矢田おでかけG0」、筒井地区では令和5年（2023年）10月から「はつらつじゅんけい号」が運行されています。

また、治道地区では「はるみち・わかもの会議」が開催され、若い世代（30～40歳代）が地域活動に参画するきっかけとなっており、若い世代が地域の魅力や良さを発信するイベント開催に向けて取り組んでいます。



矢田おでかけG0（矢田地区）



はつらつじゅんけい号（筒井地区）

コラム 1-3-2 地域ケア会議

地域の人々が生活する上で抱える問題を、当事者やケアマネジャー、介護サービス事業者やリハビリ・医療などの専門職、地域の民生委員などが集まって話しあい、解決策を検討する会議です。本市ではこの地域ケア会議を目的・機能に分けて3層の会議で構成しています。

- 第一層地域ケア会議…個別のケースから生じている問題から高齢者の実態や地域の実情などを関係者で情報共有し、解決策を検討します。
- 第二層地域ケア会議…第一層で抽出された地域課題を専門職（医療、介護、保健）で話しあい、必要な社会資源や地域づくりの開発及びネットワークの構築などを検討します。
- 第三層地域ケア会議…第二層で解決されなかった地域課題を行政レベルで検討し、介護保険事業計画・社会基盤整備などの行政計画への位置づけを図ります。

コラム 1-3-3 地域包括支援センター圏域で行う地区担当者会議

高齢者や障害者、子ども等が抱える生活上の困難や複合的な課題等を解決するために主として地域を担当する相談支援機関等の職員が地域課題の共有や、取り組みの検討を行っています。また、地域で開催するまつりや講演会を通じて健康づくりや介護予防の啓発を行う等、地域の実情に応じた活動を行っています。

地区担当者会議の主なメンバーは、地域包括支援センター、保健センター、市社協の生活支援コーディネーターで、必要に応じて障害者指定相談支援事業所をはじめ、生活困窮や子ども関連部署職員も参加しています。

事例：地域包括支援センター・保健センター・薬剤師会が地域のまつりに参加し、健康相談等を行いました。（右写真）



基本施策1－4 地域の防災力・防犯力の向上

めざす大和郡山の姿

- 地域で安全に安心して暮らすことができるように、災害時・緊急時に地域で対応できる体制、地域での防犯体制が整備されています。

1) 地域の防災力、災害対応力の向上

災害時・緊急時に地域で対応できる体制の構築、強化をめざし、自主防災組織の活性化等による地域の防災力の向上、多様な主体との連携による災害対応力の向上に取り組みます。

市民が取り組むこと

- ① 普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めましょう。また、避難経路や避難場所など防災に関する情報等に注意を払いましょう。
- ② 地域で実施される防災訓練等に、家族や友人などを誘って積極的に参加してみましょう。
- ③ 災害時に助けあえるよう、支援が必要な人が身近にいないかを日頃から気をつけ、隣近所や地域であいさつや声かけを行うとともに、「災害時ケアプラン」の作成に当たっては、支援者探しに協力し、また、自らの避難を考える「マイ個別避難計画」の作成を進めましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 災害時に地域で助けあえるよう、隣近所や地域であいさつや声かけを促進しましょう。
- ② 地域で自主防災組織づくりを推進しましょう。
- ③ 地域で防災訓練を実施するとともに、交流の機会づくりなど様々な活動とタイアップするなどして、地域住民が参加しやすい防災活動等に取り組ましましょう。
- ④ 市と連携し、災害時に支援が必要な人の把握を進め、災害時避難行動要支援者名簿への登録を促進するとともに、「災害時ケアプラン」の作成を通じて、地域における避難支援体制の構築・強化に取り組み、要支援者の日常生活の福祉向上にも活かしましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 災害時に職員が迅速かつ効果的に実践できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいて模擬訓練等を行うとともに、マニュアルの見直しを推進します。
- ② 関係団体との模擬訓練や研修を通じて、災害時の連携体制を構築し、実際に活動できる災害ボランティアの養成を行います。
- ③ 災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援について検討するための社会福祉施設等とのネットワーク体制を構築・強化します。
- ④ 避難行動要支援者のうち、単独での避難が困難な重度な方を対象として「災害時ケアプラン」の作成に向けて、要支援者と地域の支援者とのつなぎ役として協力し、国の示す防災と福祉の連携に努めます。

市が取り組むこと

- ① 防災マップや防災出前講座等を活用し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ② 自主防災組織の結成を促進し、継続的な支援に取り組むとともに、平常時からの見守り体制の整備を促進し、地域の防災力の向上を図ります。
- ③ 自主防災組織等と連携し、災害時避難行動要支援者名簿への登録を促進するとともに「災害時ケアプラン」「マイ個別避難計画」の作成に取り組み、地域との連携による避難支援体制を構築・強化します。
- ④ 要支援者に配慮した避難所の確保と適切な運営に取り組めます。

2) 防犯対策等の推進

地域の防犯力の向上を図るとともに、防犯灯などのハード面を整備することで、ソフトとハードの両面で防犯対策等を推進します。

市民が取り組むこと

- ① 犯罪・消費者被害に関する情報等に注意を払い、防犯・消費者被害防止に関する知識と技術を身につけましょう。
- ② 防犯・消費者被害防止に向けて、支援が必要な人が身近にいないかを日頃から気をつけ、隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょう。
- ③ できる範囲から、地域での声かけ見守り活動、「子ども 110 番の家」の設置など、地域での防犯活動に参加・協力しましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地域で防犯パトロールや子どもの登下校の見守り、交通安全に関する活動に取り組み、地域の防犯力の向上を図りましょう。
- ② 地域の様々な活動の場・機会を活用し、防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや情報提供、学習機会の提供などに取り組みましょう。
- ③ 地域の状況を踏まえ、LED 防犯灯や防犯カメラの設置などハード面での防犯に取り組みましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地区社協における地域での防犯パトロールや子どもの登下校の見守り、交通安全に関する活動などへの支援、消費者被害等に関する研修などを通じて、防犯対策を支援します。

市が取り組むこと

- ① 地域団体や警察などと連携を図り、青色防犯パトロールなどの地域における防犯パトロールや多様な見守り活動を推進するとともに、子どもの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」の拡大に取り組みます。
- ② 大和郡山市安全メールなどを活用した防犯に関する情報発信を行います。
- ③ 振り込め詐欺や悪質商法などの被害防止に向けて、自治会や警察などの関係機関との連携を図り、消費者被害防止に向けた啓発・広報活動、具体的な対策などに取り組みます。
- ④ LED 防犯灯や防犯カメラの設置を推進し、地域における防犯体制の強化を図ります。

基本施策 2 - 1 課題を抱えた人・世帯に気づき、支援につなげる体制の強化

めざす大和郡山の姿

- 課題・不安を抱える人や支援が必要な人が、地域で孤立することなく、必要な相談・支援につながっています。

地域での見守り体制の充実、交流の場や居場所などの活用、専門機関・専門職等によるアウトリーチ（自ら支援を求めることが難しい人に対し、情報や支援を積極的に届けていくこと・取り組み）などを通じて、地域での「気づき」の機能を強化します。また、気づきを支援につなげるために、身近な相談機能の充実を図るとともに、地域の担い手と専門機関・専門職等の相互理解と連携を促進します。

市民が取り組むこと

- ① 地域で支援が必要な人が増加していることを理解し、隣近所同士で気かけあいましょう。
- ② 地域で支援が必要な人に気づいた場合は、民生委員・児童委員や地区社協関係者、専門機関、市等に連絡・相談しましょう。
- ③ 一人ひとりができる範囲で、地域での見守り活動などに参加・協力しましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 声かけや見守り活動を通じて、支援が必要な人の把握に取り組みましょう。
- ② 地域での交流の場・機会や居場所などを活用し、支援が必要な人の把握や相談支援に取り組みましょう。
- ③ 制度の狭間や複合的な課題、生活困窮や引きこもり、再犯防止に関する取り組みなど、様々な課題やその対応策について理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- ④ 専門機関・専門職等の役割、活動内容などについて理解・認識を深め、必要に応じて、専門機関・専門職等に連絡・相談し、身近な「気づき」を必要な支援にしっかりとつなぎましょう。
- ⑤ 専門機関・専門職は、地域の多様な主体と連携し、支援が必要な人を発見し、適切な相談・支援につなぐためのアウトリーチに取り組みましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地域の特性・状況等に応じて、地域住民をはじめ事業所・商店など地域の様々な社会資源と連携した見守り体制を構築・運用します。
- ② 民生委員・児童委員や地区社協と連携し、ひとり暮らし高齢者世帯などを対象に、定期的な見守り活動や緊急時に対応できるネットワークの構築に取り組みます。
- ③ 身近な地域の「気づき」を必要な支援につなげていくため、地域課題などを話しあう協議体を設置し、地区社協を中心に、市民、専門機関、社会福祉法人などと連携しながら、生活支援体制の充実を図り、支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

市が取り組むこと

- ① 地域の多様な主体による見守り活動や支援が必要な人を把握するための取り組みを促進、支援します。
- ② 地域自立支援協議会による「サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）」をはじめ、地域包括支援センターによる高齢者を支える地域ネットワーク、認知症高齢者等SOSネットワーク、要保護児童対策地域協議会などを通じて、対象者毎に関係機関等と連携した地域での見守りネットワークの構築・強化に取り組みます。《コラム2-1-1 参照》
- ③ 地域ケア会議や地域自立支援協議会、地区担当者会議などの既存協議体の活用を通じて、地域の担い手と専門機関・専門職の相互理解や連携・協働につなげます。
- ④ 地域の担い手をはじめ地域住民が、身近な「気づき」を必要な支援につなぐことができるよう地域の身近な場所に相談機関を設置します。

コラム2-1-1 サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）の展開

「サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）」は、大和郡山市と大和郡山市地域自立支援協議会が主体となってスタートしました。

どこに相談していいかわからないまま孤立せず、気軽に相談し、困りごとを解決していける仕組みをつくるのが目的です。

つなぐステッカーが貼ってある施設に、相談者が困りごとを相談すると、適切な機関へつないでもらえるシステムです。（地域生活支援拠点等整備事業※の一環）



※ 地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。なお、居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

厚生労働省では、障害福祉計画の基本指針に位置づけて整備を進める方針を示しており、各市町村や圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築をめざしています。

めざす大和郡山の姿

- 課題・不安を抱える人や支援が必要な人が、適切な支援を受けることができます。
- 複合的な課題を抱える人・世帯が、分野や対象者などに関係なく、包括的な支援を受けることができます。

1) 各分野での相談支援機能の強化

課題・不安を抱える人・世帯にしっかりと寄り添い、切れ目のない支援を展開していくためにも、あらゆる分野において相談支援機能を強化します。

市民が取り組むこと

- ① 各分野での相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 各分野での相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深め、必要に応じて、連携を図りましょう。
- ② 市や市社協、関係機関による各分野の相談支援機能の強化に向けた取り組みに協力しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 市社協が実施する生活福祉資金貸付事業や児童発達支援事業などをはじめ各種事業において、対象者の状況を踏まえた相談支援機能の強化を図ります。

市が取り組むこと

- ① 地域包括支援センターの相談支援機能の強化とともに、地域ケア会議を通じた地域づくりに取り組み、高齢者に関する相談支援機能の充実を図ります。
- ② 障害者相談支援センターを中心に関係機関等が連携を図るとともに、地域自立支援協議会による「サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）」の拡充などを通じて、障害者に関する相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を中心に、福祉、保健、教育分野の連携を図り、子育て等に関する切れ目のない相談支援に取り組めます。
- ④ 子どもの貧困対策やヤングケアラーに関する相談支援機能の充実を図ります。《コラム 2-2-1 参照》
- ⑤ 生活困窮者や困難な状況にある若者を対象とした相談支援機能の充実を図ります。
- ⑥ ひきこもり等に関する相談支援機能の充実を図ります。
- ⑦ 在住外国人を対象とした相談支援機能の充実を図ります。
- ⑧ L G B T Qの方を対象とした相談支援機能の充実を図ります。

- ⑨ 高齢者や障害者、子どもへの虐待、配偶者・パートナーからの暴力（DV）などあらゆる暴力の防止及び早期発見・対応に向けて、虐待等に関する市民の正しい理解・認識を促進するとともに、関係機関との連携による相談支援体制の充実などを図ります。
- ⑩ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」をめざし、ひとりで悩みを抱え込まずに相談でき、支援を受けられるよう、相談窓口や専門機関の情報提供、地域のネットワークの強化を図ります。
- ⑪ 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの更生保護関係者や関係機関等との連携を通じて、再犯防止に向けた取り組みを推進します。（詳細については、「大和郡山市再犯防止計画」を参照ください。）

コラム 2-2-1 ヤングケアラーとその支援について

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものとされており、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことが、学校生活や社会生活等に影響が生じることが懸念されています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

※子ども家庭庁 HP「ヤングケアラーについて」より

本市では、令和 5 年（2023 年）6 月 1 日より、「大和郡山市子育て世帯訪問支援事業※」を実施し、ヤングケアラーの実態把握や支援に取り組んでいます。

※ 大和郡山市子育て世帯訪問支援事業とは、支援が必要であるにもかかわらず、今までの制度では対象とならない、制度の狭間にある方を支援するための事業です。

【支援対象】

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭

【支援内容】

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援）

2) 複合化、複雑化した課題に対応できる分野横断型の相談支援体制の構築・強化

分野別の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題に対応するため、分野・対象者にとらわれることなく、包括的な相談支援体制の構築・強化に取り組みます。

市民が取り組むこと

- ① 制度の狭間や複合化、複雑化した課題に対応する分野横断型の相談支援体制への理解・認識を深めましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 分野横断型の相談支援体制への理解・認識を深め、必要に応じて地区担当者会議などを活用して連携を図り、分野横断型の支援に取り組みましょう。
- ② 市や市社協による分野横断型の連携体制の構築・強化に向けた取り組みに協力しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地区担当者会議などを通じて、多分野の専門機関・専門職との連携を図り、分野横断型の支援に取り組みます。

市が取り組むこと

- ① 地域ケア会議やにも包括ワーキングチーム、地区担当者会議などを通じて、多分野の専門機関・専門職との連携を図り、分野横断型の支援に取り組みます。《コラム 2-2-2 参照》
- ② 重層的支援体制整備事業を通じて、複合化、複雑化した課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築をめざします。

コラム 2-2-2 にも包括ワーキングチーム

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」通称「にも包括」は、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助けあい、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向けて欠かせないものとされています。

本市では、にも包括の構築に向け、地域自立支援協議会において「にも包括ワーキングチーム」を立ち上げ、精神障害者がより良い生活を送るために解決すべき地域課題などを踏まえ、支援者向けの勉強会、市民への啓発活動、支援者相談会（支援者を孤立させない、支援者のための相談会）に取り組んでいます。

なお、にも包括ワーキングチームの構成メンバーは、障害福祉課、保健センター、市社協、障害者相談支援センター、訪問看護事業所、精神科医療機関、保健所などです。

3) 権利擁護支援体制の構築・強化

誰もが安心して、その人らしく地域で暮らしていくことができるよう、成年後見制度の利用促進とともに、権利擁護に関する相談支援体制の構築・強化に取り組みます。

市民が取り組むこと

- ① 権利擁護の支援に関する必要性・重要性とともに、権利擁護に関する制度・事業、相談機能についての理解・認識を深め、必要に応じて利用しましょう。
- ② 身近で、権利擁護の支援が必要なケースに気づいた場合は、成年後見支援センターや民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害者相談支援センターなどに連絡・相談しましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 権利擁護に関する制度・事業、相談機能についての理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- ② 地域における活動などで、権利擁護の支援が必要なケースがあった場合は、成年後見支援センターや地域包括支援センター、障害者相談支援センターなどの専門機関に連絡・相談するなどして、権利擁護に関する相談・支援機能につなぎましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 認知症の人や、知的・精神障害者など、判断能力が不十分なため日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスに関する情報提供や、日常的な金銭管理の支援などに取り組む日常生活自立支援事業を推進します。
- ② 地域住民に向けて権利擁護機能の普及・啓発を図り、権利擁護の担い手となる生活支援員の養成などの体制づくりを推進します。

市が取り組むこと

- ① 成年後見支援センターを中心に権利擁護や成年後見制度に関する機能の整備・強化に取り組みます。(詳細については、「大和郡山市成年後見制度利用促進計画」を参照ください。)
- ② 地域住民に向けて権利擁護機能の普及・啓発を図ります。

基本施策3-1 地域や福祉などへの意識づくり

めざす大和郡山の姿

- 市民一人ひとりが自分や家族が暮らす地域をはじめ、福祉や人権などに関心を持ち、自分や家族などに関連することととらえています。

1) 地域、福祉などへの関心の醸成

地域や福祉などを自分や家族などに関連することとしてとらえることができるよう、自分や家族が暮らす地域に関心、愛着を持ち、地域や福祉について考える機会づくりや情報提供・発信、意識づくりに取り組みます。

市民が取り組むこと

- ① 隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょう。
- ② 中高年者は地域に伝わる歴史、伝統文化などを次の世代に伝えましょう。また、若年者は、自分の暮らす地域の歴史、伝統文化などに関心を持ちましょう。
- ③ 市や地域のイベント、行事、活動などに興味・関心を持ち、家族や友人などを誘って参加してみましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 隣近所や地域であいさつや声かけを促進しましょう。
- ② 市民が地域に関心・愛着が持てるようなイベント、行事、活動を検討し実施しましょう。また、それらの活動等を市民に知ってもらうためにも、積極的かつ効果的なPRに努めましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地区社協による身近な地域でのイベント、行事などを支援し、地域への関心・愛着を育てます。
- ② ボランティア講座やボランティアフェスタ、社会福祉大会、地域支えあい市民フォーラムなど様々な機会を活用し、福祉に関する意識づくりを推進します。
- ③ 社協だよりやホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、様々な世代を対象に福祉に関する情報発信や意識づくりを推進します。

市が取り組むこと

- ① 多くの市民が大和郡山市や地域について知り、関心・愛着を持てるようなイベント、行事などを開催します。
- ② 高齢者や障害者、子どもなどの福祉分野はもとより、生涯学習やスポーツ、健康づくり、食育、防災、多文化共生、環境、産業・観光など様々な分野において、市民の交流促進をはじめ地域や福祉などへの意識づくりにつながる取り組みを推進します。
- ③ 様々な広報活動などを通じて、地域や福祉などに関する情報提供・発信を行います。

- ④ 様々な機会を通じて、合理的配慮への理解を深めるための周知・啓発を行うとともに、合理的配慮の提供を促進します。《コラム 3-1-1 参照》

コラム 3-1-1 合理的配慮の提供

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話しあい、理解を得るように努めることが大切です。

なお、令和6年（2024年）4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者^{*}による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。（※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。）

【合理的配慮の具体的な例】

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う。
- 障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので、代わりに書いて欲しい」と伝えられた時、代わりに書くことが問題ない書類の場合、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。

2) 福祉教育・学習の推進

市民一人ひとりが福祉や人権などに対する正しい知識、認識を持ち、福祉や人権などを自分や家族などに関連することとしてとらえることができるよう、次世代を担う子ども、若者を中心に、ライフステージに応じた福祉教育・学習を推進します。

市民が取り組むこと

- ① 地域や福祉、人権に関する学習会・研修会に積極的に参加し、地域や福祉、人権に関する知識・認識を高めましょう。
- ② 年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく、様々な人々と交流できる場・機会に積極的に参加しましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 福祉教育・学習や人権教育の活動に参加・協力するとともに、地域福祉の担い手・福祉関係者として福祉や人権を正しく理解し、活動に活かしましょう。
- ② 市や市社協等と連携しながら既存の地域活動やイベント、行事などを活用し、福祉教育・学習や人権教育を推進しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、高校や地域等における福祉教育・学習について、講師・ボランティアの派遣などを通じて多面的に支援します。
- ② 次世代を担う子どもや学生・若者を対象とした福祉教育の機会づくりに取り組みます。
- ③ ボランティアや高齢者教養大学、福祉の出前講座等を通じて、福祉教育・学習や人権教育を推進します。

市が取り組むこと

- ① 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校において福祉体験やボランティア体験、当事者との交流などを取り入れた福祉教育を推進・拡充します。
- ② 市民の人権に対する理解・認識を深めるための人権教育・啓発を推進します。
- ③ 身近な地域での福祉や人権などに関する学習機会を提供するとともに、情報提供・発信を行います。
- ④ 市内全小中学校にコミュニティスクール（学校運営協議会）を設置し、地域と学校が一体となって学校運営や学校教育活動の充実、さらには学校・家庭・地域の教育力の向上をめざし、「地域の中にある」特色ある学校づくりを推進します。《コラム 3-1-2 参照》

コラム 3-1-2 コミュニティスクール

コミュニティスクール（学校運営協議会）は、学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティスクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

本市では、令和4年度（2022年度）に平和小学校に学校運営協議会を設置し、地域住民と学校が協働で農業体験や書道学習（寺子屋）を行うなど、様々な活動を行っています。

令和5年度（2023年度）には、郡山東中学校区（郡山東中学校、平和小学校、治道小学校）と市内全小学校に学校運営協議会を設置し、令和6年度（2024年度）には、市内全小中学校（16校）に学校運営協議会を設置する予定で、「地域の中にある」特色ある学校づくりに取り組んでいきます。



書道学習（寺子屋）の様子



農業体験の様子



クラブ活動支援の様子



語り部童話会の様子

めざす大和郡山の姿

- 地域活動の担い手や地域福祉に関する専門職などの地域福祉の推進を支える人が、動きやすく働きやすい環境が整備されるとともに、人材が育ち、活躍しています。

1) 地域活動などの担い手への支援、新たな担い手の発掘・育成

地縁型組織や民生委員・児童委員、テーマ型組織などの地域活動の担い手が活動・活躍しやすい環境づくりに取り組みます。また、市民一人ひとりの地域での活躍、挑戦などを支援する取り組みを通じて、地域活動を担う多様な人材の発掘、育成に取り組みます。

■地域活動の担い手が活動・活躍しやすい環境づくり

基本施策1-2 市民主体の多様な活動の活性化

- 1) 地縁型組織の活動の活性化【再掲】
- 2) 民生委員・児童委員の活動の活性化【再掲】
- 3) テーマ型組織等の活動の活性化【再掲】

■地域活動を担う多様な人材の発掘、育成

基本施策1-1 誰もがつながり、活躍できる場・機会づくり

- 2) 多様な社会参加、活躍の促進【再掲】

2) 地域福祉に関する専門職への支援、人材の育成・確保

福祉専門職の負担感の軽減をはじめ、多職種間での相互理解や顔の見える関係づくりなどを通じて、活動・活躍しやすい環境づくりに取り組みます。また、関係機関や事業所等と連携し、福祉専門職の育成・確保に向けた取り組みを支援します。

市民が取り組むこと

- ① 福祉等に関する仕事をはじめ福祉専門職の業務内容や役割などを知り、理解しましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地域の多様な主体は、福祉専門職の業務内容や役割、できることなどについて相互理解を深め、顔の見える関係づくりに取り組みましょう。
- ② 福祉専門職は、他機関・他分野の専門職の業務内容や役割、できることなどについて相互理解を深め、顔の見える関係づくりや多職種連携に取り組みましょう。
- ③ 市や市社協、関係機関などが実施する専門職を支援する取り組みを活用しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 福祉教育等を通じて、多くの市民が福祉に関する仕事などに興味・関心を持つ機会づくりに取り組みます。
- ② 地区担当者会議や生活支援体制整備事業の第1層協議体（支えあいネットワーク会議）などの様々な機会を活用し、多分野の専門職の相互理解や顔の見える関係づくりを支援します。
- ③ 専門職が孤立せず互いに支えあえる体制づくりのため、権利擁護支援に関するチーム支援会議や地区担当者会議などを通じ他機関と連携、協働して、対象者世帯の課題を解決することに取り組めます。

市が取り組むこと

- ① 地域ケア会議やにも包括ワーキングチームなどのネットワーク、場・機会を積極的に活用し、多分野の専門職の相互理解や顔の見える関係づくりを支援します。
- ② 関係機関・団体と連携し、福祉専門職のスキルアップやモチベーション向上につながる取り組み、メンタルヘルス対策などに取り組めます。
- ③ 国や奈良県、関係機関等と連携し、福祉事業所等の業務の効率化や生産性の向上、人材育成・定着や確保などに向けた取り組みを支援します。
- ④ 福祉教育等を通じて、多くの市民が福祉に関する仕事などに興味・関心を持つ機会づくりに取り組みます。また、関係機関と連携し、福祉専門職の求職者や復職希望者への情報提供等を進めます。
- ⑤ 介護従事者が働きやすい環境となるよう、各種ハラスメント防止に向けた普及・啓発に取り組めます。

基本施策3-3 生活基盤の整備

めざす大和郡山の姿

- 市民一人ひとりの日常生活や社会参加など、地域での暮らしをしっかりと支える生活基盤が整備されています。

市民一人ひとりが安心して地域で暮らしていけるよう、日常生活や社会参加などを支える移動・交通環境、買い物などの生活環境を整備するとともに、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

市民が取り組むこと

- ① 身近な地域で移動や買い物などの支援が必要な人がいたら、できる範囲で助けあいましょう。
- ② バリアフリーやユニバーサルデザインなどについて理解・認識を深めましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地区社協を中心とした「大和郡山モデル」の実践などを通じて、移動支援、移動手段の確保、買い物支援など生活環境に関する課題について、解決策を検討し、既存の活動の拡充や新たな活動の創出などを通じて、具体的な取り組みを推進しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 地区社協を中心とした「大和郡山モデル」の実践を通じた移動支援や買い物支援などに関する取り組みを支援します。
- ② 誰もが円滑に移動することができ、社会参加できるよう、市が実施するハード面のバリアフリー化と並行して、差別や偏見など、日常生活の中に存在する心理的な障壁（バリア）をなくしていく「心のバリアフリー」に関する意識づくりに取り組みます。

市が取り組むこと

- ① コミュニティバスの運行や、交通事業者との連携による鉄道・バス交通の利便性の向上を図ることで、公共交通環境の整備・充実に取り組みます。
- ② 地域や企業・事業者等と連携し、移動支援や買い物支援などの取り組みを支援、促進します。
《コラム 3-3-1 参照》
- ③ 地域だけでは、また、福祉分野だけでは解決が難しい移動支援や買い物支援などに関する地域課題に対応していくため、既存の活動主体と、テーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）や事業者、地域外の主体などの連携・協働をコーディネートする機能の構築・強化を図ります。
- ④ すべての市民が安全に安心して自立した日常生活を営むとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会に参加することができるよう、公共施設や道路について、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。

コラム 3-3-1 公民連携による買い物支援

立地適正化計画を策定し、居住や生活利便施設等がまとまって立地し、公共交通により円滑に移動できる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりをめざしています。

しかし、居住誘導区域を含む既成市街地にあっては、公共交通空白地が存在しており、対策として福祉施策と連携し、相互に補完するための施策に取り組んでいく必要があるため公共交通空白地における買い物支援策として、市・民間事業者・自治会が相互に連携し、地域の広場や公園、公民館などの公共的な空間を利用し、移動販売を行っています。



移動販売の様子

めざす大和郡山の姿

- 庁内の分野横断型の連携体制および市と市社協の連携体制の構築・強化、市・市社協の人材育成などにより、地域福祉のマネジメント機能が強化されています。

地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を通じた庁内・社協内での分野横断型の連携体制の構築・強化に取り組みます。また、行政職員と市社協職員の地域福祉に関する意識・資質、専門性の向上に向けた取り組みを進めます。

市社協が取り組むこと

- ① 重層的支援体制整備事業を通じて、市社協が今まで進めてきた「地域づくり」において培った各地区社協とのつながりをさらに深め、市の部署や関係機関、民間事業所などにも共有し、「多機関協働」の体制づくりに取り組みます。
- ② 市社協職員の地域福祉の推進に向けた専門的な知見を深めるとともに、住民に寄り添い、地域の多様な主体と連携・協働して地域づくりに取り組むことができる人材を育成します。

市が取り組むこと

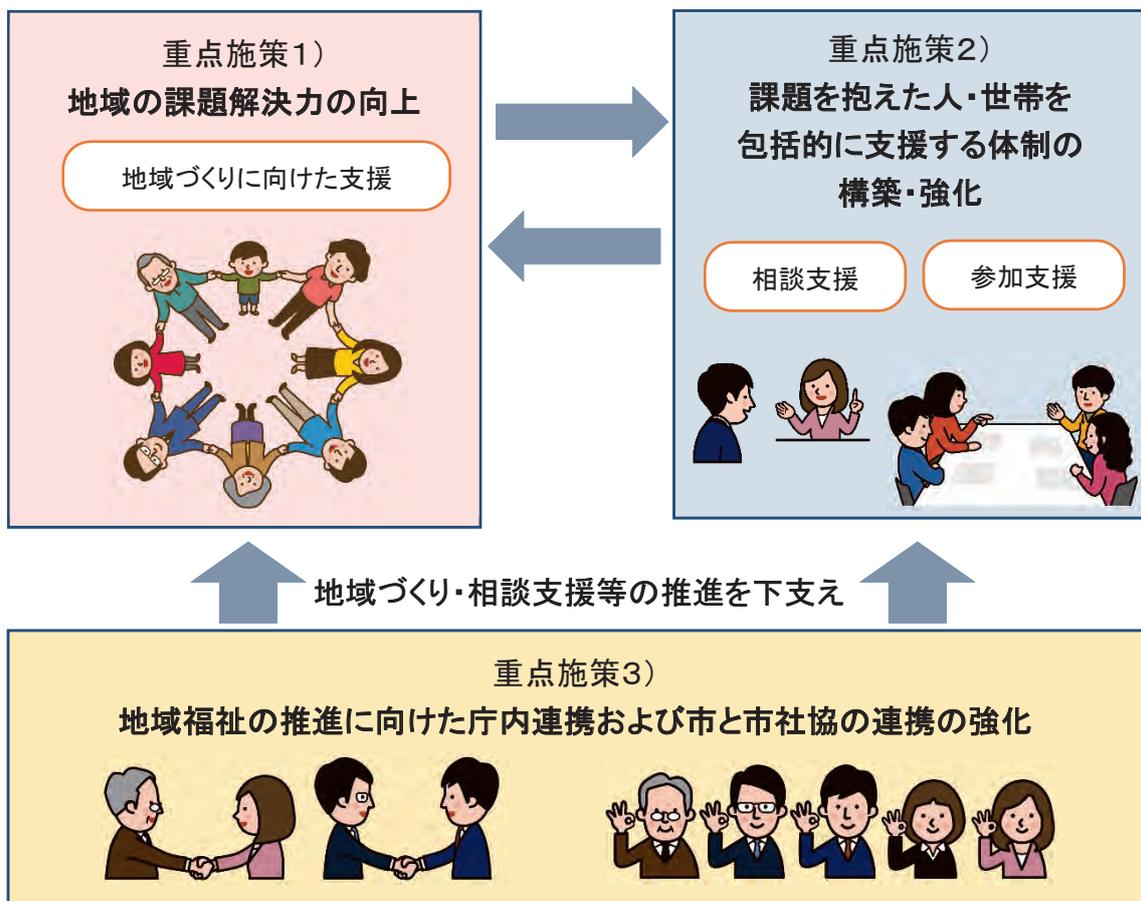
- ① 重層的支援体制整備事業を通じて、複合化、複雑化した課題に対応していくため、分野・組織を超えた庁内連携体制づくりに取り組みます。
- ② 市職員の地域福祉の推進に向けた専門的な知見を深めるとともに、分野・組織を超えて連携し、包括的な支援ができる人材、また、住民に寄り添い、地域の多様な主体と連携・協働して地域づくりに取り組むことができる人材を育成します。

重点施策について

本計画をより効果的・効率的に推進するため、今後5年間において、特に重点的に取り組む基本施策を「重点施策」として設定しています。

重点施策では、地域共生社会の実現に向けて「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するために国が創設した重層的支援体制整備事業を活用した取り組みなどを実施することで、本市における地域共生社会の実現をめざします。

【重点施策のイメージ】



1) 地域の課題解決力の向上 基本施策1-3

地区社協は、地域住民の最も身近な地域を基盤として、地域の生活・福祉課題を「私達の課題」として受け止め、みんなで解決に向けて協議、活動し、「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに暮らしつつけることができるまちづくり」を実現するために、地域住民主体で組織された任意団体です。

前計画では「地域の課題解決力を育む地区社協づくり」を重点的な取り組みに設定し、「地区社協 大和郡山モデル」の構築に向けて、各地区社協において具体的な活動とその活動の基盤づくりを行うモデル事業を展開し、各地区が抱える課題の解決に向けた具体的な活動が生まれています。

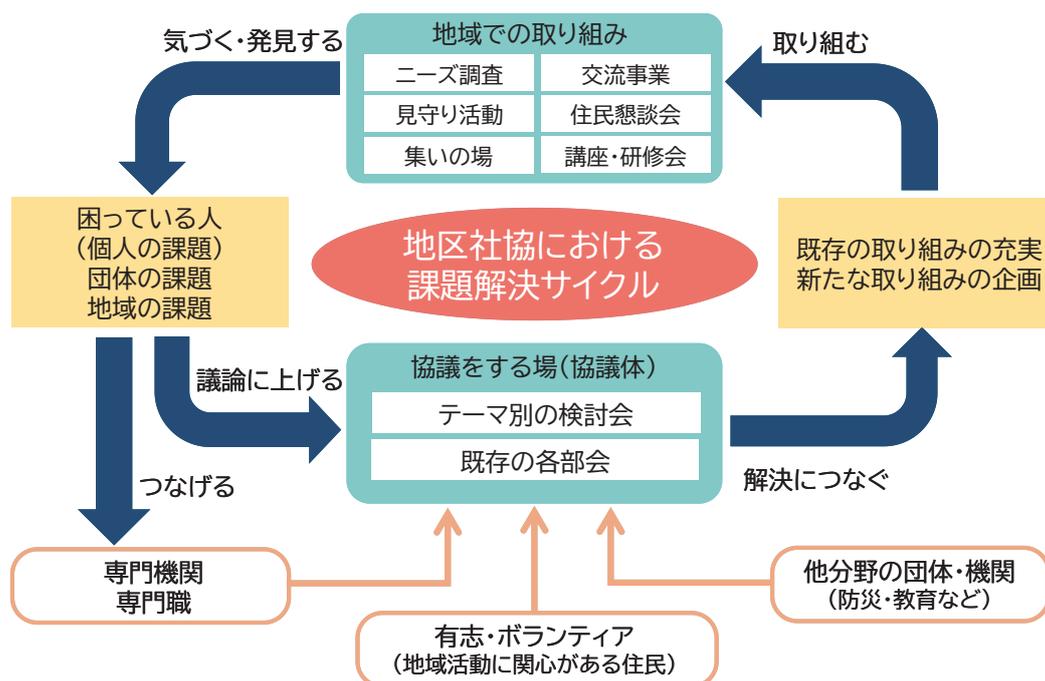
地域で行われている様々な取り組みから生まれた気づきや地域課題について具体的な取り組みを進めていくためには、「協議をする場」（以下、「協議体」という。）の設置が重要となります。なお、協議体とは、定期的な情報共有や連携強化、課題解決のための取り組みの検討などを目的として設置される「話しあいの場」です。

本計画では、すべての地区社協圏域において地域の実情にあった協議体の設置を進めていき、移動支援等の地域での支えあいの仕組みづくりの創出につなげます。

一方、地域が抱える課題は、住民同士の協働や協議だけで解決できる問題ばかりではなく、専門機関・専門職をはじめ、他分野の団体・機関の参画など、従来の枠組みを超えた団体との連携が必要となっています。また、地区社協は地縁団体の代表者を中心として組織されているため、地域課題に対する継続的な支援活動（見守りや生活支援など）を地区社協構成員だけで担い続けることは難しい面があり、困りごとを抱えた住民に対する支えあい活動に参画できる住民の有志やボランティアの力も必要となります。

そこで、本計画では、地区社協だけではなく、専門機関・専門職、住民の有志・ボランティア、他分野の団体・機関が連携し大きな力を発揮できるよう、多様な主体の協議体や地域での具体的な取り組みへの参加・参画などを促進することで、支えあいのための組織づくりも進めていきます。

【地区社協 大和郡山モデル】



めざす大和郡山の姿（再掲）

- 地域住民や専門職などをはじめとする多様な主体が、連携・協働して、地域課題を共有し、その解決に取り組んでいます。

めざす大和郡山の姿の実現を測る指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
テーマ別で協議をする場（協議体）の設置数	8か所	12か所
支えあいの仕組みの立ち上げ件数	2件	8件
自分の住む地区で地域の抱える課題について住民同士で解決に向けた取り組みをしていると思う市民の割合	18.9% (令和4年度)	↗

◆テーマ別で協議をする場（協議体）



矢田地区「移動支援部会」



治道地区「はるみち・わかもの会議」



筒井地区「見守り意見交換会」



支えあいネットワーク会議
〔各地区社協での取り組みについて
情報交換・課題共有〕

2) 課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化 基本施策2-2

複合的な課題や社会的孤立などのケースでは、必要かつ適切な相談・支援につながりにくくなっている一方で、単独分野での支援などの対応が困難なケースが増加、常態化しており、課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化が喫緊の課題となっています。

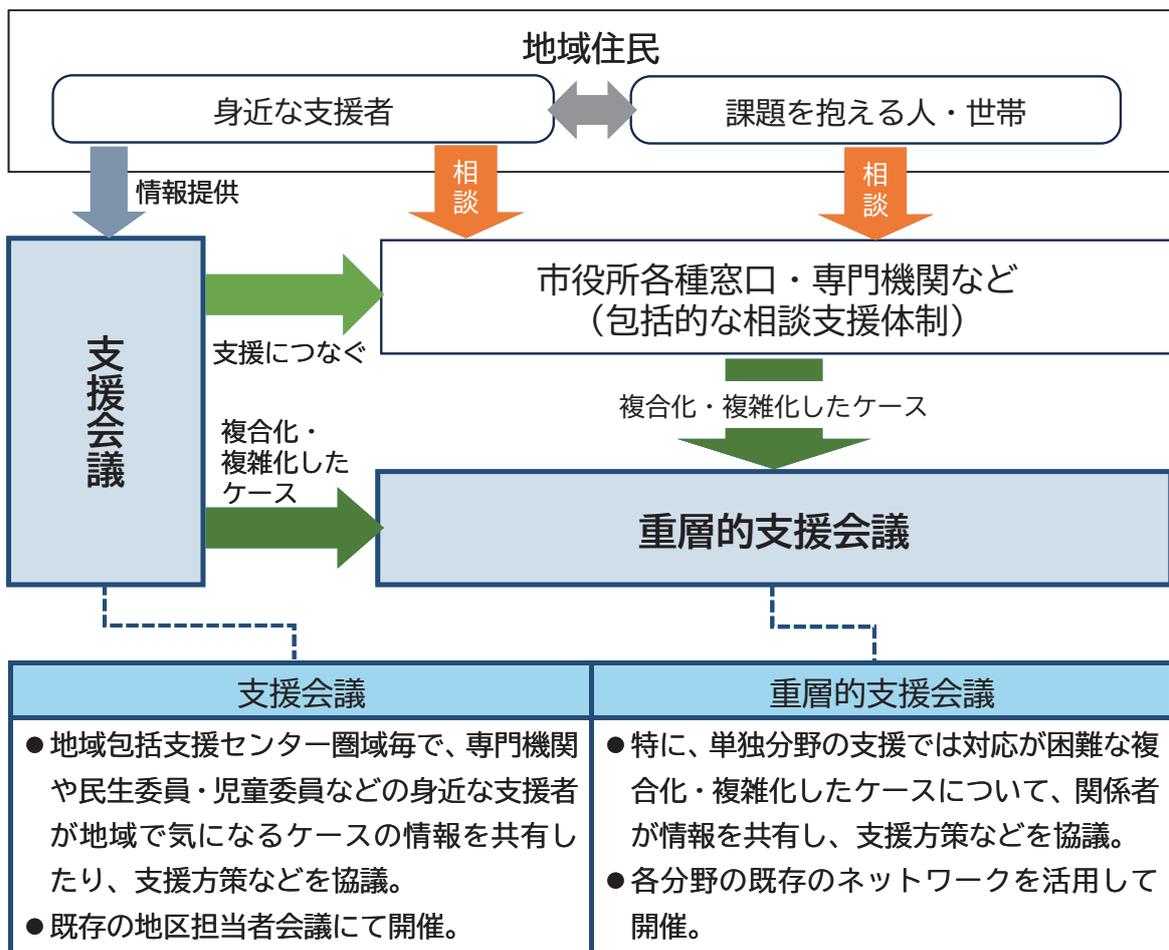
前計画では「地域包括支援センター圏域での仕組みの強化」を重点的な取り組みに設定し、同圏域で地域福祉に関わる様々な分野の専門職が包括的に相談支援に取り組めるよう、地区公民館等への地域包括支援センター機能の設置をはじめ、多機関連携の基盤となる地区担当者会議の機能強化、各分野での相談支援の充実などに取り組んできました。

本計画では、引き続き、あらゆる分野において相談支援機能を強化していくとともに、「支援会議（下記イメージ図参照）」の設置・運用などを通じて、地域包括支援センター圏域での包括的な相談支援体制の拡充を図ります。

また、単独分野の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題に対応するため、「重層的支援会議（下記イメージ図参照）」の設置・運用などを通じて、分野・対象者にとらわれることなく、包括的な相談支援体制の構築・強化に取り組めます。

さらに、包括的な相談支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる権利擁護支援体制の構築・強化にも取り組めます。

【支援会議と重層的支援会議のイメージ】



めざす大和郡山の姿（再掲）

- 課題・不安を抱える人や支援が必要な人が、適切な支援を受けることができます。
- 複合的な課題を抱える人・世帯が、分野や対象者などに関係なく、包括的な支援を受けることができます。

めざす大和郡山の姿の実現を測る指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値	
		(令和6~8年度)	(令和10年度)
支援会議の設置・運用	—	設置・運用	拡充
重層的支援会議の設置・運用	—	設置・運用	拡充
身近な地域で相談できる環境が充実している と思う市民の割合	18.0% (令和4年度)	—	↗
相談開始から課題が解決するまで継続的に 支援してくれると思う市民の割合	17.4% (令和4年度)	—	↗



3) 地域福祉の推進に向けた庁内連携および市と市社協の連携の強化 基本施策3-4

地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していく中で、市における庁内連携と市と市社協の連携強化が非常に重要となります。

包括的な支援体制の構築に向けては、分野横断型の相談支援体制を構築・強化していくためには、それを可能にする庁内連携の推進が必要不可欠となります。また、地域住民をはじめとする多様な主体の参画・協働による地域づくりを進めていくためには、市と市社協の連携が必要不可欠となります。

本計画では、包括的な相談支援の構築・強化をはじめ、支援会議及び重層的支援会議などをバックアップするための重層的支援体制整備事業庁内担当者会議の推進、重層的支援体制整備事業計画の策定などを通じて、庁内連携と市と市社協の連携の強化に取り組みます。また、市及び市社協において包括的な支援や地域づくりなどを担っていく人材育成を進めます。

めざす大和郡山の姿（再掲）

- 庁内の分野横断型の連携体制および市と市社協の連携体制の構築・強化、市・市社協の人材育成などにより、地域福祉のマネジメント機能が強化されています。

めざす大和郡山の姿の実現を測る指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値	
		(令和6～8年度)	(令和10年度)
重層的支援体制整備事業庁内担当者会議の設置・運用	—	設置・運用	運用
重層的支援体制整備事業計画の策定・推進	—	策定	推進
市職員及び関係機関専門職等を対象とした地域共生社会の実現に向けた研修会の開催	—	開催	拡充



大和郡山市
成年後見制度利用促進基本計画

大和郡山市再犯防止推進計画

大和郡山市成年後見制度利用促進基本計画

1) 計画の策定にあたって

(1) 策定の背景・趣旨と計画の位置づけ

誰もが安心して、その人らしく地域で暮らしていくことができるよう、令和4年(2022年)3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を計画的に推進します。

(2) 計画の基本的な考え方

- 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めます。
- 制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備し、本人の地域社会への参加の実現をめざします。
 - ・本人の自己決定を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用に努めます。
 - ・適切な成年後見制度利用のために連携体制整備を行います。
 - ・成年後見制度以外の権利擁護施策の充実や任意後見制度の利用促進、不正防止等の方策を推進します。
- 福祉と司法の連携強化により、権利擁護支援が適切に受けられるよう体制整備に努めます。

(3) 計画の期間

第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画の計画期間と同様に、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

2) 成年後見制度の利用促進に関する取り組みの内容

(1) 制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業など関連事業との連携強化や新たな支援策の検討を行います。

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用改善等

- ・意思決定支援の浸透のため、多職種・多分野、地域住民への普及啓発に努めます。
- ・適切な後見人等の選任等ができる仕組みづくりを行います。
- ・適切な報酬助成の推進に努めます。
- ・不正防止の徹底と利用しやすさの調和をめざし、チーム支援ができる体制づくりに努めます。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を、適切に必要な支援につなげられるよう、多職種・他分野との連携のもと、地域連携ネットワークを構築し、中核機関(成年後見支援センター)の機能強化を行います。

①「権利擁護の相談支援」機能

～権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)～

- ・市民や関係機関等に向け、講演会や様々な情報発信により制度についての周知を行います。

- ・任意後見制度への理解と周知を行い、利用の促進を行います。
- ・本人、家族や関係機関等による相談への対応や、弁護士相談の開催を行い、支援を必要とする人が利用しやすい環境づくりを行うとともに、必要な支援につながります。
- ・日常生活自立支援事業などの関連制度からスムーズな移行ができるよう支援します。

②「権利擁護の相談支援」機能

～成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）～

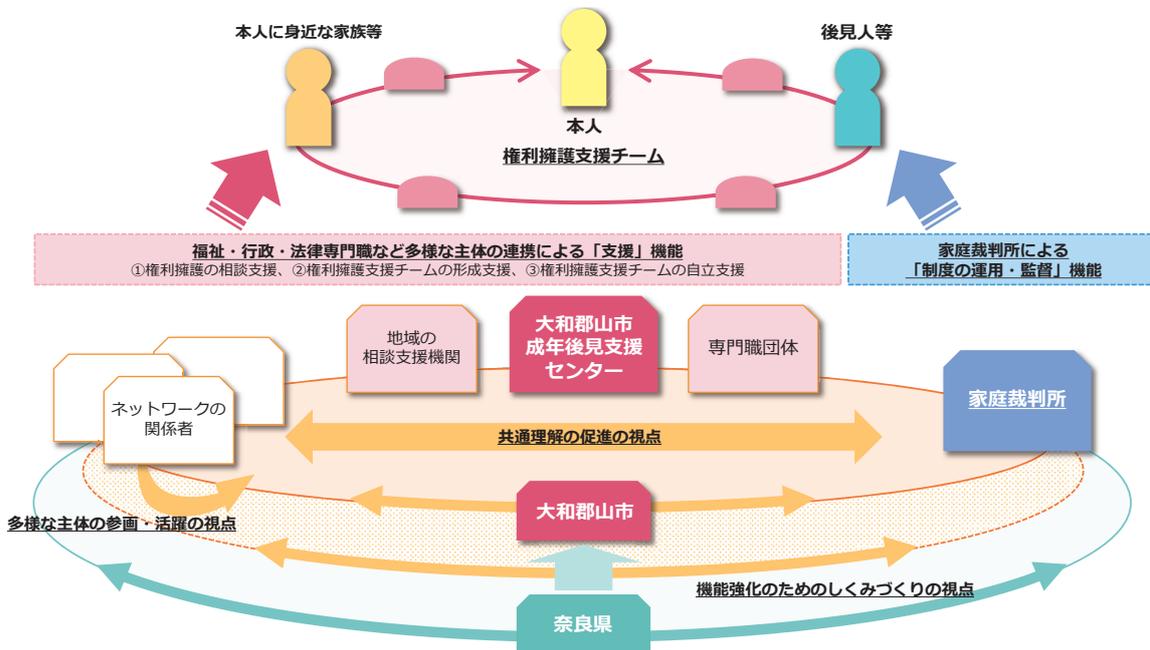
- ・コーディネート検討会により、課題の整理や支援方法についての検討、市長申立を含む適切な申立の調整、後見人等候補者の検討などを行い、成年後見の申立を支援するとともに、本人を支える体制づくり（支援チーム）等、制度の利用がしやすい環境づくりを行います。
- ・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築を行います。
- ・受任者等、権利擁護支援の担い手の育成につながる取り組みを行います。

③「権利擁護支援チームの自立支援」機能

～成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）～

- ・選任された後見人等が一人で抱え込まないように、チーム支援会議を通して継続した支援ができる仕組みづくりを行います。
- ・利用者や後見人等が抱える課題等を適切に解決できるように、法律や福祉の専門職団体等関係者との連携強化を行います。
- ・適切な報酬が付与されるための報酬助成を行います。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ】



○権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」であ

大和郡山市再犯防止推進計画

1) 計画の策定にあたって

(1) 策定の背景・趣旨

平成 28 年（2016 年）12 月に、再犯の防止等の推進に関する法律が成立・施行され、再犯防止等に関する取り組みを国・地方公共団体・民間が一体となって推進するため、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されました。

犯罪をした人または非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった人（以下、「犯罪をした人等」という。）の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存がある、高齢で身寄りがないなど、地域社会において生活する上で様々な課題や「生きづらさ」を抱えている人が多く存在します。

そのような人の再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療、福祉等、地域福祉に関する取り組みを総合的に推進することが重要となっています。

大和郡山市再犯防止推進計画は、このような状況を踏まえ、本市において、再犯防止の取り組みを推進していくために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

大和郡山市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

(3) 計画の期間

第 3 次大和郡山市地域福祉計画・第 2 次大和郡山市地域福祉活動計画の計画期間と同様に、令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。

2) 再犯防止等に関する現状と課題

再犯防止に取り組む保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会を対象に実施したヒアリング調査などから、再犯防止を取り巻く現状・課題などを整理しました。

(1) 犯罪をした人等の実態や支援ニーズ

就労と居住の確保による安定した生活が最も重要

- 犯罪をした人等が抱える問題として、最も大きいものは「就労」、次に「住居」。
- 犯罪をした人等を受け入れる住宅や仕事、引受人が必要。
- 地域との関わりよりも先に、就労など生活が安定できる支援が求められている。

(2) 更生保護・再犯防止に関する活動について

再犯防止等の関係者や行政、他組織・団体等との情報共有・交換や連携等の仕組みづくりが必要

- 保護観察中に、協力雇用主会や保護観察所、保護司が連携して実施する就労支援活動が重要な役割を持っている。
- 行政と保護司会との連携に向けた話し合いの場などが必要。

- 更生保護や再犯防止に関連する組織・団体が状況共有・交換などができる場が必要。
- 地域などで再犯防止などについて情報共有などが行える組織、仕組みが必要。
- 地域で支援が必要な人について情報共有をしてほしい。

更生保護・再犯防止に対する地域における理解醸成が必要

- 社会を明るくする運動などにより、地域での更生保護、再犯防止に対する理解づくりを進めることが非常に重要である。
- 地域での更生保護、再犯防止に関する理解と協力が必要。

その他

- 犯罪歴を秘匿したまま行政に支援を申し出る人もいるが、行政による様々な支援・援助が再犯防止に大きな役割を果たしている。
- 組織の会員の減少や高齢化などが課題。
- 引受人の悩みに対する理解、協力などが必要。

3) 再犯防止の取り組みの内容

保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの更生保護関係者や関係機関等との連携を通じて、再犯防止に向けた取り組みを推進します。

(1) 再犯防止等に関する地域での理解醸成

- ① 更生保護・再犯防止に対する地域の理解醸成に向けて、保護司会と連携し、社会を明るくする運動における啓発活動（街頭啓発、合同研修会）に取り組みます。
- ② 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主の役割や活動などについて、市民への周知・啓発に取り組みます。

(2) 犯罪をした人等への切れ目のない支援

- ① 保護司による保護観察中の仮出所者への相談・支援を進める更生保護サポートセンターの活動を支援するとともに、更生保護サポートセンターの周知啓発に取り組みます。
- ② 関係機関等と連携し、犯罪をした人等の就労への支援、居住などの確保に取り組みます。
- ③ 各分野での相談支援機能の強化や分野横断型の相談支援体制の構築・強化などを通じて、犯罪をした人等への保健医療や福祉サービスの確保に取り組みます。

(3) 再犯防止等の担い手への支援

- ① 更生保護・再犯防止の取り組みの拠点となる更生保護サポートセンターの提供をはじめ、更生保護団体（保護司会、更生保護女性会）を対象とした事業助成などを通じて、再犯防止等の担い手が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- ② 再犯防止等関係者間や、再犯防止等関係者と行政、その他の関係組織・団体等との情報共有・交換をはじめとした連携づくりに取り組み、再犯防止に向けた支援体制の構築、強化に取り組みます。

第5章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

地域福祉の推進にあたっては、福祉分野のみではなく、保健、教育、人権、産業、防災・防犯、都市計画など様々な分野の連携・協力が必要となります。そのため、計画の進捗状況や課題については庁内担当者会議において共有し、関係部署で連携をとりながら計画の推進を図ります。また、福祉分野の個別計画の見直し時には、本計画との整合性を図りつつ、各計画の施策を推進します。

市社協については、ワーキングチーム（WAP）において職員同士が計画の進捗状況や課題を共有し、計画を推進していきます。

なお、大和郡山市の地域福祉を推進するにあたっては、市と市社協がそれぞれの役割を認識しながら、連携・協力していくことが重要となります。市、市社協の担当者が必要に応じて、庁内担当者会議、社協ワーキングチーム（WAP）に参加し、それぞれの計画の進捗状況や課題を共有しながら連携・協力していきます。

2. 計画の進行管理

計画期間の中間年には市民代表、各種団体代表、学識経験者等で構成される委員会において中間報告会を開催し、計画の実施状況を報告し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、計画の評価・検証については、基本施策ごとに設定した「めざす大和郡山の姿」にどれだけ近づけたかという視点で、定量的な評価と定性的な評価を踏まえ、多角的に評価します。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
計画期間	← 令和6年度(2024年度) ~ 令和10年度(2028年度) →				
進捗管理	庁内担当者会議【各年度】				
	社協ワーキングチーム（WAP）【各年度】				
			中間報告会		

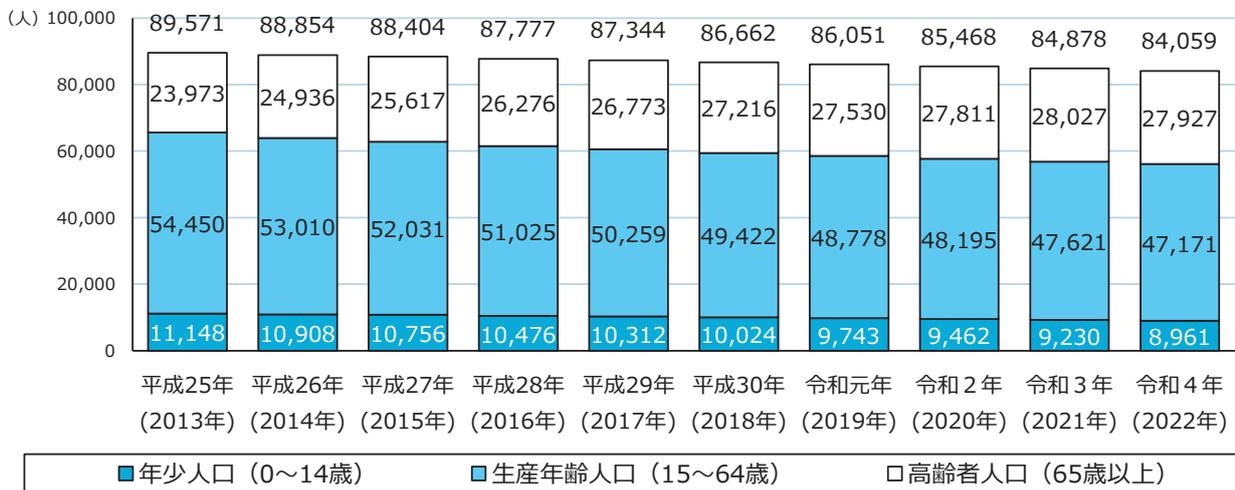
資料編

1. 統計データからみる大和郡山市の現状

1) 人口と世帯構成等の推移

- 人口は年々減少しており、令和4年(2022年)(9月末時点)で、84,059人となっています。
- 年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。
- 人口が減少する一方で、世帯数は増加しており、一世帯あたりの人員数が減少しています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳(外国人人口含む)
※各年9月末時点

【世帯数と一世帯あたり人員数の推移】

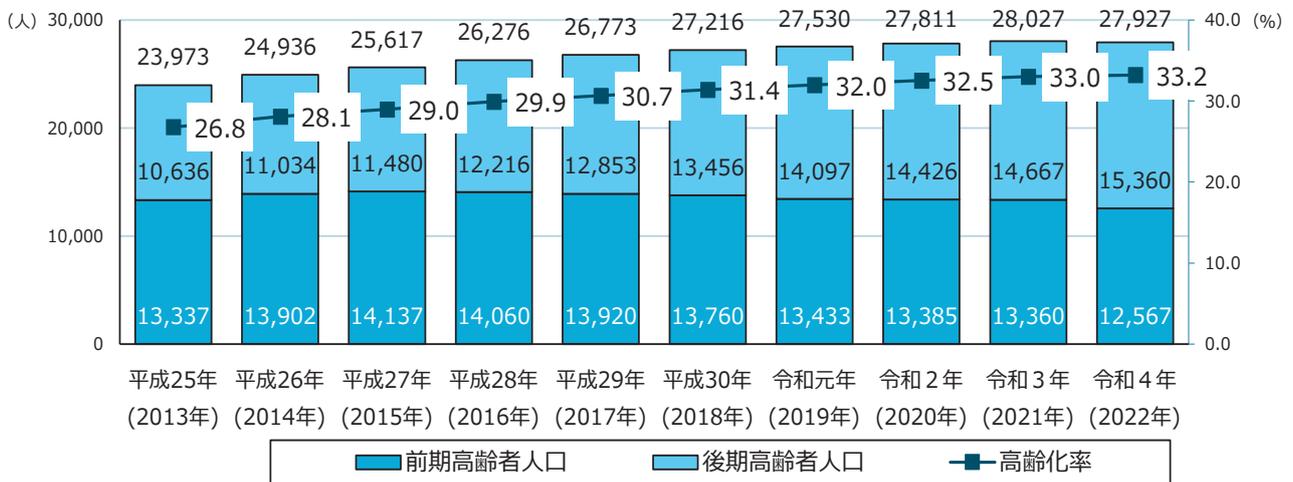


資料：住民基本台帳(外国人人口含む)
※各年9月末時点

2) 高齢者の状況

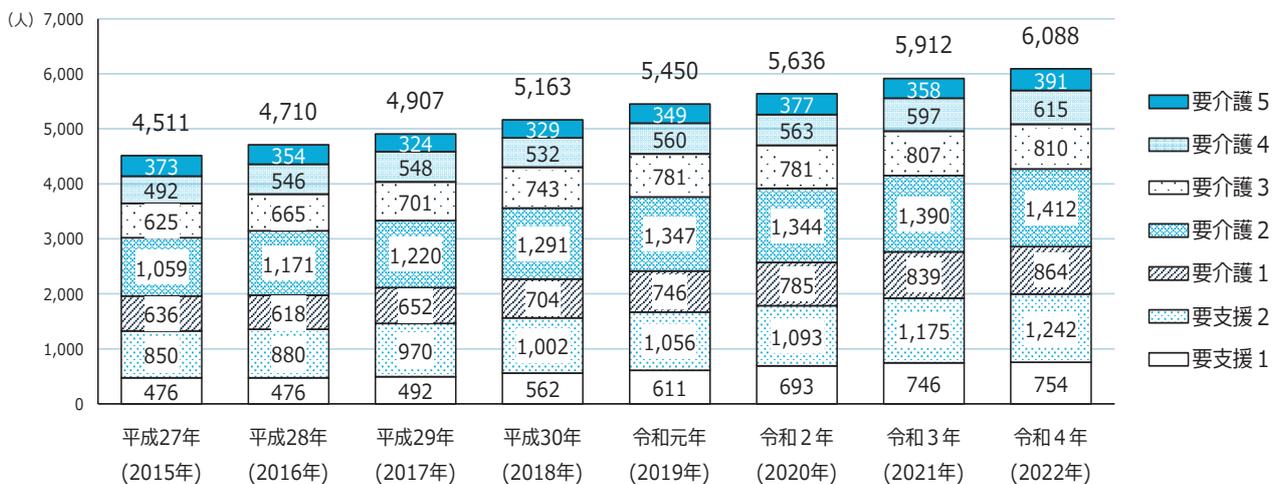
- 平成 27 年（2015 年）以降は前期高齢者人口が減少にある一方で、後期高齢者人口が増加しており、令和元年（2019 年）以降は、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っています。
- 高齢化率も上昇しており、平成 25 年（2013 年）の 26.8%が、令和 4 年（2022 年）には 33.2%となっています。
- 高齢者ひとり暮らし世帯数は、年々増加しています（国勢調査より）。
- 要介護認定者は年々増加傾向にあり、要介護度別でみると、平成 27 年（2015 年）から令和 4 年（2022 年）にかけて要支援 1 では約 1.6 倍、要支援 2 では 1.5 倍と特に増加しています。
- 要介護認定者における認知症高齢者は年々増加傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）には 2,841 人となっています。

【高齢者人口と高齢化率の推移】



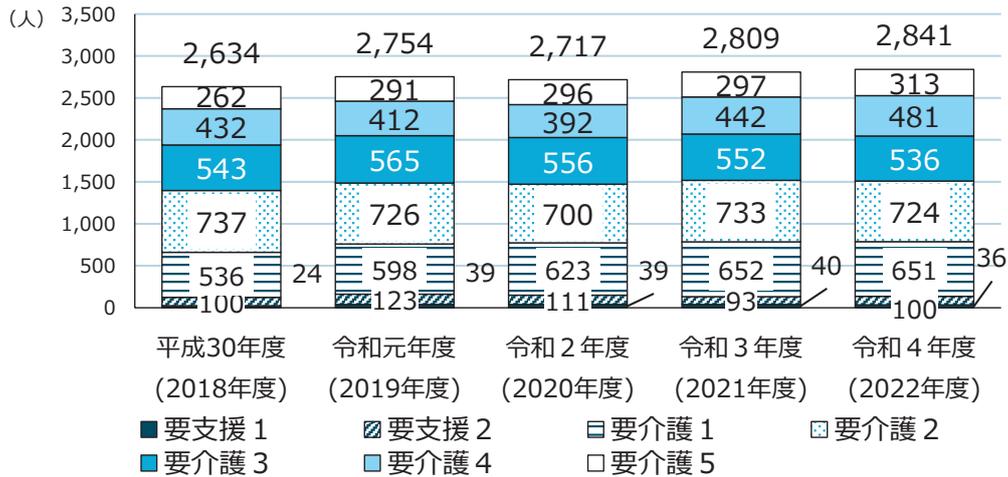
資料：住民基本台帳（外国人人口含む）
※各年 9 月末時点

【介護保険における要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末）

【要介護認定者における認知症高齢者数の推移（第2号被保険者は除く）】

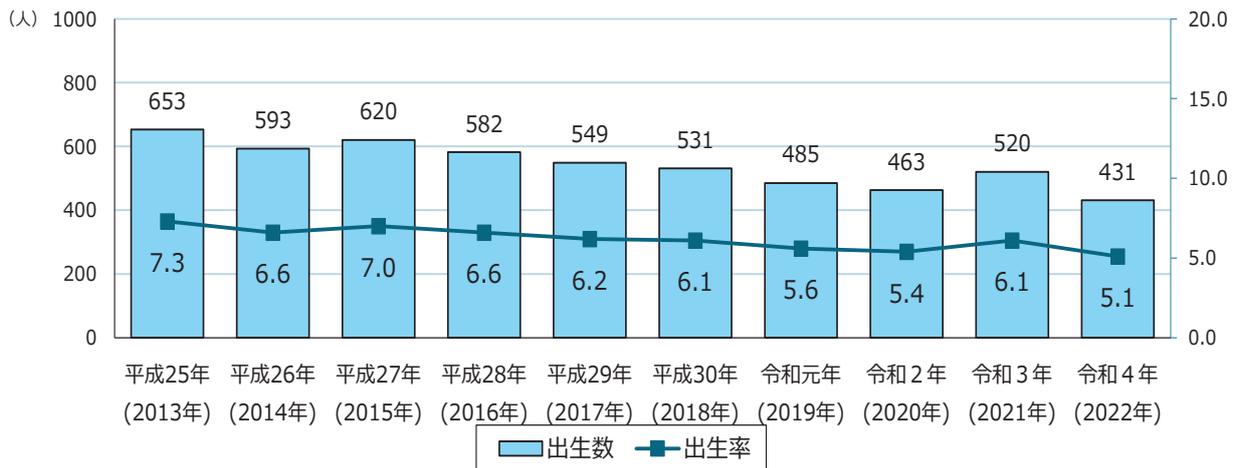


資料：介護福祉課
※各年度末現在

3) 子ども・子育て世帯の状況

- 出生数と出生率（人口1,000人対）は年々減少傾向にあり、出生数は平成25年（2013年）から令和4年（2022年）にかけて、222人減少しています。
- 母子世帯、父子世帯は減少傾向にあります（国勢調査より）。
母子世帯：平成22年（2010年）608世帯→平成27年（2015年）579世帯→令和2年（2020年）495世帯
父子世帯：平成22年（2010年）60世帯→平成27年（2015年）46世帯→令和2年（2020年）40世帯

【出生数と出生率（人口1,000人対）の推移】

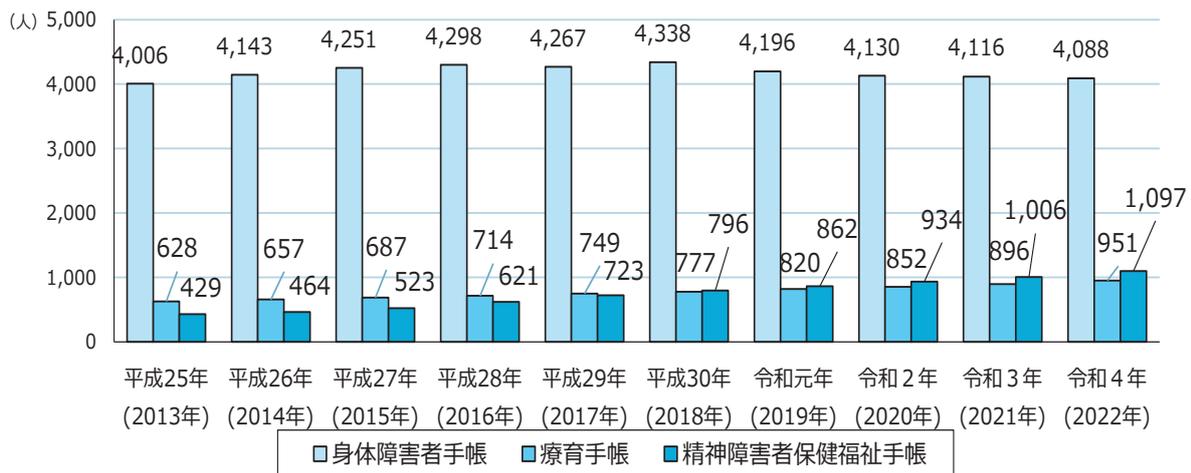


資料：令和5年度大和郡山市の福祉と保健
※各年12月末現在（各年1月～12月）

4) 障害者の状況

- 身体障害者手帳所持者が最も多く、横ばいで推移しています。
- 療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。また、平成30年(2018年)以降は、精神障害者保健福祉手帳所持者数が療育手帳所持者数を上回っています。

【各種障害者手帳所持者数の推移】

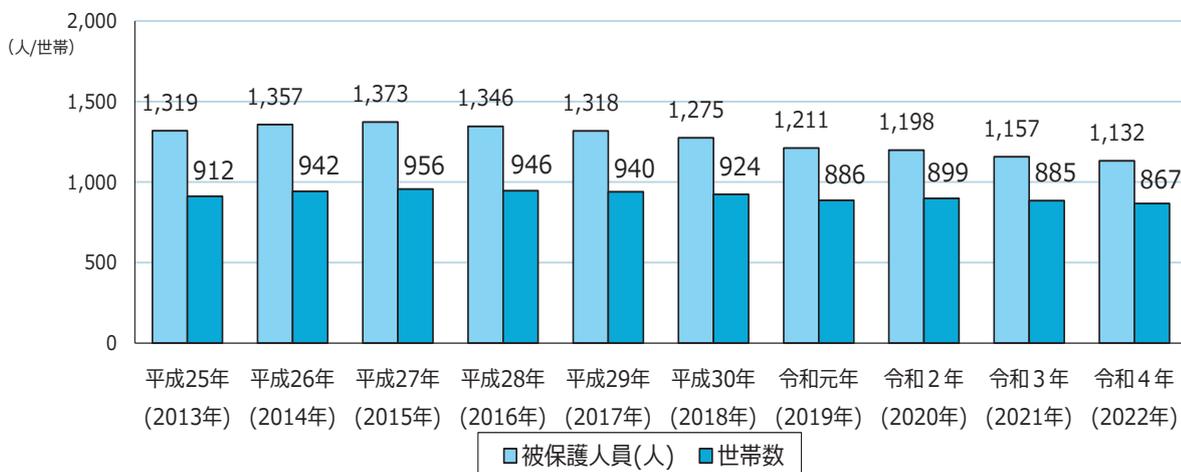


資料：障害福祉課

5) 生活保護世帯の状況

- 被生活保護人員は平成27年(2015年)以降減少しており、令和4年(2022年)には1,132人となっています。
- 生活保護世帯数は増減しながら横ばいで推移していますが、令和2年(2020年)以降は減少傾向にあります。

【被生活保護人員・生活保護世帯の推移】

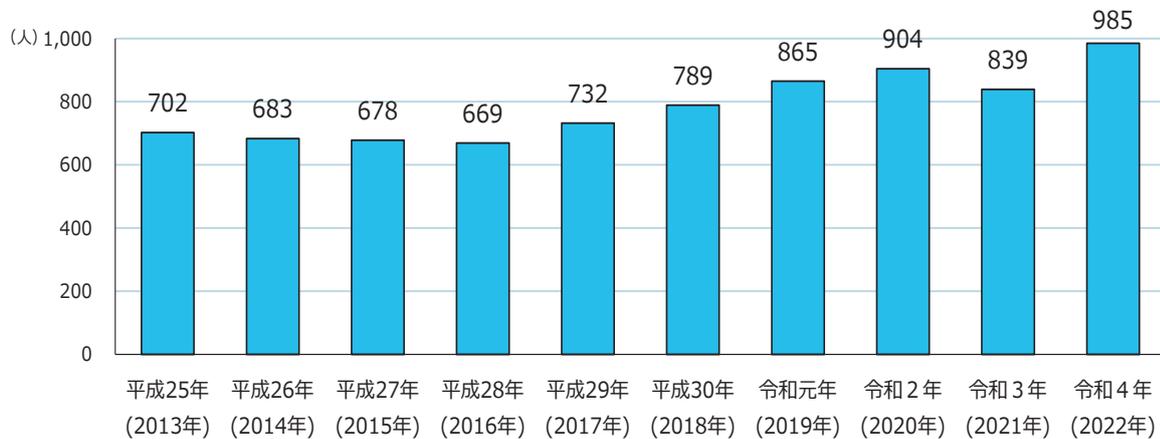


資料：生活支援課

6) 外国人の状況

- 外国人人口は平成29年（2017年）以降増加傾向にあり、令和4年（2022年）には985人と、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）にかけて283人増加しています。

【外国人人口の推移】

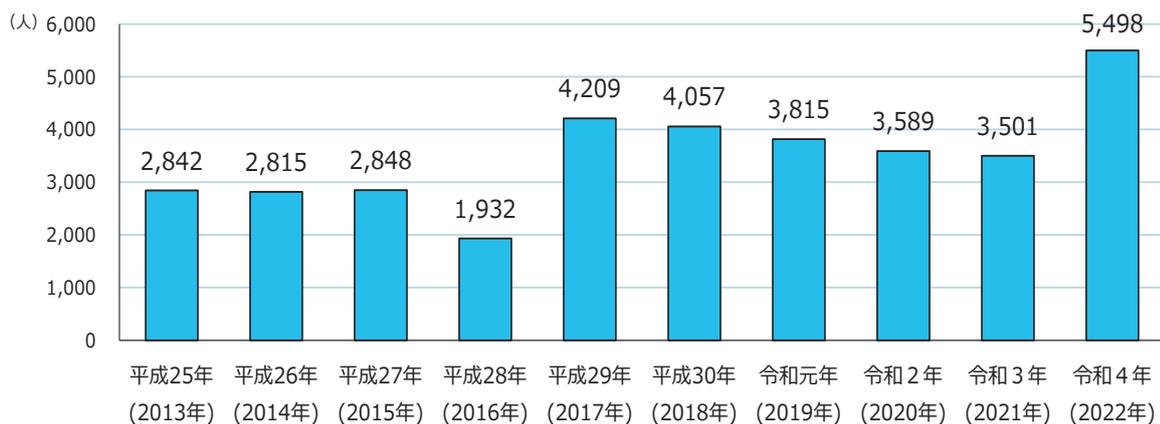


資料：市民課

7) 災害時要支援者の状況

- 災害時要支援リスト登録者数は平成29年（2017年）から令和3年（2021年）にかけて減少していましたが、令和4年（2022年）には5,498人に増加しています。

【災害時要支援リスト登録者数の推移】



資料：市民安全課

8) 虐待の状況

- 障害者、高齢者に対する虐待については、身体的虐待が多くなっています。
- 児童に対する虐待については、ネグレクト、心理的虐待が多くなっています。

【虐待の状況（障害者、児童、高齢者）】

各年度末現在の数		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
虐待認定数 (障害者) (件)	身体的虐待	1	3	5	3	1
	放棄・放置			1		
	心理的虐待	1			1	
	性的虐待			1		
	経済的虐待				1	
実件数		2	3	7	5	1

資料：障害福祉課

各年度末現在の数		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
虐待通告数 (児童) (件)	身体的虐待	23	38	44	48	49
	性的虐待	1	7	5	8	2
	ネグレクト	70	76	132	133	155
	心理的虐待	99	137	145	110	86
実件数		193	258	326	299	292

資料：子育て支援課

各年度末現在の数		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
虐待認定数 (高齢者) (件)	身体的虐待	8	4	8	6	3
	介護・世話の放棄・放任	3	0	1	1	0
	心理的虐待	8	4	4	2	1
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	2	2	1	0	0
実件数		11	5	11	7	3

資料：地域包括ケア推進課

9) 地域福祉の担い手などの状況

- 自治会加入世帯数、子ども会団体数・加入者数については、いずれも平成30年（2018年）から令和4年（2022年）にかけて減少しています。
- 認知症サポーター数、自主防災組織数については、いずれも平成30年（2018年）から令和4年（2022年）にかけて増加しています。

【地域福祉の担い手などの状況】

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
自治会	自治会数	316	315	315	315	315
	自治会加入世帯数	30,253	30,085	29,915	29,763	29,575
子ども会	団体数	26	27	23	14	10
	加入者数(人)	624	544	339	408	276
老人 クラブ	団体数	98	94	89	95	91
	会員数(人)	5,309	5,084	4,789	5,312	4,966
民生委員・児童委員(人)		194	194	195	196	192
認知症サポーター数(人)		5,914	7,247	7,781	8,283	8,987
自主防災組織数		230	238	268	269	270
保護司数(人)		25	23	24	25	26
更生女性団体会員数(人)		74	74	80	80	80
協力雇用主会会員数(人)		15	15	14	13	13
ボラン ティア	登録団体数	40	41	39	31	30
	個人登録者数(人)	37	38	19	13	13
地域ほのぼのサロン (ふれあい・いきいきサロン)数		18	17	17	18	17
地域子育て支援センター数		2	2	2	3	3
親子たんとん広場数 (ととランド含む)		5	5	5	5	5
こども食堂数※		-	-	-	4	9

※市内のこども食堂数ではなく、つながりの場づくり支援事業として委託しているこども食堂数

資料：障害福祉課（民生委員・児童委員、保護司、更生女性団体、協力雇用主会）、子育て支援課（地域子育て支援センター、親子たんとん広場（ととランド含む）、こども食堂）、地域包括ケア推進課（老人クラブ、認知症サポーター）、総務課（自治会）、市民安全課（自主防災組織）、生涯学習課（子ども会）、社会福祉協議会（ボランティア、地域ほのぼのサロン（ふれあい・いきいきサロン））

2. アンケート調査結果からみる大和郡山市の現状

1) 各種アンケート調査の結果概要

■市民対象

調査対象	18歳以上の市民4,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
配布・回収状況	配布数：4,000部、回収数：1,361部、有効回収数：1,356部、有効回収率：33.9%
調査目的	市民の地域・福祉との関わりや意識・ニーズ、今後の地域への関与意向、市民の抱える生活・福祉課題や相談状況などを把握。

■民生委員・児童委員対象

調査対象	市で活動する民生委員・児童委員（主任児童委員含む）
調査方法	各地区定例会での配布、郵送による回収
配布・回収状況	配布数：197部、回収数：148部、有効回収数：148部、有効回収率：75.1%
調査目的	民生委員・児童委員の活動状況、活動等に関する意識・ニーズ・抱える課題、民生委員・児童委員から見た地域・市民の状況等の把握。

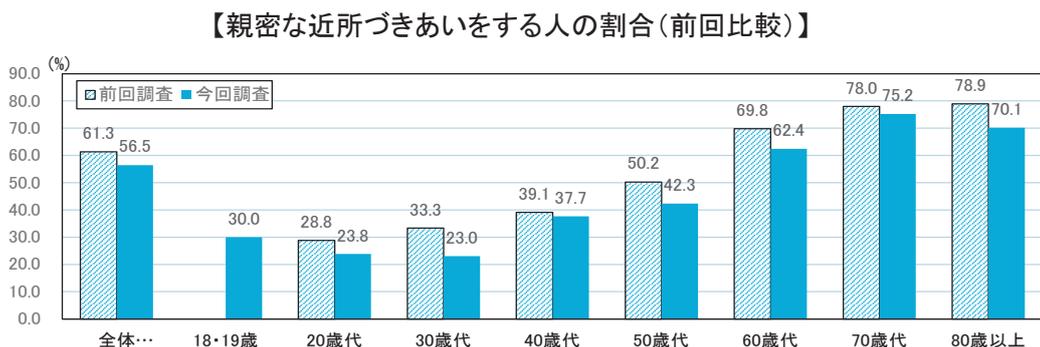
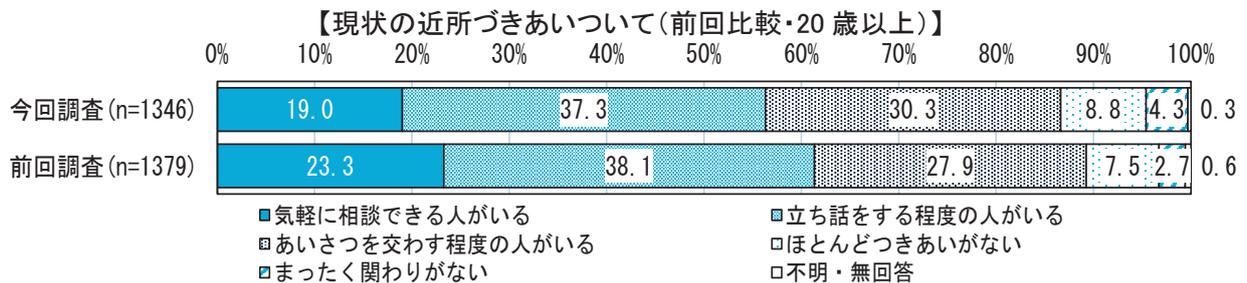
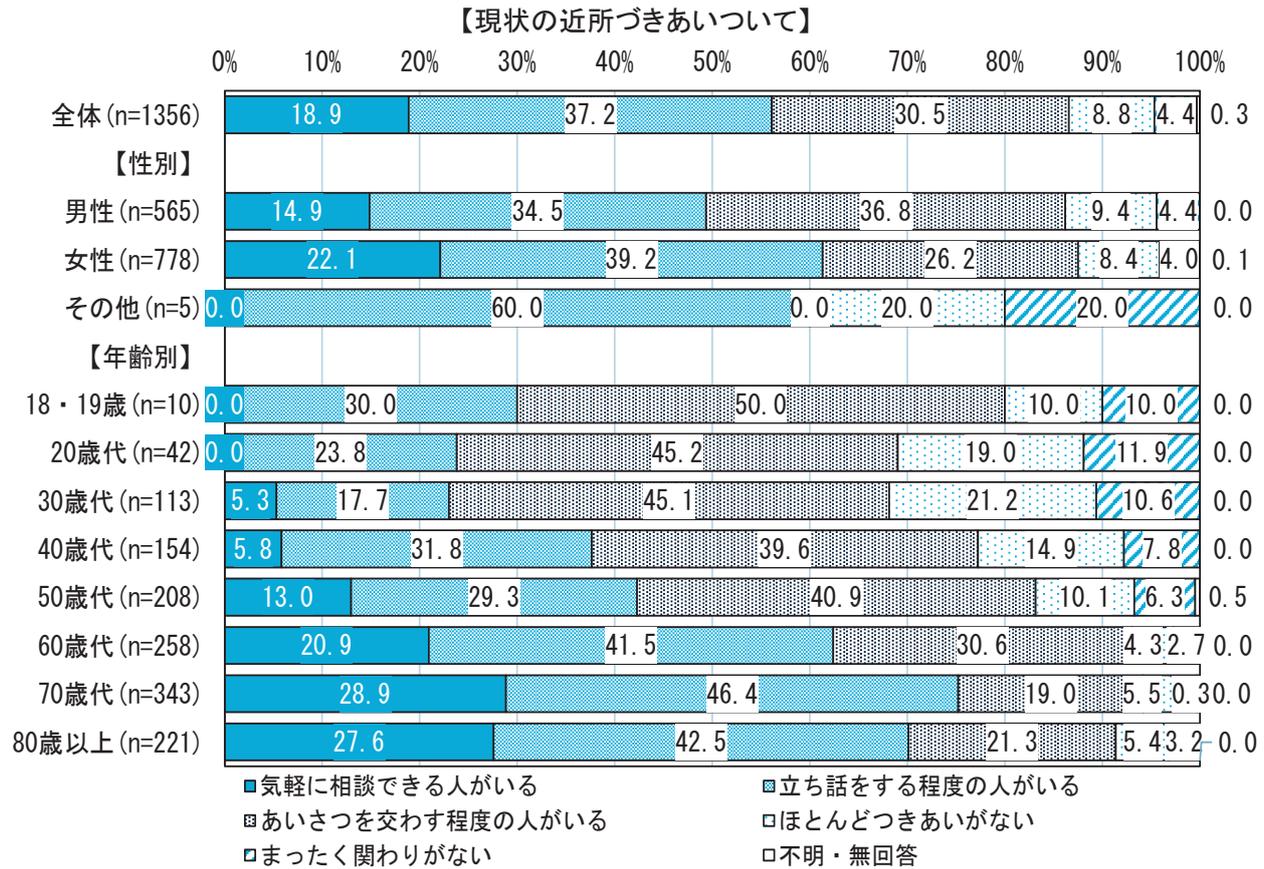
■地域活動団体・社会福祉法人等対象

調査対象	A：地域福祉活動団体 B：居場所・つどいの場づくり関係団体 C：地域活動・市民活動団体 D：社会福祉法人
調査方法	郵送及び手渡しによる配布、郵送及びWEBでの回収
配布・回収状況	A：配布数：86部、回収数：45部、有効回収数：45部、有効回収率：52.3% B：配布数：85部、回収数：65部、有効回収数：65部、有効回収率：76.5% C：配布数：51部、回収数：30部、有効回収数：30部、有効回収率：58.8% D：配布数：15部、回収数：6部、有効回収数：6部、有効回収率：40.0%
調査目的	市内で地域福祉活動や居場所・集いの場づくり、地域活動・市民活動を展開している団体・組織や社会福祉法人を対象に、活動状況や他機関・団体との連携、地域福祉に関する課題への意識などを把握。なお、社会福祉法人については、「地域における公益的な取組」の状況の把握も実施。

2) 市民対象アンケート調査の結果概要

(1) 近所づきあいについて

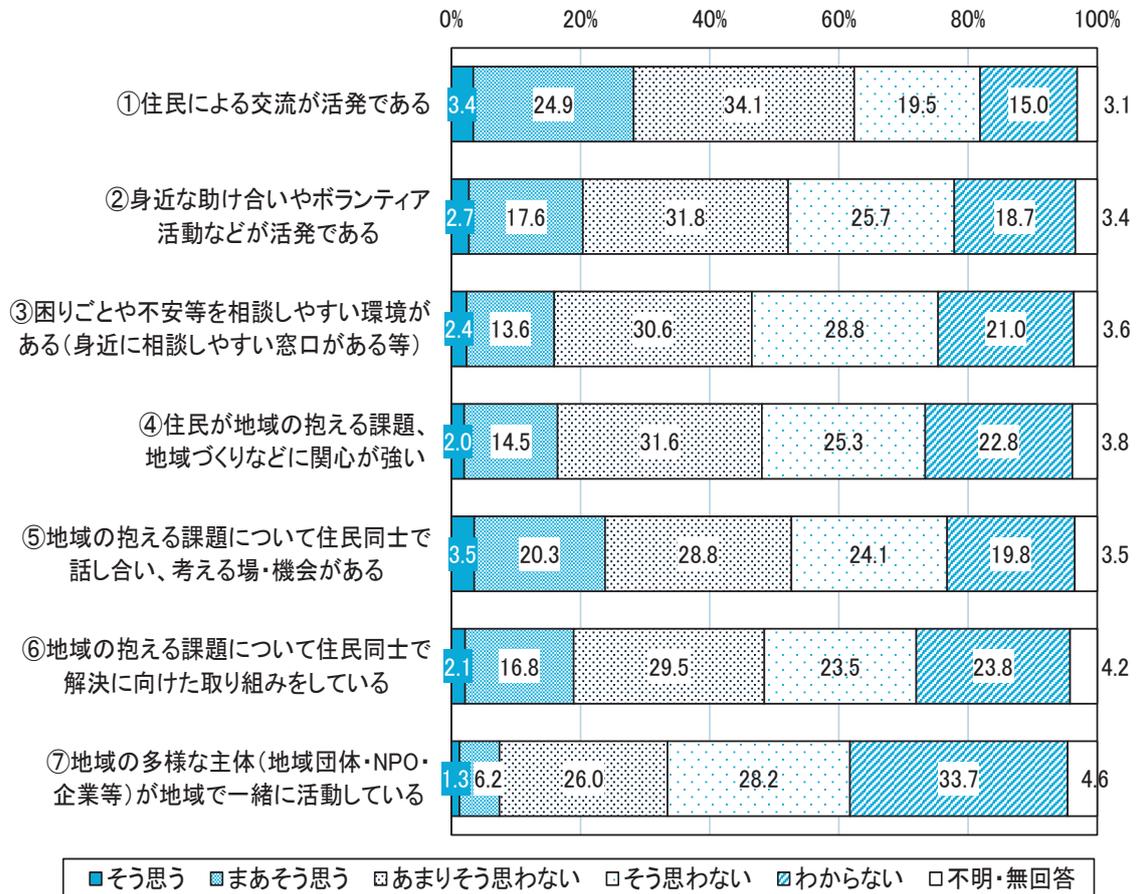
- 実際に親密な近所づきあいをする人は全体で 56.1%。
- 20 歳以上で親密な近所づきあいをする人は 56.3%で、前回調査 (61.3%) から 5ポイント程度減少。
- 親密な近所づきあいをする人は 20 歳代以上のすべての年齢層で前回調査から減少。特に、30 歳代や 50 歳代、80 歳以上では 10ポイント程度減少。



(2) 市民からみた居住地区の状況

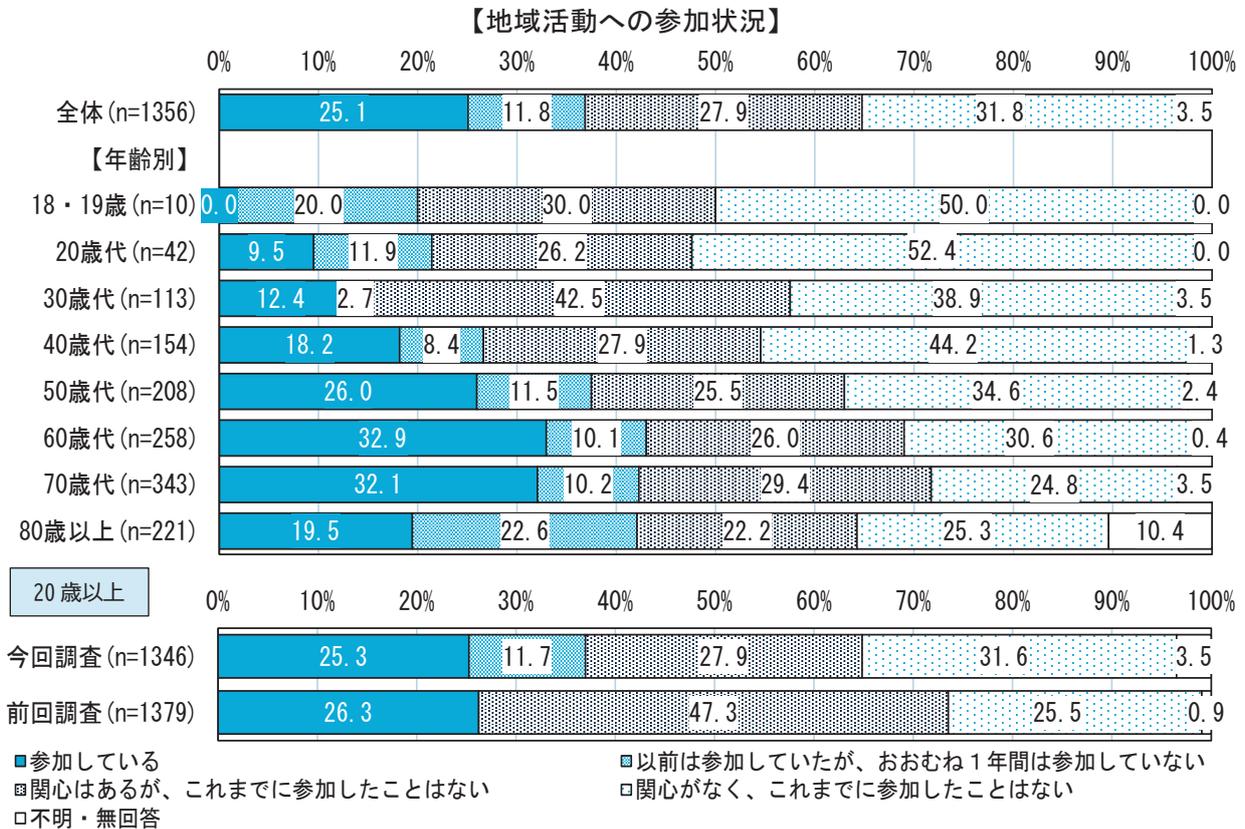
- 居住地区が「①住民による交流が活発である」「⑤地域の抱える課題について住民同士で話し合い、考える場・機会がある」と思う人（そう思う＋まあそう思う）は2割を超えており、他項目より多い。
- 「⑦地域の多様な主体が地域で一緒に活動している」と思う人は1割に達しておらず少ない。
- ①以外の項目で「わからない」（＝地域を知らない層）が2～3割程度を占める。

【市民からみた居住地区の状況】



(3) 地域活動の状況

- 過去おおむね1年間に地域の活動に参加している人は25.1%。
- 18・19歳と20歳代の過半数が「関心がなく、これまでに参加したことがない」。
- 30歳代では「関心はあるが、これまでに参加したことはない」が42.5%と多い。
- 60～70歳代では地域の活動に参加する人が3割を超え、地域活動の主力であることがわかる。
- 20歳以上で過去1年間に地域の活動に参加している人は25.3%で、前回調査(26.3%)と大きな変化なし。



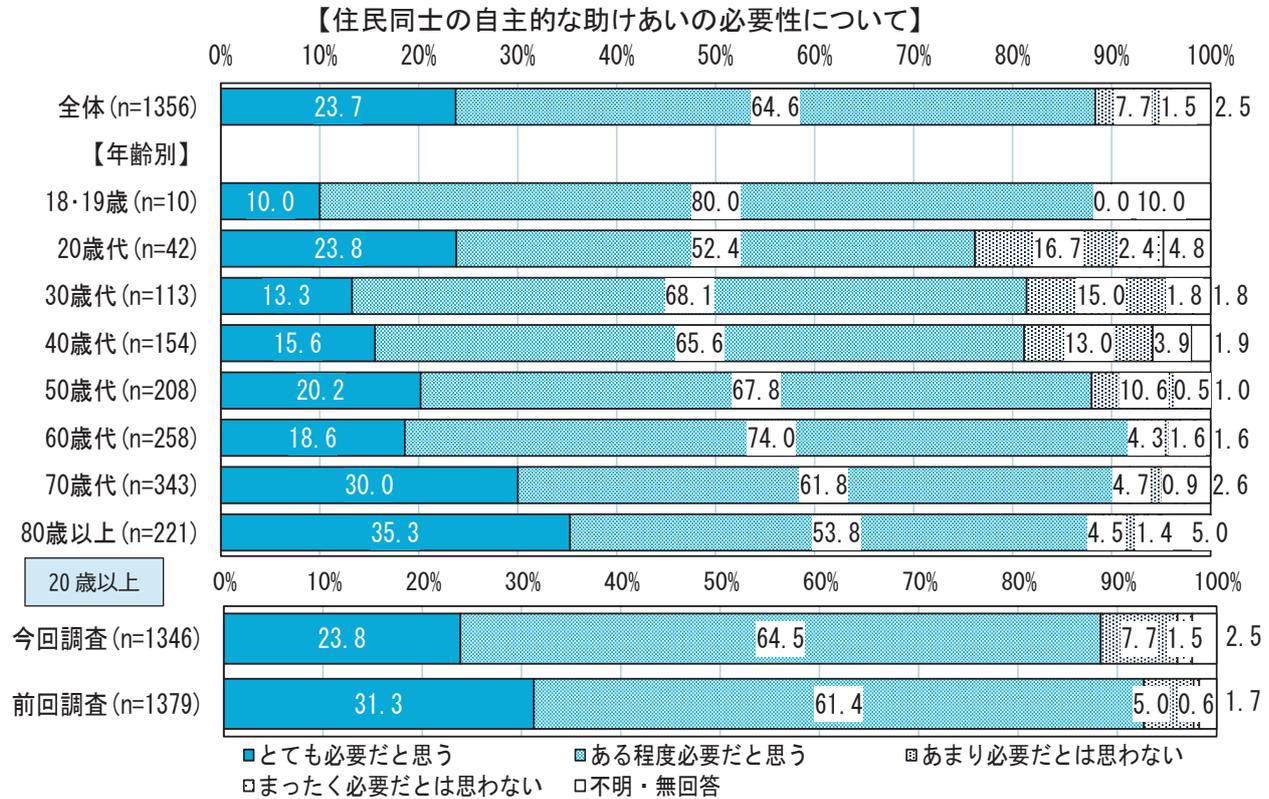
- 参加している地域活動について、全体では「自治会の活動」が76.2%で他の活動を大きく上回る。
- すべての年齢層で「自治会の活動」が最も多い。
- 30歳代以下と40歳代では「PTAの活動」、70歳代では「趣味等のサークル、グループ活動」、80歳以上では「老人クラブの活動」「スポーツ団体の活動」が、他の年齢層より多い。

【参加している地域活動の内容(地域活動に参加している人)】

活動内容	全体 n=340	年齢別					
		30歳代以下 n=18	40歳代 n=28	50歳代 n=54	60歳代 n=85	70歳代 n=110	80歳代 n=43
自治会の活動	76.2	72.2	78.6	81.5	80.0	74.5	69.8
老人クラブの活動	15.6	0.0	0.0	0.0	7.1	26.4	41.9
趣味等のサークル、グループ活動	14.1	5.6	0.0	7.4	12.9	22.7	14.0
自主防災組織等の活動	10.6	0.0	0.0	9.3	12.9	15.5	7.0
スポーツ団体の活動	7.1	5.6	3.6	5.6	5.9	7.3	14.0
社会福祉協議会の活動	7.1	0.0	0.0	1.9	5.9	10.9	14.0
ボランティア団体の活動	6.2	0.0	10.7	7.4	4.7	4.5	11.6
個人でのボランティア活動	4.1	5.6	3.6	7.4	3.5	0.9	9.3
PTAの活動	3.2	11.1	10.7	3.7	2.4	0.9	0.0
女性会の活動	2.9	0.0	0.0	1.9	2.4	3.6	7.0
子ども会の活動	1.8	5.6	3.6	1.9	1.2	1.8	0.0
NPO団体の活動	1.8	0.0	3.6	0.0	4.7	0.9	0.0
子育てのサークル、グループ活動	1.2	5.6	0.0	0.0	1.2	0.9	2.3
その他	7.9	11.1	7.1	7.4	9.4	10.0	0.0
不明・無回答	1.8	5.6	3.6	0.0	0.0	0.9	7.0

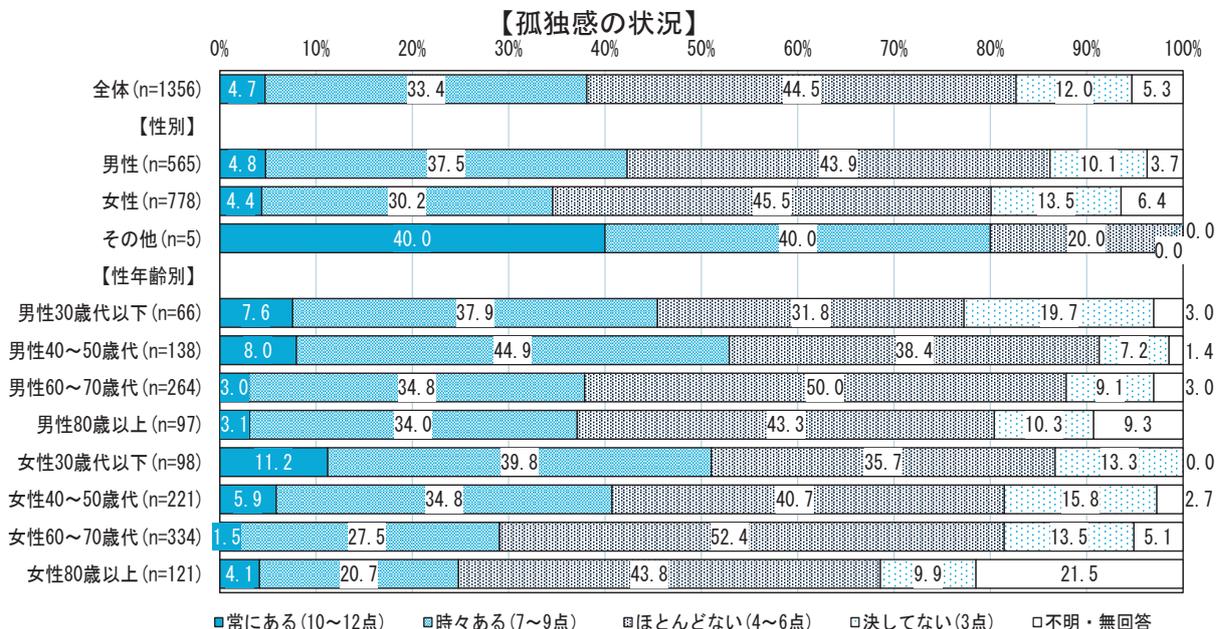
(4) 住民同士の自主的な助けあいの必要性について

- 住民同士の自主的な支えあいや助けあいを必要と思う人（とても必要だと思う+ある程度必要だと思う）は全体で 88.3%。
- 20～40 歳代では 50 歳以上と比べ、住民同士の自主的な支えあいや助けあいを必要と思う人が少ない。
- 20 歳以上で自主的な支えあいや助けあいを必要と思う人は 88.3%で、前回調査（92.7%）から 4 ポイント減少。



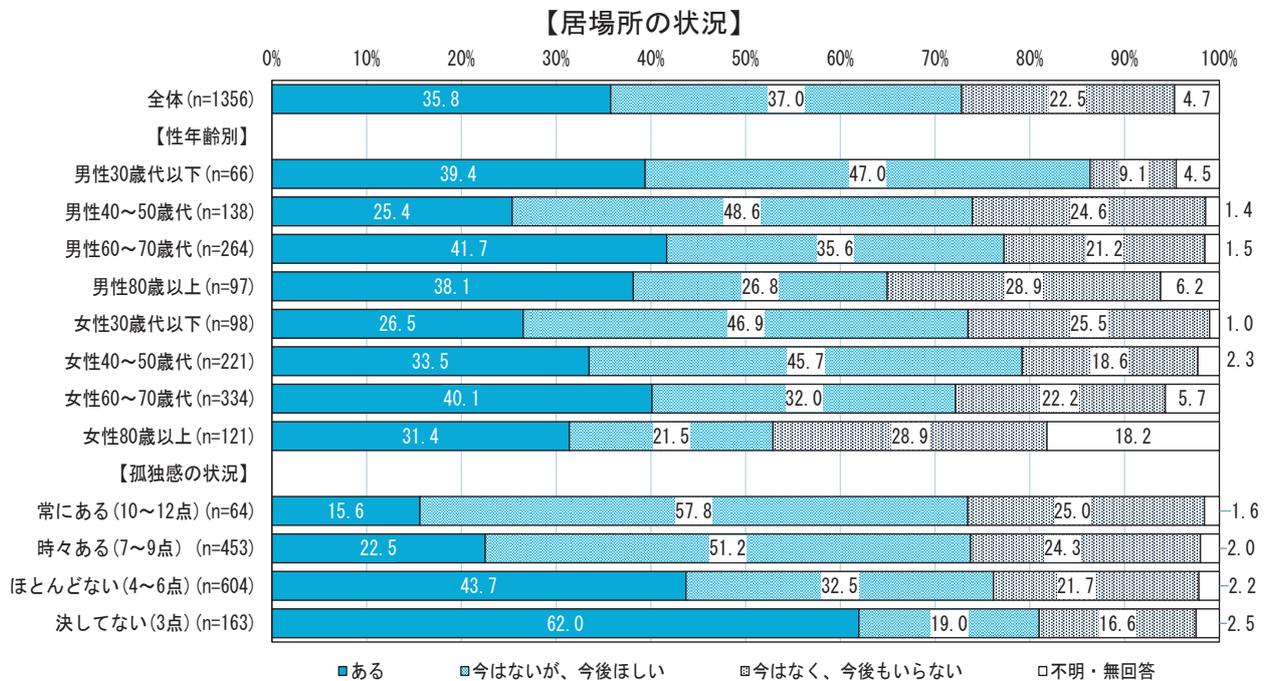
(5) 孤独感の状況について

- 孤独感がある人（常にある+時々ある）は 38.1%。
- 女性 30 歳代以下と男性 40～50 歳代は孤独感がある人が多い。
- 乳幼児～中学生のいる世帯、障害のある方がいる世帯の人は、孤独感がある人が多い。

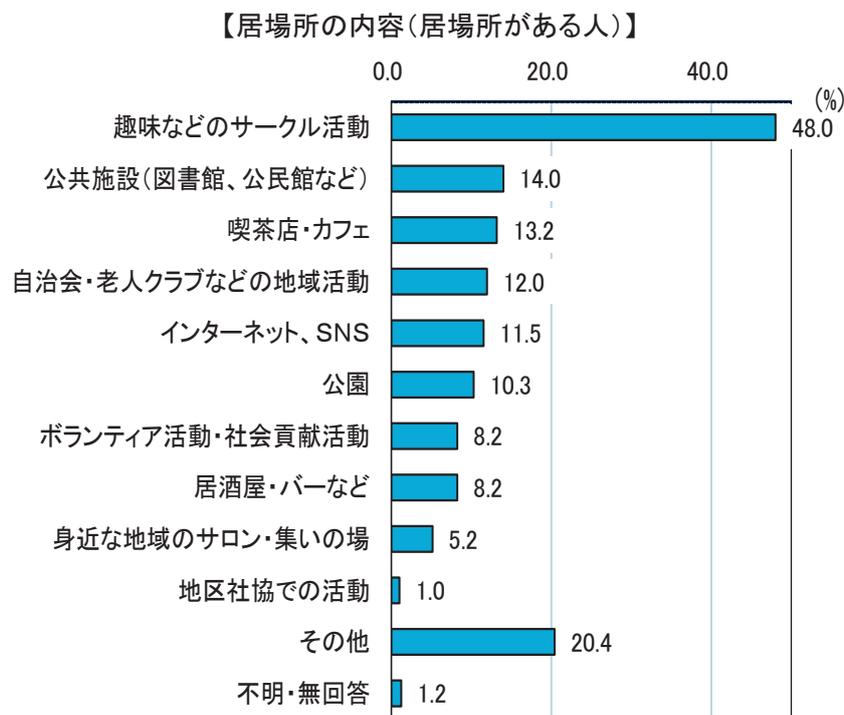


(6) 居場所（自宅・学校・職場以外で安心できる、人とのつながりを実感できる場所・活動）の状況について

- 居場所が「ある」人は 35.8%、「今はないが、今後ほしい」人は 37.0%。
- 男女とも 60～70 歳代では居場所が「ある」人が多い。
- 男性 40～50 歳代と女性 30 歳代以下では、居場所が「ある」人が少ない。
- 孤独感が強いほど、居場所がある人が少ない。



- 居場所が「ある」人の具体的な居場所については、「趣味などのサークル活動」が多い。



(7) 日常生活での不安・悩み、相談状況について

- 全体では「健康に関すること」が最も多い。
- 20歳代以下では「特にない」、30～40歳代では「世帯の収入や経済的なこと」「子育てや教育のこと」、40～50歳代では「家族の介護・看護・世話のこと」が多い。
- 割合は少ないが、30～40歳代で「自分の引きこもりに関すること」が多い。
- 70歳以上になると、「日常の移動手段のこと」「地域での買物（場所）のこと」などが多くなる。

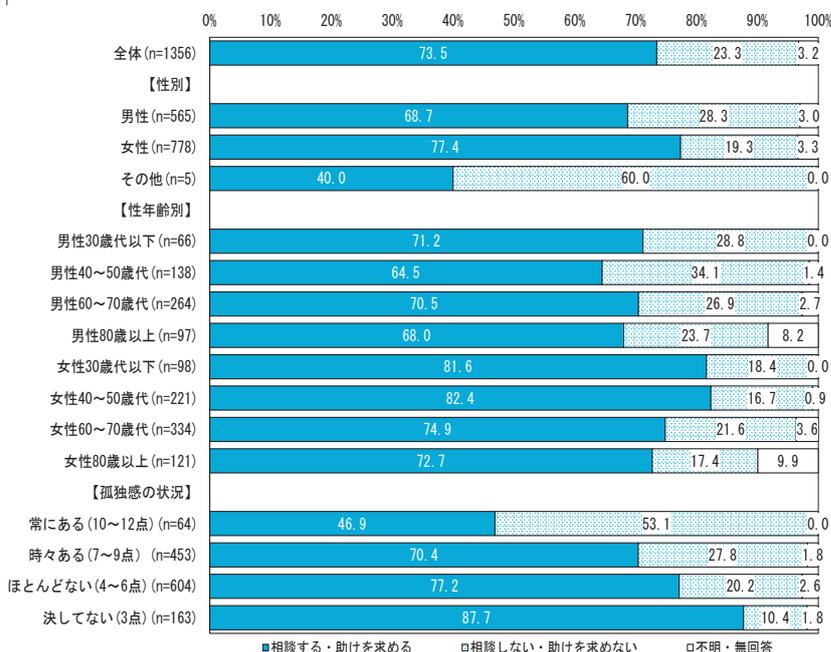
【日常生活での不安・悩み、相談状況について】

単位:%	全体 n=1356	年齢別								
		18・19歳 n=10	20歳代 n=42	30歳代 n=113	40歳代 n=154	50歳代 n=208	60歳代 n=258	70歳代 n=343	80歳以上 n=221	
健康に関すること	48.7	10.0	19.0	35.4	33.1	40.4	48.8	61.8	62.0	
家族の介護・看護・世話のこと	29.4	10.0	9.5	23.0	36.4	42.8	35.3	23.0	23.1	
世帯の収入や経済的なこと	28.6	30.0	35.7	51.3	42.2	30.8	32.2	20.4	13.1	
自分の介護・看護・世話のこと	27.1	20.0	4.8	12.4	15.6	23.6	25.2	32.7	43.9	
地震や火事など災害のこと	26.0	20.0	23.8	23.9	22.1	25.0	26.4	29.2	26.2	
福祉・介護サービスの利用	14.2	0.0	9.5	5.3	8.4	13.9	11.6	14.3	27.6	
日常の移動手段(買物・通院等)のこと	12.8	10.0	7.1	10.6	5.2	6.3	5.4	17.8	28.1	
子育てや教育のこと	11.1	0.0	7.1	46.0	46.1	11.1	0.4	0.3	0.0	
自分の財産管理、成年後見等に関すること	9.8	30.0	16.7	19.5	16.2	8.7	7.4	6.1	8.1	
地域での買物(場所)のこと	9.7	20.0	2.4	1.8	5.8	6.7	9.3	10.2	19.9	
地域の治安のこと	8.7	10.0	14.3	15.0	13.6	7.2	7.8	6.7	6.3	
家族の財産管理、成年後見等に関すること	8.1	10.0	2.4	20.4	16.2	10.1	7.0	3.2	4.5	
地域での人間関係	7.1	0.0	4.8	15.9	8.4	7.2	5.0	5.5	6.8	
職場での人間関係	6.6	20.0	7.1	15.9	20.1	12.0	3.1	0.9	0.0	
地域とのつながりが薄い、ないこと	5.7	0.0	4.8	8.8	8.4	3.8	4.7	3.8	8.1	
仕事がないこと、失業の不安など	3.5	0.0	11.9	8.0	8.4	6.3	2.3	0.3	0.5	
家族のひきこもりに関すること	2.0	0.0	0.0	4.4	1.3	2.4	2.3	1.7	1.4	
自分のひきこもりに関すること	1.0	0.0	0.0	2.7	2.6	0.5	1.2	0.3	0.9	
その他	2.7	0.0	4.8	2.7	3.2	2.9	3.1	1.7	3.2	
特にない	13.0	50.0	28.6	10.6	11.7	11.1	15.5	12.2	10.0	
不明・無回答	2.5	0.0	0.0	0.9	1.3	1.4	1.9	2.9	5.4	

(8) 自身で解決が難しい悩み・不安に関する相談の状況

- 自身での解決が難しい悩み・不安を感じた場合、相談しない・助けを求めない人は23.3%。
- 男性は女性と比べて誰かに相談したり、助けを求める人が少ない。
- 特に、男性40～50歳代では、相談したり助けを求めない人が多い。
- 自分自身で解決が難しい悩み・不安を感じた場合でも、孤独感がある人ほど、相談しない・助けを求めない人が多い。

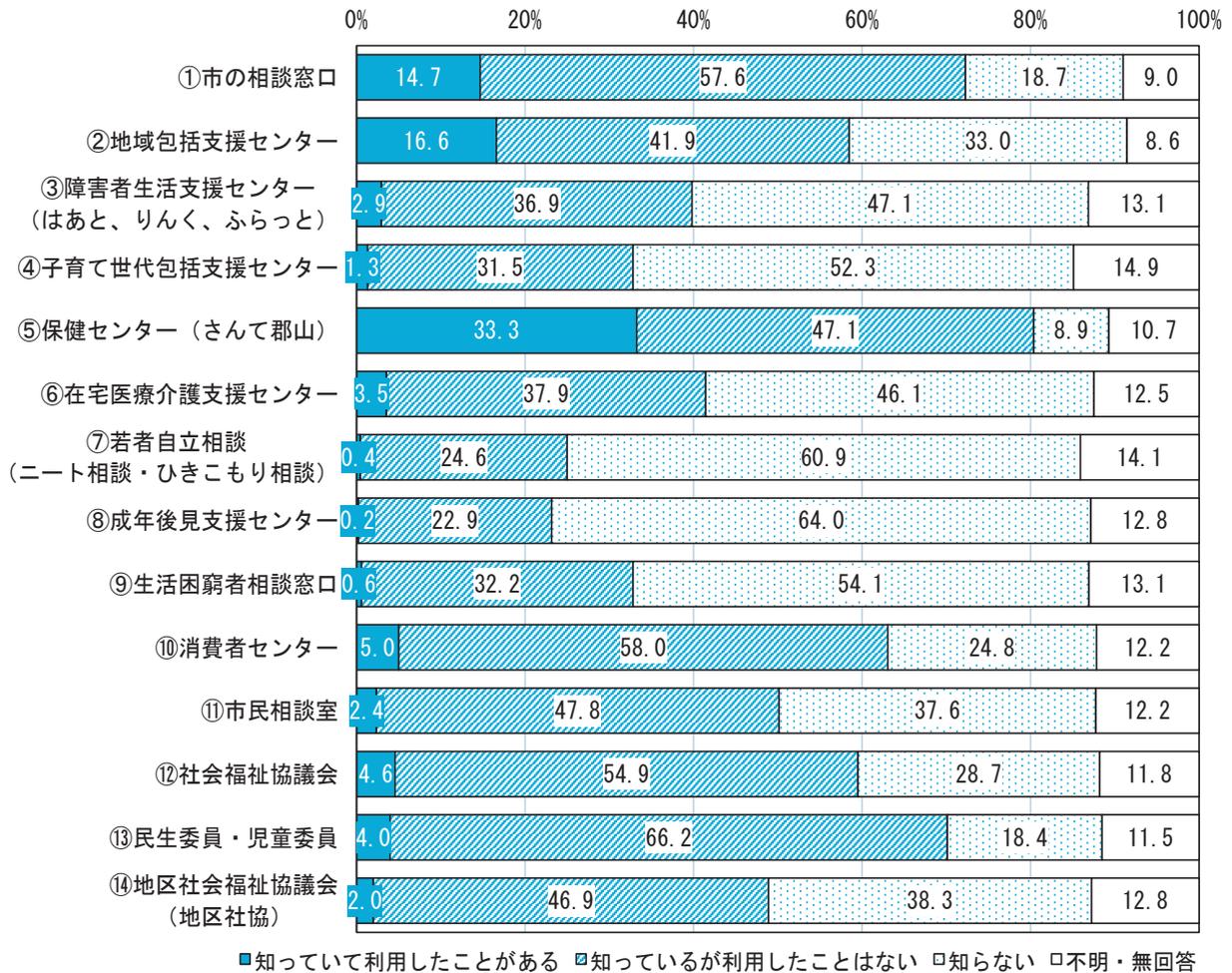
【自身で解決が難しい悩み・不安に関する相談の状況】



(9) 相談窓口・相談先の認知・利用状況

- 認知度（知っている、利用したことがある＋知っているが利用したことはない）をみると、「⑤保健センター」が80.4%で最も高く、「①市の相談窓口」や「⑬民生委員・児童委員」「⑩消費者センター」がつづく。
- 「⑧成年後見支援センター」と「⑦若者自立相談」は認知度が3割に達していない。
- 不安・悩みの内容や年齢、同居家族などの状況を踏まえると、必要な人が必要な相談窓口が知られていないことがわかる。

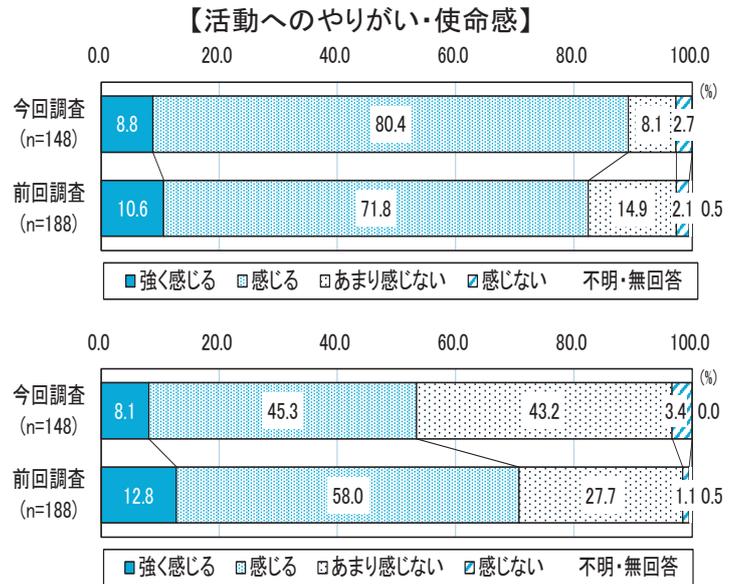
【自身で解決が難しい悩み・不安に関する相談の状況】



3) 民生委員・児童委員対象アンケート調査の結果概要

(1) 活動に対する意識

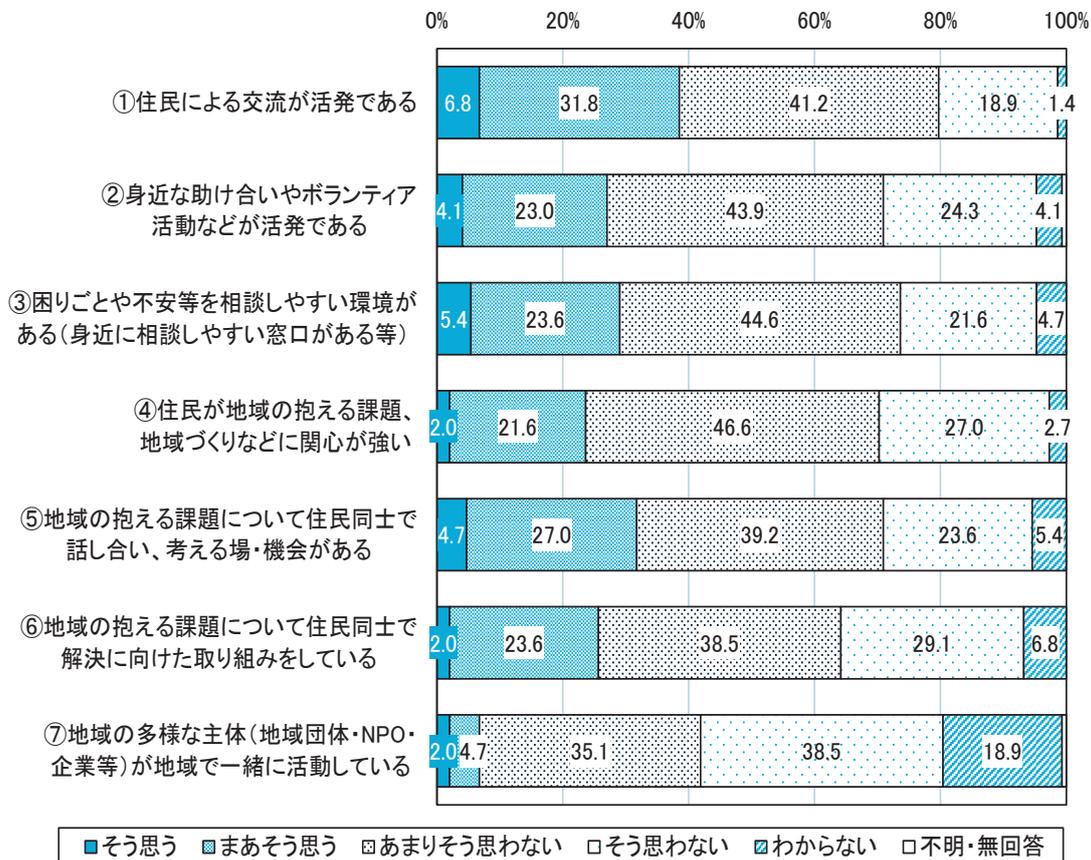
- やりがい・使命感がある人（強く感じる＋感じる）は89.2%で、前回調査から7ポイント程度増加。
- 負担感がある人（強く感じる＋感じる）は53.4%で、前回調査から17ポイント程度減少。



(2) 民生委員・児童委員からみた担当地区の状況

- 担当地区が「①住民による交流が活発である」「⑤地域の抱える課題について住民同士で話し合い、考える場・機会がある」と思う人（そう思う＋まあそう思う）は3割を超えており、他項目より多い。
- 「⑦地域の多様な主体が地域で一緒に活動している」と思う人は1割に達しておらず少ない。

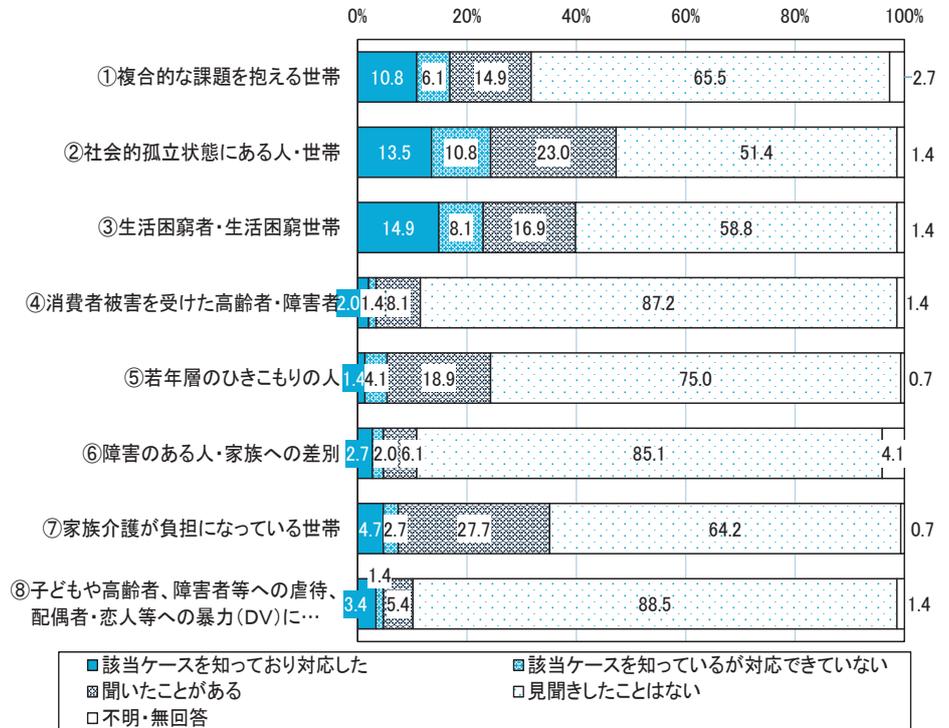
【民生委員・児童委員からみた担当地区の状況】



(3) 地域活動で活動する中で見聞きしたこと、対応したいこと

- 「②社会的孤立状態にある人・世帯」「③生活困窮者・生活困窮世帯」「①複合的な課題を抱える世帯」については、担当地域で該当ケースを知っている民生委員が2割前後で、他より多い。
- 「⑦家族介護が負担になっている世帯」「⑤若年層のひきこもりの人」については、担当地域で見聞きしたことがある民生委員は2～3割台を占めるが、実際に該当ケースを知っている割合は少ない。

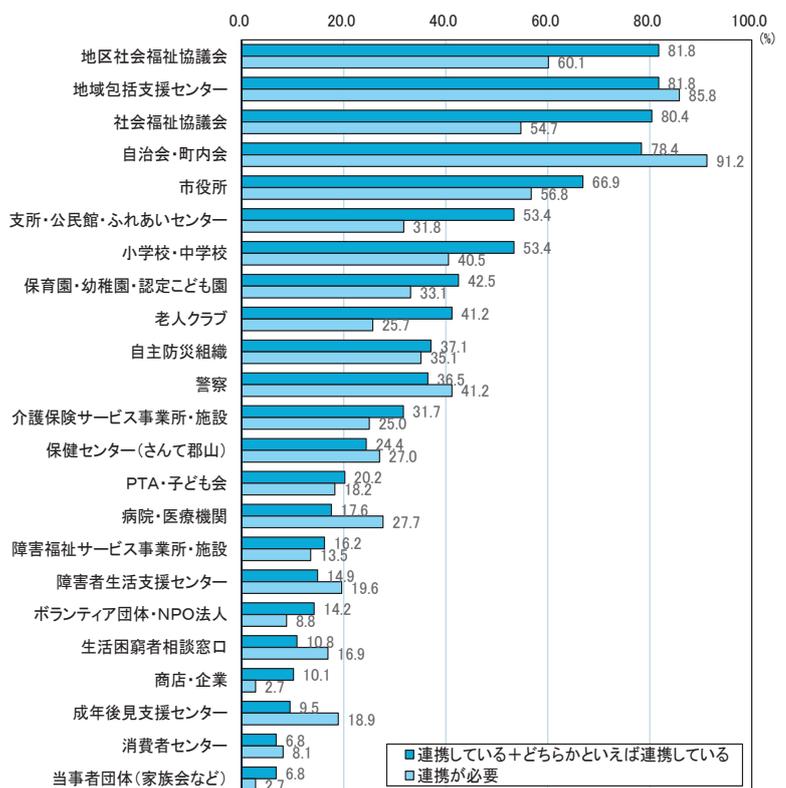
【地域活動で活動する中で見聞きしたこと、対応したいこと】



(4) 関係機関・団体等との関係

- 連携先としては「地区社会福祉協議会」「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」「自治会・町内会」が7割以上で上位を占める。
- 「自治会・町内会」「地域包括支援センター」は『連携している+どちらかといえば連携している』を『連携が必要』が上回っており、さらなる連携が必要と考えられていることがわかる。
- ほかに「病院・医療機関」や「障害者生活支援センター」「生活困窮者相談窓口」「成年後見センター」などでも、連携の必要性を感じていることがわかる。

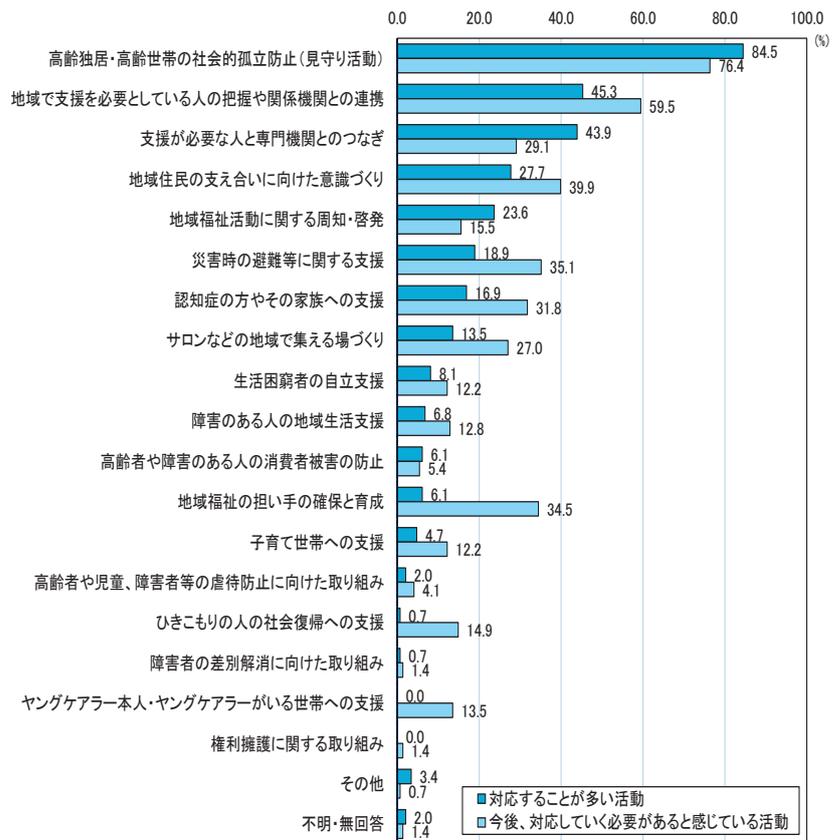
【関係機関・団体等との連携状況と連携意向】



(5) 現在対応することが多い活動と今後対応が必要と感じている活動

- 「高齢独居・高齢世帯の社会的孤立防止（見守り活動）」は現在対応することが多く、かつ、今後対応が必要な活動。
- 「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」「地域福祉活動に関する周知・啓発」「災害時の避難等に関する支援」「認知症の方やその家族への支援」「サロンなどの地域で集える場づくり」などは、今後取り組みを充実していくことが必要と考えられていることがわかる。

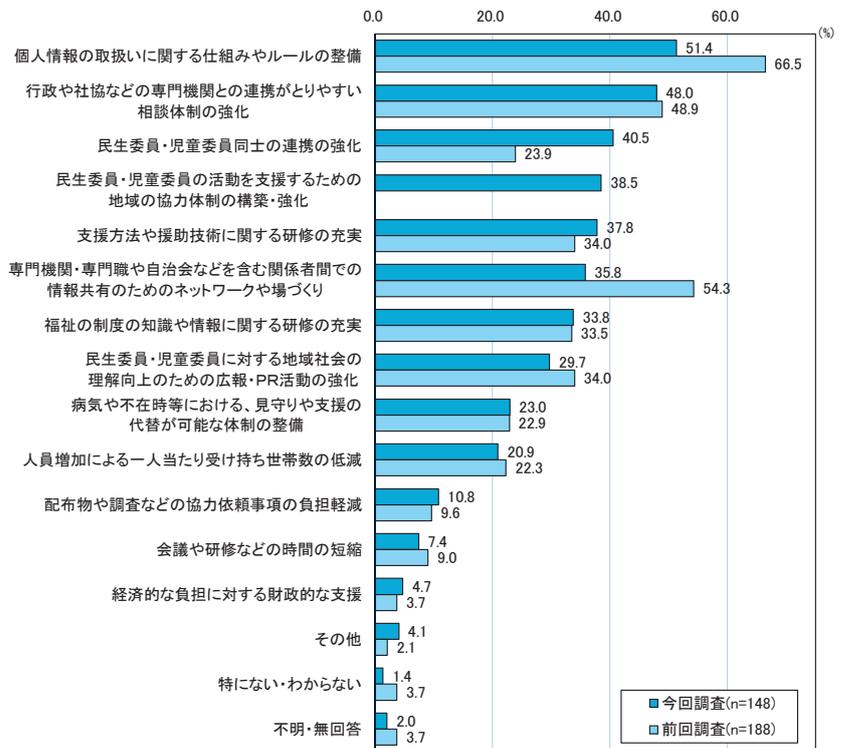
【現在対応することが多い活動と今後対応が必要と感じている活動】



(6) 今後の活動を充実していくための条件

- 「個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」は前回同様に最も多いが、前回調査から 15 ポイント程度減少。
- 「民生委員・児童委員同士の連携の強化」は 40.5%と上位に入り、前回調査から 15 ポイント程度増加。コロナ禍で交流できないことも要因として考えられる。
- 「専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」は 35.8%で前回調査から 20 ポイント程度減少。

【今後の活動を充実していくための条件】



4) 地域活動団体・社会福祉法人等対象アンケート調査の結果概要

(1) 活動・運営に関する課題

- 地域福祉団体や居場所づくり関係団体の活動・運営に関する課題では、「担い手の確保が困難」「メンバーの高齢化」「リーダー・後継者のなり手が無い」などが多い。
- 地域活動・市民活動団体では、「活動資金の確保が難しい」が最も多く、「担い手の確保が困難」「メンバーの高齢化」「活動のPRや情報発信、市民への周知が難しい」がみつづく。

(2) 他団体・機関等との連携状況

- 地域福祉団体では「市役所・支所」が最も多く、「社会福祉協議会」「小学校・中学校」がみつづく。
- 居場所づくり関係団体では「地域包括支援センター」が最も多く、「社会福祉協議会」「町内会・自治会」がみつづく。
- 地域活動・市民活動団体では「市役所・支所」が最も多く、「小学校・中学校」「NPO法人」「商店・企業」などがみつづく。
- 社会福祉法人では「介護保険サービス事業所・施設」が最も多く、「自治会・町内会」「地域包括支援センター」「病院・医療機関」「市役所・支所」「障害福祉サービス事業所・施設」などがみつづく。

(3) 地域福祉に関する課題

- 地域福祉団体や居場所づくり関係団体が地域で活動する中で、福祉について感じる課題では、「地域での住民同士のつながりが希薄化している」が最も多く、「住民の地域や地域福祉への関心・興味がなくなっている」「地域での福祉活動などを担う人材が不足している・確保できない」がみつづく。
- 社会福祉法人が地域で活動する中で、福祉について感じる課題では、「地域での福祉活動などを担う人材が不足している・確保できない」と「災害時の避難などに関する支援体制が整っていない」が最も多い。
- 地域活動・市民活動団体では、地域課題の解決に向けた取り組みについて「団体の活動に関連する内容であれば参加したい」という団体が8割を超える。

(4) 社会福祉法人における「地域における公益的な取組」について

- 6法人中「(公益的な取組を)している」のは3法人、「しているが、その取組が『地域における公益的な取組』にあたるかどうか不明である」が2法人、「していない」が1法人。
- 「地域における公益的な取組」を実施、もしくはこれから実施する場合の課題としては、「人材が不足している」が最も多く、「財源が不足している」がみつづく。
- 「地域における公益的な取組」を実施、もしくはこれから実施する場合に知りたい情報としては、「『地域における公益的な取組』にあてはまる取組の種類および内容」と「財源・人材の確保の方法」が最も多く、「他法人の取組の具体的な内容」がみつづく。

3. ヒアリング調査結果からみる大和郡山市の現状

1) ヒアリング調査の実施概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター【地域包括】 ○障害者生活支援センター(りんく・はあと・ふらっと)【障害】 ○子育て世代包括支援センター(母子保健担当保健師)【子育て包括】 ○子育て支援課(ひとり親支援・児童虐待対応担当保育士)【子育て支援課保育士】 ○子育て支援課(ひとり親支援・児童虐待対応担当保健師)【子育て支援課保健師】 ○生活困窮自立支援事業相談員【生活困窮】 ○成年後見支援センター【成年後見】 ○地域自立支援協議会【自立協】 ○特定非営利法人在日外国人問題研究会(外国人相談支援委託機関)【外国人】 ○社協地区担当者(第1層・第2層生活支援コーディネーター)【社協】 <p>※【 】内は結果概要での表記</p>
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ○各専門職等の抱える課題などの把握 ○各専門職等からみた支援が必要な人・家族、住民、地域の状況の把握 ○各専門職等が次期計画策定に向けて必要と考える視点の把握
調査方法	事前ヒアリングシートを配布・回収し、その内容を踏まえて対面ヒアリングを実施

2) ヒアリング調査の結果概要

(1) 活動状況及び抱える課題など

現行の地域福祉計画・地域福祉活動計画の以下の事項の実施状況・課題
<p>①各分野での相談支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケア会議にて連携強化。【地域包括】 ● 地区担当者会議での情報共有により、相談機能を強化。【地域包括、社協】 ● 個別ケースについては、個々で連携を図り対応。→担当者の職人技、属人的な連携【地域包括、障害、子育て包括、子育て支援課、生活困窮、自立協、外国人】 ● 相談員の人材確保・育成が課題。【障害】 ● 外国人への相談支援については常設の場が必要。【外国人】
<p>②分野横断型の支援体制の構築・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区担当者会による多分野との顔の見える関係づくり、具体的な連携対応。今後もさらなる充実が必要。【地域包括、障害、生活困窮】 ● サポートネットつなぐがスタートしたが、市民への周知不足と参加団体の相互理解・スキルアップが課題。【障害】 ● 「にも包括」ワーキングで他機関と顔の見える関係づくりを推進。【障害、自立協】 ● 要対協を通じて連携。【子育て支援課】 ● ヤングケアラーなどでの分野横断型連携が必要。【子育て支援課保育士】 ● 18歳以上になった際の支援の継続が課題。つなぎ先が不明。【子育て支援課】 ● 8050問題などの複合的な課題への対応はどこが主導するかで時間がかかる。【自立協】 ● 多分野連携については「職人技」的な対応が多く、たらいまわしになるケースもあり。【自立協】

現行の地域福祉計画・地域福祉活動計画の以下の事項の実施状況・課題
<p>③多様な出会い、交流の機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域への愛着を育むために地区社協で住民交流を進めてきたが、コロナ禍の3年間ほとんどの交流事業が中止となり、担い手の地域活動へのモチベーションの低下も見られ、地域への関心の希薄化が進行。【社協】 ● 男性が参加しやすい交流の場が少ない。【社協】
<p>④地域で気軽に集える居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍においてもいきいき百歳体操やこども食堂の活動が広がっている。【社協】 ● 地区社協モデル事業の地区懇談会では「地域での集いの場が必要」との意見が挙がるが、担い手不足が課題。また、地区によっては場所の確保も課題。【社協】 ● 障害者やひきこもりの人のための居場所ができていない。【社協】 ● 子育て世代が集える場所が少ない。【社協】
<p>⑤既存の担い手・活動団体等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協では、課題解決型の組織に転換していくため、新たな担い手を受け入れるとともに、既存の担い手の負担軽減するための組織体制の再構築等が必要。【社協】 ● 地域課題が複雑化・複合化する中、単体の地域活動団体では解決できない課題が増加しており、今後はより一層、団体の横のつながりが必要。【社協】
<p>⑥新たな担い手・地域活動等の発掘・育成と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動への参加意向がある市民もおり、活動参加のきっかけの創出、参加意向がある市民の受け入れ体制や受け入れる側(既存の担い手)の意識変化も必要。【社協】
<p>⑦地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題の解決に向けた取り組みに向けて、地区社協の運営体制などに関する検討が必要。(モデル事業を通じて運営体制・組織体制を見直している地区社協もあり)【社協】 ● 今後は、企業や社会福祉法人との連携が必要。【社協】
<p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難事例は時間がかかり、疲労感・負担感増大。【地域包括、障害、子育て包括、子育て支援課】 ● 複合的課題に関する相談が増加、対応が蓄積。【地域包括、障害、子育て支援課】 ● 隠す、認識なし、支援拒否で対応・支援がより困難になる。【地域包括】 ● 業務過多、相談対応増加によるマンパワー不足。体制の再構築が必要。【地域包括、障害、子育て支援課】

相談支援の連携状況
<p>①他の相談支援機関との状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区担当者会議の活用。【地域包括、障害、社協】 ● 関連する事業所との情報共有、連携。【地域包括、障害、子育て包括】 ● ケースに応じて各分野の専門機関と個別に連携。【地域包括、障害、子育て支援課、生活困窮】 ● 要対協、ケース会議など通じた関係機関等との連携。【子育て支援課】 ● 「にも包括」ワーキングで他機関と顔の見える関係づくりを推進。【障害、自立協】 ● ケースに応じて同様の活動団体等と連携。公的支援機関との連携はあまりなし。メンバーの個人的なつながりで連携するケースあり。【外国人】
<p>②地域団体・住民との連携状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員との連携。情報収集・共有、相談対応、見守りなどの支援。民生委員が地域での連携先。【地域包括、障害、子育て包括、子育て支援課、生活困窮、成年後見】 ● 地域の集いの場、居場所、サロン、こども食堂、認知症カフェなどとの連携。また、個別ケースで民生委員、自治会などと連携。【地域包括、障害、子育て包括、子育て支援課、成年後見】 ● 要対協で顔を知る地域の人なら連携しやすい。【子育て支援課保健師】

他の主体に期待すること

- 連携のためには、各専門機関とのつながり、情報共有、役割などの相互理解が必要。【地域包括】
- 市窓口での相談対応の充実。(すぐ振るのではなく、アセスメント・深掘りをしてほしい)【障害、外国人】
- 市民への福祉・人権に関する啓発、教育の強化。【障害、成年後見、自立協、外国人】
- 住民の福祉意識を育むために、小学校や中学校からの福祉教育の推進が必要であり、学校との連携を強化し、機会を増やしたい。【社協】
- 制度の狭間や地域課題の複合化に伴い、庁内連携は必須となっている。地域づくりについても縦割りではなく横串が必要。【社協】

(2) 当事者や担い手の状況

当事者・住民の状況

- 複合的な課題を抱える住民、制度の狭間の人は増加傾向。【地域包括、障害、子育て包括、生活困窮、成年後見、自立協】
- キーパーソンが崩れることで一気に複合的課題を抱える困窮世帯になるケースあり。【障害】
- 介入できた時には支援が困難な状態、重篤な状態のケースに。【地域包括、障害、自立協】
- 地域から孤立している障害者、子育て世代が多い。【障害、子育て包括】
- 18歳以上で支援が必要な人(ひきこもり、ヤングケアラーなど)がいるが、支援が難しい。【子育て支援課保健師】
- 就労環境の問題を抱える外国人、学校でのいじめや対応に悩む外国人の子ども、福祉サービスが利用しづらい外国人など。【外国人】
- 地域活動への参加意向がある人は少なからず存在していると感じている。【社協】
- 地域をよくしたいという想いはあっても、自身が主導して取り組もうという人は少ない。【社協】
- 地区社協モデル事業に関わった人には「我が事」の意識が醸成されているが、住民全体の意識醸成には至っておらず、今後の対応が必要。【社協】

担い手の状況

- 地域活動の担い手の高齢化が深刻。同じ人に負担が偏り、後継者もみつからない。【地域包括】
- 担い手のメインは民生委員。家族会など当事者団体の高齢化。【自立協】

(3) 次期計画策定に向けて必要と考える視点

★分野横断型の支援体制・連携強化

- 分野横断的な支援体制の構築。具体的な仕組みの明示。押し付けあいにならない関係、役割分担の明確化と各機関の相互理解。【地域包括、障害、成年後見、自立協】
- 多職種との情報共有。連携は「命」。【子育て支援課保健師】
- 専門職同士のつながりだけでなく、地域住民も巻き込んだつながりづくりが必要。【地域包括】
- 各福祉施策を横断的に活用できるような柔軟な対応が必要。全体を俯瞰し、既存の取り組みを整理、改善できる司令塔的な役割の創出。【自立協】
- 相談支援体制のみならず、参加支援・地域づくりも含めた、制度の壁を越えた連携。【社協】

★人材確保、人材育成

- 分野横断型の福祉人材の確保、育成。【障害】
- 専門相談員の配置が必要。【子育て支援課保育士】
- システム構築も重要だが、人員を増員し、スキルアップを図ることが重要。「仕組みづくり」だけではなく「人員確保・質の確保(スキルアップ)」も必要。【子育て支援課保健師】
- 権利擁護支援の担い手(専門職、地域)の創出。【成年後見】
- 支援自身をサポートする仕組み、体制づくり。【自立協】
- 新しい担い手確保、福祉意識の醸成に向けた福祉教育の充実。【社協】

★地域資源の創出

- 課題に対応できる地域資源の開発、人材の育成。【地域包括】
- 権利擁護支援の担い手の育成。【成年後見】
- 地域活動の新たな担い手の確保・育成と既存の担い手への支援。【自立協】
- インフォーマルサービス、地域資源の整備、情報共有の仕掛けづくり。【障害】
- 地域でSOSに気づき、支援につなげることができる場、機能が必要。【地域包括、子育て支援課保育士】
- 高齢者分野のサービスの障害者への拡充(配食サービス・矢田移動支援など)。【障害】
- 地域での見守り体制の強化に向けて、地区社協大和郡山モデルのさらなる推進が必要。【社協】

★その他

- こども家庭センター開設。【子育て包括】
- 高齢者のデジタルデバイドの解消。【地域包括】
- 他機関と連携した予防的アプローチ。(任意後見制度などの周知)【成年後見】
- SOSが言えるまちづくり。心のバリアフリー。【地域包括・成年後見】
- 課題を反映し、具体的な対応策を明示する。【地域包括】
- 外国人が安心して相談したり、集える常設の場、庁内での外国人に対応する窓口・係が必要。【外国人】

4. ワークショップ（住民懇談会）の結果

1) ワークショップの実施概要

(1) 目的

地域活動等の担い手の高齢化が進み、若い世代の参加が喫緊の課題となっている中で、若い世代の地域活動に対する意識・関わりの現状、関わりに向けたニーズなどを把握する必要があることから、若い世代に直接問いかけ、一緒に考えてもらう機会として、ワークショップを開催しました。

なお、ワークショップでは、若い世代の地域活動に対する意識・ニーズ、参加するために必要な環境・仕組みなどのアイデアを把握します。また、それらの結果を地区社協などの既存の担い手と共有し、各地域での若い世代の参加を促進する取り組みを検討・実施していくとともに、市及び市社協においても結果を共有し、市全体で若い世代の地域活動への参加を促進する仕組み・事業等を検討・創設し、地域活動を支援していくことをめざします。

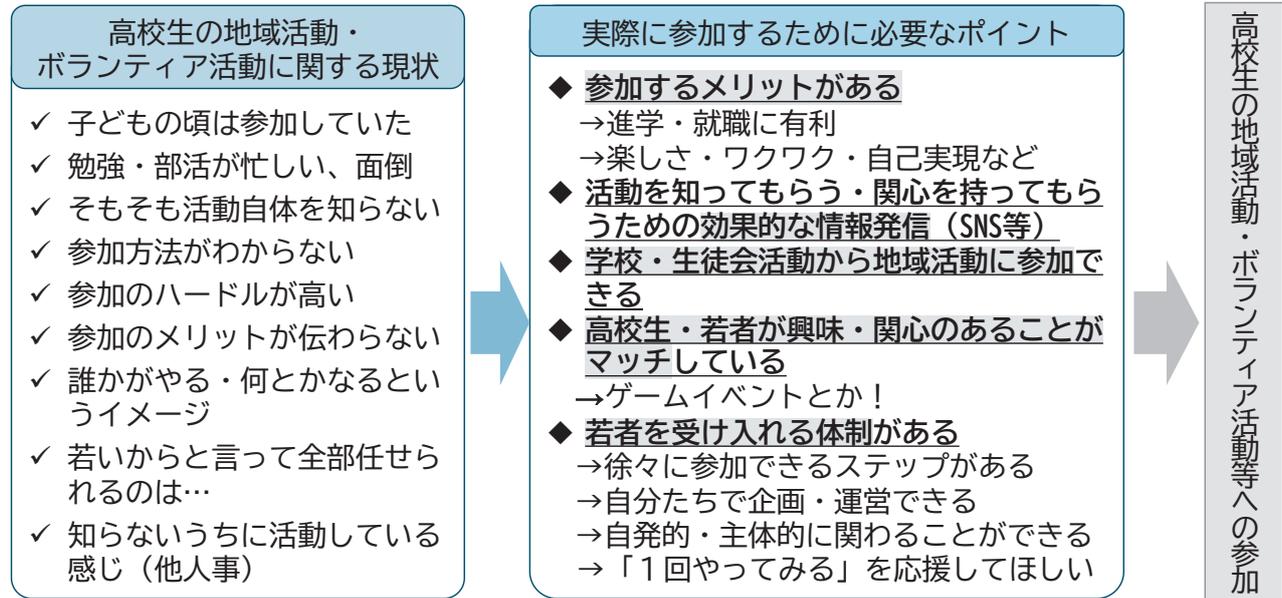
(2) 実施状況

対象		募集方法	開催日	参加者数
高校生 ワークショップ	郡山高校	各校に直接依頼	7月19日（水）	3名
	奈良高専		8月4日（金）	12名
	大和中央高校		8月28日（月）	5名
20～50歳代対象 ワークショップ	社会福社会館	市広報、市・市社協	7月23日（日）	13名
	片桐地区公民館	HP・SNS等で募集	7月29日（土）	8名

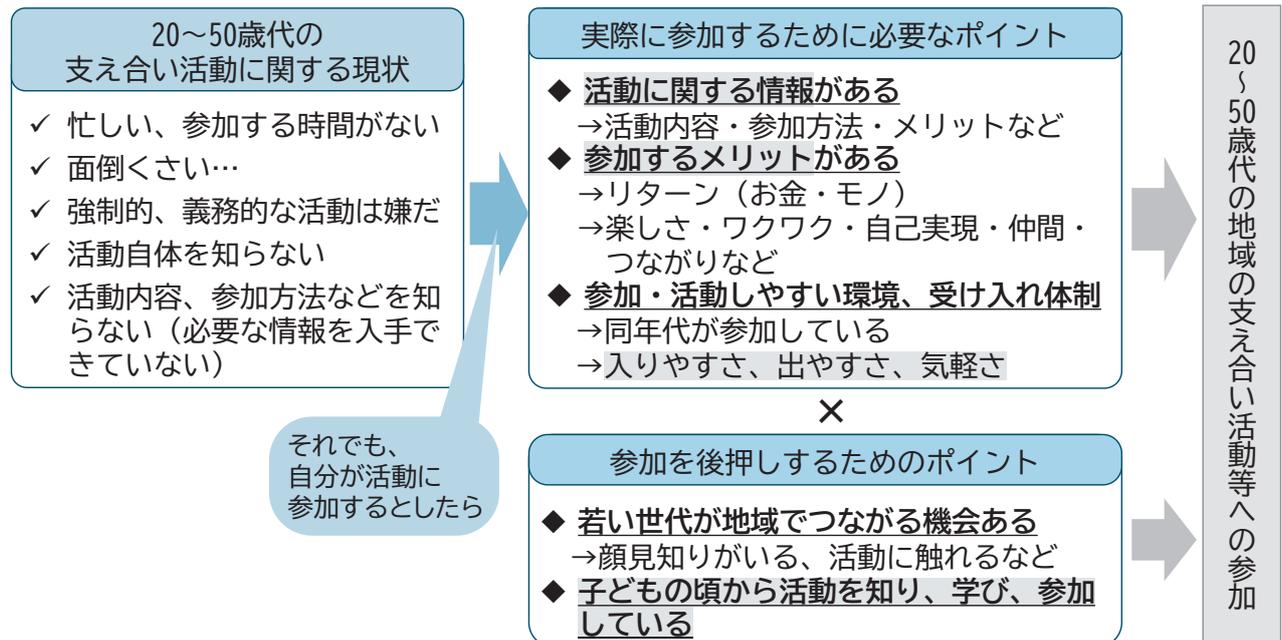


2) ワークショップの結果概要

(1) 高校生ワークショップの結果概要



(2) 20～50歳代対象ワークショップの結果概要



5. 大和郡山市地域福祉計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子高齢社会の進展に伴い生じる市民の多様な生活上の課題の解決を目指し、市民・福祉活動者・事業者等の地域社会を構成するものと行政が、協働により計画的・効果的に地域福祉を推進する地域福祉計画の策定を行うため設置された大和郡山市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）について、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。

- (1) 本市における地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表者
- (3) 社会福祉活動に従事している者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 一般住民
- (6) 行政
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 策定委員会は、専門的な調査・研究のため、必要なときに専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成等、必要な事項については、策定委員会において、その都度定めるものとする。

3 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し専門部会への出席、資料の提出、意見の開陳、説明等を求めることができる。

4 専門部会は、検討を行った事項について、策定委員会に報告を行うものとする。

(公募委員選考委員会)

第9条 第3条第2項第5号に規定する公募委員の選考を行うため、策定委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長には福祉部長をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、選考委員会について準用する。

5 選考委員会は、別表2に定める選考基準に基づき、公募委員の応募者のうちから公募委員となるべき者を選考する。

(庶務)

第10条 策定委員会及び選考委員会の庶務は、地域包括ケア推進課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び選考委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される策定委員会は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

別表1 (第9条関係)

【公募委員選考委員会】

副市長

福祉部長

すこやか健康づくり部長

福祉部障害福祉課長

福祉部生活支援課長

福祉部介護福祉課長

福祉部地域包括ケア推進課長

すこやか健康づくり部子育て支援課長

すこやか健康づくり部保育支援課長

すこやか健康づくり部保健センター所長

総務部企画政策課長

別表2（第9条関係）

【公募委員選考基準】

- (1) 特別な理由なく市税等の滞納がある等、委員として適当でない者を除き、満18歳以上の住民を選ぶものとする。
- (2) 応募者には作文を提出させるものとし、その内容は「福祉によるまちづくり」又は「公民協働による地域づくり」に関する内容のものとする。
- (3) その他この選考基準に定めるもののほか選考に関し必要な事項は、委員会の合議により定める。

6. 社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「大和郡山市地域福祉活動計画」を策定するため、大和郡山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 社協会長は、期間を同じくして大和郡山市（以下「市」という。）が社会福祉法第107条に規定する「大和郡山市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」を策定するときは、市の福祉計画と 大和郡山市地域福祉活動計画は、共同して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は委員20名程度をもって組織し、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。ただし、第1条第2項に掲げる計画を共同で策定するため、市福祉計画策定委員会を設置した場合は、市福祉計画策定委員会委員に委嘱することができるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表者
- (3) 社会福祉活動に従事している者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 一般住民
- (6) 行政機関の職員
- (7) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、大和郡山市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に変更が生じた場合は、前任者の残存期間とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。ただし、第2条第1項の規定により委員を市の地域福祉計画策定委員をもって委員会委員としたときは、市福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもってこれにあてる。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し会議の議長となる。ただし、最初に開催される会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(公募委員選考委員会)

第6条 第2条第1項第5号に規定する公募委員の選考を行うため、策定委員会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は事務局長、副委員長は福祉課長をもって充てる。

4 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、選考委員会について準用する。

5 選考委員会は、別表2に定める選考基準に基づき、公募委員の応募者のうちから公募委員となるべき者を選考する

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協福祉課で処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬は、第5条第1項で招集された委員会に出席することにより支給し、支給額は1日に付き5,000円とする。ただし、委員会が市福祉計画策定委員会と同日に開催される場合は、報酬を支給しない。また委員が職務遂行のため要した費用は、その相当額を弁償することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

(付則)

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

別表1 (第6条関係)

【公募委員選考委員会】

事務局長

福祉課長

総務課長

施設事業課長

別表2 (第6条関係)

【公募委員選考基準】

(1) 大和郡山市に在住で満20歳以上の住民を選ぶものとする。

(2) 応募者には作文を提出させるものとする。

(3) その他この選考基準に定めるもののほか選考に関し必要な事項は、委員会の合議により定める。

7. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

区分	氏名	選出団体及び役職名
学識経験者	◎ 渡辺 一城	天理大学 教授
住民代表者	○ 村田 俊太郎	大和郡山市議会 教育福祉常任委員長
	植村 俊博	大和郡山市自治連合会 会長
	小高 亨	大和郡山市高友クラブ連合会 会長
	亀岡 静代	郡山女性ネットワーク 会長
社会福祉活動 従事者	植松 明夫	大和郡山市地区社会福祉協議会連合会 会長
	仲村 美智代	大和郡山市社会福祉協議会 事務局長
	大垣 敬光	大和郡山市民生児童委員連合会 会長 (～令和4年11月30日)
	小泉 靖子	大和郡山市民生児童委員連合会 会長 (令和4年12月1日～)
	森脇 崇	大和郡山市地域自立支援協議会 会長
	乾 由美子	大和郡山市こども・子育て会議 副会長
	堀内 昭雄	大和郡山市ボランティア連絡協議会 会長
保健・医療介護 関係者	松本 光弘	一般社団法人大和郡山市医師会 会長 (～令和5年6月22日)
	西崎 和彦	一般社団法人大和郡山市医師会 会長 (令和5年6月23日～)
	大國 康夫	大和郡山市高齢福祉施設責任者連絡会 代表
一般住民	寺谷 公憲	公募委員
	西中 明日香	公募委員
行政	植田 亮一	大和郡山市役所 福祉部長
	徳田 耕一	大和郡山市役所 すこやか健康づくり部長

◎印は委員長、○印は副委員長。()は任期。

8. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会開催経緯

回数	開催年月日	議題
第1回	令和4年(2022年) 11月1日(火)	(1) 次期大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて (2) アンケート調査の概要について
第2回	令和5年(2023年) 3月16日(木)	(1) 市民対象アンケート調査結果について (2) 民生委員・児童委員対象アンケート調査結果について (3) 現行計画の重点的な取り組みの進捗状況について
第3回	令和5年(2023年) 7月31日(月)	(1) 現行計画の振り返りについて (2) 次期計画のフレームについて
第4回	令和5年(2023年) 10月27日(金)	(1) ワークショップ(住民懇談会)の報告 (2) 計画素案について
第5回	令和5年(2023年) 12月19日(火)	(1) 計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
第6回	令和6年(2024年) 2月13日(火)	(1) パブリックコメントの結果について (2) 計画最終案について

9. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経緯

年	月	内 容
令和4年 (2022年)	7月	大和郡山市地域福祉計画等策定業務プロポーザルの実施
	8月	大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会公募委員の募集
	11月	第1回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
		市民対象アンケート調査の実施(11~12月)
12月	民生委員・児童委員対象アンケート調査の実施(11~12月)	
令和5年 (2023年)	2月	地域活動団体・社会福祉法人等対象アンケート調査の実施(2~3月)
	3月	
	7月	第3回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
		ワークショップ(住民懇談会)の実施(7~8月)
	8月	
	10月	第4回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
12月	第5回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	
令和6年 (2024年)	1月	パブリックコメントの実施
	2月	第6回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	3月	大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

10. 大和郡山市地域福祉計画策定庁内検討委員会

開催年月日	内 容
令和4年(2022年) 12月23日(金)	課長級 ○次期大和郡山市地域福祉計画の策定に向けて ○本市における包括的な支援体制の整備について ○計画策定の進め方について(スケジュール等)
令和5年(2023年) 5月12日(金)	実務担当者・係長級 ○次期大和郡山市地域福祉計画の策定に向けて ○計画策定の進め方について(スケジュール等)
令和5年(2023年) 7月14日(金)	福祉部・すこやか健康づくり部実務担当者・係長級 ○大和郡山市地域福祉計画の振り返りについて ○次期地域福祉計画のフレームについて ○大和郡山市における重層的支援体制整備事業の導入について

■庁内検討委員会の構成

企画政策課、総務課、財政課、市民課、保険年金課、人権施策推進課、西田中町ふれあいセンター
 介護福祉課、障害福祉課、生活支援課、子育て支援課、保育支援課、地域包括支援センター、
 保健センター、地域振興課、環境政策課、スポーツ推進課、管理課、建設課、住宅課、
 入札検査課、まちづくり戦略課、まちづくり事業課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、
 地域包括ケア推進課

11. 大和郡山市社会福祉協議会ワーキングチーム

年	月	内 容
令和4年 (2022年)	9月	市民対象アンケート内容の検討及び修正作業(9~10月)
	10月	
令和5年 (2023年)	2月	市民対象アンケート結果の共有・分析(2~3月)
	3月	
	6月	ワークショップ(住民懇談会)の実施に向けて検討及び準備 (ファシリテーターのメンバー調整等)
	7月	20~50歳代及び高校生対象ワークショップ(住民懇談会)へファシリテーターとして参加
	8月	
	9月	計画素案の内容確認及び修正作業
	10月	ワークショップ(住民懇談会)結果の共有及び振り返り
11月	計画素案修正の確認作業	
令和6年 (2024年)	2月	パブリックコメント結果報告及び計画最終案の確認

※その他の活動：現行計画（第1次地域福祉活動計画）の進捗管理シートを毎年作成。

12. 用語解説

【ア行】

●LGBTQ

レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字で、多様な性のあり方を表す言葉。レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシャルは両性愛者、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感を持つ人のこと。また、クエスチョニング（Questioning）は、自分の性自認や性的指向が定まらない人のこと。

【カ行】

●虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つける行為のこと。殴る、蹴るなどをして身体に痛みを与える身体的虐待、脅しや侮辱などで精神的に苦痛を与える心理的虐待、本人が同意していない性的な行為などによる性的虐待、本人の合意なしに財産や金銭を使用する、または理由なくその使用を制限するなどの経済的虐待、育児や介護などを放棄するネグレクトなどがある。

●協力雇用主会

犯罪・非行の前歴のために仕事に就くことが容易ではない刑務所等出所者等について、事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主の会。

●権利擁護支援

認知症や精神・知的障害等のために、自分で判断したり、意思や権利を主張したりすることが難しい人の権利が守られるよう支援すること（成年後見制度、日常生活自立支援事業など）。

●更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

●子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口。妊娠・出産・子育ての不安や悩みについて、保健師や助産師がアドバイス等を行う。

●こども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供する取組みを行うもの。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組みも含んでおり、子どもの食育や居場所づくりだけではなく、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点へと発展することも期待される。「地域食堂」と呼ばれる場合もある。

【サ行】

●災害ボランティアセンター運営マニュアル

大和郡山市において大災害が発生したときに、市社協と市が連携して多数の災害ボランティアの申し出を円滑に被災者支援に結びつけるため、市社協において作成されたマニュアル。

●災害時ケアプラン

市内の浸水想定区域など危険な地域に居住する単独で避難が困難な要支援者について、その方の日常生活をサポートしているケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得ながら、災害時に誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載した個別避難計画のこと。

●災害時避難行動要支援者名簿

災害時に支援が必要となる高齢者や障害者等に対して、地域の協力により、早期に安全な場所に避難できる支援体制づくりのための基礎資料となる名簿。70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、要介護度3以上の方など、災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とし、名簿登載の申し出をした方が対象となる。

●再犯防止

犯罪や非行をした人が、再び罪を犯さないように指導・支援すること。

●自主防災組織

災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うために、地域で自主的に結成する組織。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

●社会的孤立状態

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。

●社会福祉法人

社会福祉法において「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されている民間団体。

●出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合をいう。

●障害者相談支援センター

障害のある人やその家族などの相談に応じるための相談窓口。

●消費者被害

商品やサービスの購入、使用に伴う身体的被害や経済的被害のこと（訪問販売や電話勧誘販売、ネットショッピングのトラブルなど）。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体上に障害がある人に交付されるもので、取得することによって各種サービスを受けることができる。障害の程度により1級から6級までの区分がある。

●生活困窮者・生活困窮世帯

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある個人・世帯。

●生活支援員

日常生活自立支援事業において、認知症高齢者や障害者など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用についての情報提供や諸手続きの援助、金銭管理等を行う支援員のこと。

●生活支援コーディネーター

既存の取り組み・組織等も活用しながら、資源開発や関係者のネットワーク化を行い、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施する役割を持つ者。地域支え合い推進員とも呼ばれる。

●生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による生活支援サービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターの配置や、地域ごとに協議体の設置を行う。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害の状態にある人に交付されるもので、取得によって各種サービスを受けることができる。障害の程度により、1級から3級までの区分がある。

●制度の狭間

何らかの支援が必要であるが、既存の制度では対応することのできない状態（ひきこもり、サービス利用拒否など）。

●成年後見支援センター

成年後見制度に関する相談や、制度に関する広報・啓発、後見人の支援や専門機関との連携等を行う成年後見制度の相談窓口。大和郡山市では令和3年（2021年）4月1日に社会福祉会館内に開設。

●成年後見制度

認知症や知的・精神障害等のため判断能力が不十分な人を法的に保護し、支援するための制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

【夕行】

●地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域ケア会議

個別ケース（困難事例等）の支援を通じて、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るための提案や地域に共通した課題の抽出を行い、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりに必要なネットワーク構築を図ることで、政策形成につなげるための会議。

●地域自立支援協議会

障害のある人と各関係機関、民生委員、福祉サービス事業所など、様々な立場の人が集まり、障害のある人の地域生活における課題の共有や、暮らしやすい生活をどのように実現していくかの検討を行う協議会。

●地域における公益的な取組

社会福祉法人による地域への貢献活動。すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されている。（社会福祉法第 24 条第 2 項）

●地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

●地域包括支援センター

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から支えるための総合相談窓口。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などの専門職が連携をして、総合相談業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っている。

●地区社会福祉協議会（地区社協）

誰もが安心して暮らすことのできる住みよい福祉のまちとするために、地区内の福祉問題について、みんなで考え、協力しあいながら、その解決をめざす住民主体の組織。市内には 8 つの地区社協があり、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等、地域の様々な団体や個人が横の連携をとって、地域の特性にあった福祉活動を展開している。

●地区担当者会議

地域包括支援センター、市社協、保健センターの地区担当者等が、複合的で複雑な個別課題や地域の課題を共有し、検討する会議。また、テーマに応じて、地域の専門職や地域活動の担い手等も参加し、専門職と地域との連携を図る。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。暴力には、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、威嚇する、無視する、行動を制限するなどの心理的暴力、性的行為や中絶の強要などの性的暴力なども含まれる。

【ナ行】

●日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障害等のため判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理・福祉サービスの利用料の支払い支援や福祉サービスについての情報提供などを行う事業。

●認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等が行方不明になった場合、関係機関・地域の協力を得て早期に発見・保護するための体制を構築し、行方不明高齢者等の安全確保とその家族等の精神的負担の軽減等を図るためのネットワーク。

●認知症カフェ

認知症の方やその家族が気軽に立ち寄ることができ、安心できる地域の居場所。認知症についての悩みや不安を話しあったり、専門家から医療や介護などの知識を学ぶことができる。

●認知症サポーター

地域や職場、学校など様々な場面で認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

●ネグレクト

幼児や児童、高齢者、障害者などに対して、その保護や世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

【ハ行】

●8050 問題

80代の高齢の親が50代の中高年のひきこもりの子を支えている世帯で、地域や相談機関とつながることができず、社会から孤立し、経済的に困窮する等の課題を抱えていること。

●バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で、妨げとなるバリア（障壁）を除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

●ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

●複合的な課題

一人または一つの世帯において、複数の福祉課題・生活課題が存在しているケースのこと（8050問題や介護と育児のダブルケアなど）。

●プラットフォーム

地域課題の解決に向けて、地域の住民や活動団体等が積極的にかかわり、地域の理想の将来像を考えるために話しあう場やそのネットワークのこと。

●ふれあい・いきいきサロン（地域ほのぼのサロン）

ひとり暮らし高齢者や、外へ出かける機会の少なく、家に閉じこもりがちな高齢者等がお互いにつながりを持てるよう、ボランティアが主体となって開催する場（サロン）。

●分野横断型の支援体制

分野別の対応では困難となる、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯への課題解決に向けて、「高齢」「障害」といった分野を超え、相談支援機関・多職種間が連携して支援を行う体制のこと。

●包括的な支援体制

様々な分野の課題が絡みあって複雑化することや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられる中、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画してつくる支援体制のこと。

●防災マップ

大規模な自然災害が発生した場合に、住民が自主的かつ迅速に避難するために必要な情報について、避難場所や医療機関の場所などを地図上にわかりやすく加工して示したもの。

●保健センター（さんて郡山）

健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に関する事業を地域住民に行うための施設。地域保健法第 18 条において市町村は市町村保健センターを設置することができるとされている。平成 7 年（1995 年）4 月開設。

●保護司会

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

●ボランティアセンター

市民が地域において自発的にボランティアに参加できるよう、ボランティアの登録や活動のコーディネート、養成のための講座の開催等を行う機関。

また、ボランティアをしたい人と、してほしい人の橋渡し等を行うボランティア相談窓口として、ボランティアビューローを設置している。

【マ行】

●マイ個別避難計画

歩けるが災害時の避難には少し不安を感じる要支援者について、近隣の要支援者同士で話しあって、一緒に逃げる人（避難同行者）とともに、どのように連絡を取りあい、どこに避難するかなど、あらかじめ整理し、記載した個別避難計画のこと。

●民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために一般市民の中から厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の福祉ニーズを把握し、手助けが必要な人に対して相談に応じたり、助言などを行う者。

【ヤ行】

●大和郡山市社会福祉協議会（市社協）

社会福祉法に基づき、全国の市区町村、都道府県・指定都市に設置されている民間非営利団体。地域住民やボランティア、福祉・保健・医療などの関係機関・団体の協力を求めながら地域福祉を推進する様々な活動を行っている。

●大和郡山市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための計画。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや、それに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めている。（子ども・子育て支援法第 61 条に基づく）

●大和郡山市障害者福祉長期計画

障害のある人が必要な支援を受けながら、自分の意思で自立と社会参加ができる社会の実現をめざし、施策を推進するための計画。施策を推進するための基本理念、基本目標、その方向性を定めた障害者施策推進の指針。（障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく）

●大和郡山市障害福祉計画

障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示し、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を推進するための計画。（障害者総合支援法第 88 条および児童福祉法第 33 条の 20 に基づく）

●大和郡山すこやか 21 計画

市民が生涯にわたり健康で豊かな生活を送れるよう、市民との協働による健康づくりを推進するための計画。健康づくりと密接に関係のある食育の推進は健康なまちづくり計画には不可欠となることから、「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に併せて策定しており、平成 30 年度（2018 年度）の中間見直しからは、「自殺対策計画」も包含している。（健康増進法第 8 条第 2 項、食育基本法第 18 条、自殺対策基本法第 13 条に基づく）

●大和郡山市総合計画

大和郡山市のまちづくりを進める上で最も基本となる計画。市政運営の指針として本市のめざす将来像を明らかにする「基本構想」と、これを行政の取り組みとして具体化する「基本計画」で構成される。様々な分野別計画の上位計画となるため、各分野の個別計画は、総合計画で定めた将来像やまちづくりの基本指針等を踏まえた上で総合計画を補完し、具体化する計画として位置づけられる。

●大和郡山市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための計画。女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「女性活躍推進計画」、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく「DV 防止基本計画」も含まれる。（男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく）

●大和郡山市地域防災計画

大和郡山市域において起こりうる災害に対して、市、防災関係機関（消防、ライフライン事業者等）、企業・住民がそれぞれ果たさなければならない責務と役割を記述したもので、市の災害対策の基本となる計画。市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害の予防、応急対策及び復旧・復興計画などについて、あらかじめ定めている。（災害対策基本法第 42 条に基づく）

●大和郡山市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、めざすまちの将来像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針をまとめたもの。

●大和郡山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉法に基づき、高齢者の居宅生活支援及び高齢者福祉施設による事業の供給確保を図るため策定する老人福祉計画と、介護保険法に基づき、本市における高齢者の現状や背景を踏まえて介護サービスの供給体制の構築とその適正な運営を図るために策定する介護保険事業計画に、健康増進法に基づく施策などを併せ、一体的に策定したもの。（老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条に基づく）

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。

●ユニバーサルデザイン

年齢・性別・国籍・心身状態に関係なく、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインすること。またはそのようなデザインにしたもの。

●要介護認定者

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護保険制度における介護サービスを受けられるよう認定を受けた者。

●要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童や、支援が必要とされる児童や保護者に対し、関係機関が連携を図り、対応を行うための法定化されたサポートネットワーク。各関係機関のメンバーには守秘義務が課せられている。

【ラ行】

●ライフステージ

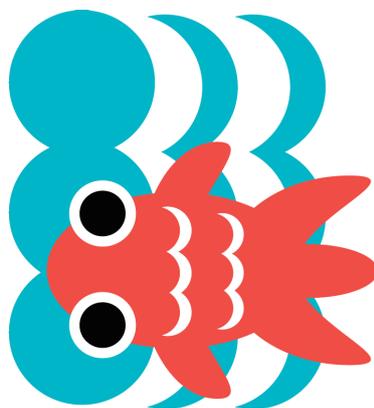
幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における各段階のこと。

●療育手帳

こども家庭相談センター（児童相談所）または知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、取得によって各種サービスを受けることができる。障害の程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分がある。

●老人福祉センター（ゆたんぼ）

60 歳以上の市民の仲間づくりや健康維持、レクリエーション、教養の向上などを目的とした施設。民踊・社交ダンス・民謡・新舞踊・詩吟などの各種教室を毎週実施している。



第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画
令和6（2024）年3月

編集・発行

大和郡山市
地域包括ケア推進課

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4

TEL：0743-53-1151（内線 585）

FAX：0743-55-6831

社会福祉法人 大和郡山市社会福祉協議会

〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8

TEL：0743-53-6531

FAX：0743-55-0986